

# 北谷町第7期障害福祉計画及び 北谷町第3期障がい児福祉計画

(案)

令和6年(2024年)9月現在

北谷町

※おことわり・・・本計画書中「障害」の表記について、「障がいのある人(こども)」や「障がい者(児)」のように『人』に関する場合は、「害」の字をひらがなで表示するものとします。また、「子供」「子ども」「子」「児童」「生徒」等の表記について、こども基本法の趣旨に基づき、ひらがなで「こども」と表示するものとします。ただし、障害者基本法や身体障害者手帳など国の法令等に基づくものなどはそのまま表示します。

# 目次

<b>第1章 計画策定の基本事項</b> .....	1
1. 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2. 計画の対象 .....	1
3. 障がい者施策の動向 .....	2
4. 社会情勢の変化 .....	4
5. 障がい者計画と障害福祉計画・障がい児福祉計画との関係 .....	6
6. 計画の位置づけ .....	7
7. 計画の期間 .....	8
	障がい者計画と統一
<b>第2章 障がいのある人を取り巻く状況</b> .....	9
1. 北谷町の人口と世帯数 .....	9
2. 障がいのある人の概況 .....	14
3. 障害福祉サービス等の利用状況 .....	27
4. 地域生活支援事業の実施状況 .....	30
5. 特別支援保育・特別支援教育の状況 .....	35
6. 障害等の早期発見・早期支援 .....	37
7. アンケート調査結果の概要 .....	42
8. 第4次障がい者計画の進捗状況 .....	52
9. 障がいのある人を取り巻く計画課題 .....	56
<b>第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の点検</b> .....	59
1. 成果目標(第6期障害福祉計画)の達成状況 .....	59
2. 第2期障がい児福祉計画成果目標の達成状況 .....	62
3. 障害福祉サービス等の利用状況の点検 .....	63
<b>第4章 第7期障害福祉計画</b> .....	68
1. 国の基本指針 .....	68
2. 成果目標 .....	71
3. 障害福祉サービスの見込量(活動指標)及び確保方策 .....	78
4. 地域生活支援事業の見込量及び実施方策 .....	92
5. 地域生活支援促進事業の見込量及び実施方策 .....	98
<b>第5章 第3期障がい児福祉計画</b> .....	100

1. 国の基本指針	100
2. 成果目標	101
3. 障害児通所支援等の見込量(活動指標)及び確保方策	103
<b>第6章 計画の推進方策</b>	<b>107</b>
1. 庁内計画推進体制の整備	107
2. 地域及び関係機関等との連携強化	107
3. 人材・サービス基盤の確保推進	107
4. 計画の点検・評価	108

障がい者計画と統一

# 第1章 計画策定の基本事項

---

## 1. 計画策定の背景と趣旨

---

本町では、平成30年(2018年)7月に「北谷町第4次障がい者計画」、令和3年(2021年)3月に「北谷町第6期障害福祉計画及び北谷町第2期障がい児福祉計画」を策定し、「障がい者が地域とともに、いきいきと暮らせるまち・北谷」を目標像に保健、福祉、医療、就労、保育、教育等に関する総合的な障がい者施策を展開してきました。

この間、我が国においては、令和3年(2021年)に医療的ケア児支援法の制定、障害者差別解消法の改正(事業者による合理的配慮の提供の義務化)、令和4年(2022年)に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定、児童福祉法の改正(障害児入所施設の22歳までの入所継続可能、児童発達支援の類型一元化)、障害者総合支援法等の一部改正(地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援)、令和5年(2023年)に障害者基本計画(第5次)の策定など、障がい者施策に関する法令等の成立・改正が次々と打ち出されています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、町民生活に様々な影響を及ぼし、とりわけ障がいのある人にとっては「新しい生活様式」の実践が求められる中、相談支援の機会の喪失やオンライン活用の拡大による情報取得に困難を抱えるなど、大きな影響を受けることとなりました。

こうした、障がいのある人を取り巻く状況が変化する中、地域における障がいのある人の社会参加の機会の確保など、共生社会を実現していくことや、障がいのある人を個人として尊重する社会のあり方がより強く求められるようになっていきます。

本町においても障がいのある人も、ない人も分け隔てなく、ともに生きる社会づくりを更に推し進めていく必要があります。

本計画は国・県の動向を踏まえるとともに、本町の実情を把握した上で、すべての人が住み慣れた地域で自立し安心して暮らしていけるよう、町の分野横断的な取り組みや、関係機関、関係団体、企業、住民等地域の様々な資源のネットワークを強化するなどにより、障がい者施策の計画的・総合的な推進を図るための指針とし策定します。

## 2. 計画の対象

---

本計画の対象となる「障がいのある人(子ども)」「障がい者(児)」は、障害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

### 3. 障がい者施策の動向

以下に、前期計画以降(平成30年(2018年)以降)の関連法等の動向を整理します。

年	月	内 容
平成30年 (2018年)	6月	<u>障害者の文化芸術活動の推進に関する法律</u> 障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的として「障害者の文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。
	11月	<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正</u> 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、基本理念に「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明記するとともに、バリアフリーのまちづくりの取組強化などが施行されました。
平成31年 (2019年)	4月	<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正</u> 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進、貸切バス等の導入時におけるバリアフリー基準適合の義務化などが施行されました。
令和元年 (2019年)	6月	<u>視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律</u> 視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な方の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。  <u>障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正</u> 障がい者の雇を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置が規定されました。  <u>農福連携等推進ビジョンの決定</u> 農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。政府の省庁横断会議によって、農福連携等に取り組む主体を新たに3,000創出することを目標に掲げた「農福連携等推進ビジョン」が決定されました。
	10月	<u>子ども・子育て支援法の一部改正</u> 就学前の障がい児を支援するため、児童発達支援等の利用者負担の無償化が施行されました。
令和2年 (2020年)	6月	<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正</u> 障がい者等へサービス提供できる施設の情報提供の促進、市町村が定める移動等円滑化促進方針への「心のバリアフリー」(教育啓発特定事業等)に関する項目の追加などが施行されました。
令和3年 (2021年)	4月	<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正</u> 公共交通事業者等に対するソフト基準(スロープ板の適切な操作等)の遵守義務の創設、国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務として「車両の優先席、車椅子使用者用駐車施設等、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」などが施行されました。
	5月	<u>障害者差別解消法の一部改正</u> 障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化などが規定されました。
	6月	<u>医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律</u> 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職防止と安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与するため、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)が施行されました。

1

年	月	内 容
令和4年 (2022年)	5月	<u>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法</u> 全ての障がい者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するために、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めた「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(いわゆる、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が施行されました。
	6月	<u>児童福祉法の一部改正</u> 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、障がい児に関して①児童発達支援類型(福祉型、医療型)の一元化、②障害児入所施設の入所児童について22歳までの入所継続を可能とする自立支援の強化が規定されました。
	12月	<u>障害者総合支援法等の一部改正</u> 障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、①障がい者等の地域生活の支援体制の充実、②障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、③精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースの整備等の措置が規定されました。

2

## 4. 社会情勢の変化

### (1)新型コロナウイルス感染症拡大とその対応

令和2年(2020年)1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、町民の生活に様々な影響を及ぼしており、特に、障がいのある人を含め脆弱な立場に置かれている人々が大きな影響を受けています。感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等の課題が生じています。

さらに、感染症拡大防止のため身体的距離の確保やマスク着用等の「新しい生活様式」の実践が求められる中、オンライン活用の拡大等がアクセシビリティ向上等に寄与する一方で、コミュニケーション方法の制約等が生じ情報取得等に困難を抱える障がいのある人もいます。

このような感染症拡大時を始め、地震・台風等の災害発生時といった非常時には、障がいのある人を含め脆弱な立場にある人々がより深刻な影響を受けることから、本計画に掲げる各種施策についても、非常時に障がいのある人が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進める必要があります。

以下に、新型コロナウイルス感染症の動向を整理します。

年	月	新型コロナウイルス感染症の発生状況	日本国内の動向
令和2年 (2020年)	1月	・日本国内で感染者第一例目を確認 ・WHO「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言	
	2月	・沖縄県内で初感染者を確認	・新型コロナウイルス感染症を感染症法上の指定感染症に指定 ・全国の小中高校に一斉休校要請
	3月	・第1波(3月下旬～5月頃)	・新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正する法律公布
	4月		・全国へ緊急事態宣言拡大
	7月	・第2波(7月～8月頃)	
令和3年 (2021年)	11月	・第3波(11月～3月頃)	
	2月		・ワクチン接種開始 ・まん延防止等重点措置の新設
	3月	・第4波(3月下旬～4月頃)	
	7月	・第5波(7月～9月頃) デルタ株の猛威	・2020東京オリンピック開催
	9月		・緊急事態宣言すべての地域で解除
令和4年 (2022年)	1月	・オミクロン株による感染急増	
	3月		・水際対策緩和 観光を除く外国人の入国再開
	8月	・沖縄県の感染者数ピーク(約6千人)	
令和5年 (2023年)	2月		・マスク着用個人判断へ
	5月		・5類感染症へ移行



1 (2)持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)

2 持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)は、平成27年(201  
3 5年)9月、国連サミットにおいて採択され、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」  
4 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標です。

5 令和12年(2030年)を達成年限として、17のゴールと169の細分化されたターゲットから  
6 構成されます。

7 本町においても、「第六次北谷町総合計画」(令和4年(2022年)3月)において、自治体レベ  
8 ルでSDGsの理念と目標を支えるため、総合計画の各分野において関連する目標指標を掲げて  
9 います。

10 本計画の推進に当たっても、上記を踏まえ、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」  
11 という理念のもと、SDGsを推進します。



25  
26  
27

本計画と連携する SDGs



## 5. 障がい者計画と障害福祉計画・障がい児福祉計画との関係

障がい者計画は、障害者基本法の第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」で、市町村における障がいのある人の状況等を踏まえ策定する、市町村における障がいのある人のための施策に関する計画となります。また、計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とすることとしています。国の障害者基本計画(第5次)では下記の11分野の施策を掲げています。

### <国の「障害者基本計画」(第5次)の各論の主な内容(11の分野)>

- |                           |                      |
|---------------------------|----------------------|
| ①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止     | ⑥保健・医療の推進            |
| ②安全・安心な生活環境の整備            | ⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進 |
| ③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | ⑧教育の振興               |
| ④防災、防犯等の推進                | ⑨雇用・就業、経済的自立の支援      |
| ⑤行政等における配慮の充実             | ⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興     |
|                           | ⑪国際社会での協力・連携の推進      |

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」で、障害福祉サービス等の量の見込みの設定及び量の見込みの確保方策並びに地域生活支援事業の実施に関する事項を定める計画となります。

また、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」で、障害児通所支援等の量の見込みの設定及び量の見込みの確保方策、その他障がい児支援の円滑な実施に関する事項を定める計画となります。

両計画とも、「障がい者計画」における障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業等の提供に関し、その供給体制の確保を図るもので、具体的な数値目標を掲げた実施計画としての性格を持ちます。

#### ● 障害福祉計画

- ・成果目標や障害福祉サービス等の見込み量の設定
- ・成果目標の達成方策や障害福祉サービス等の確保方策
- ・地域生活支援事業の見込み量の設定及び実施に関する方策

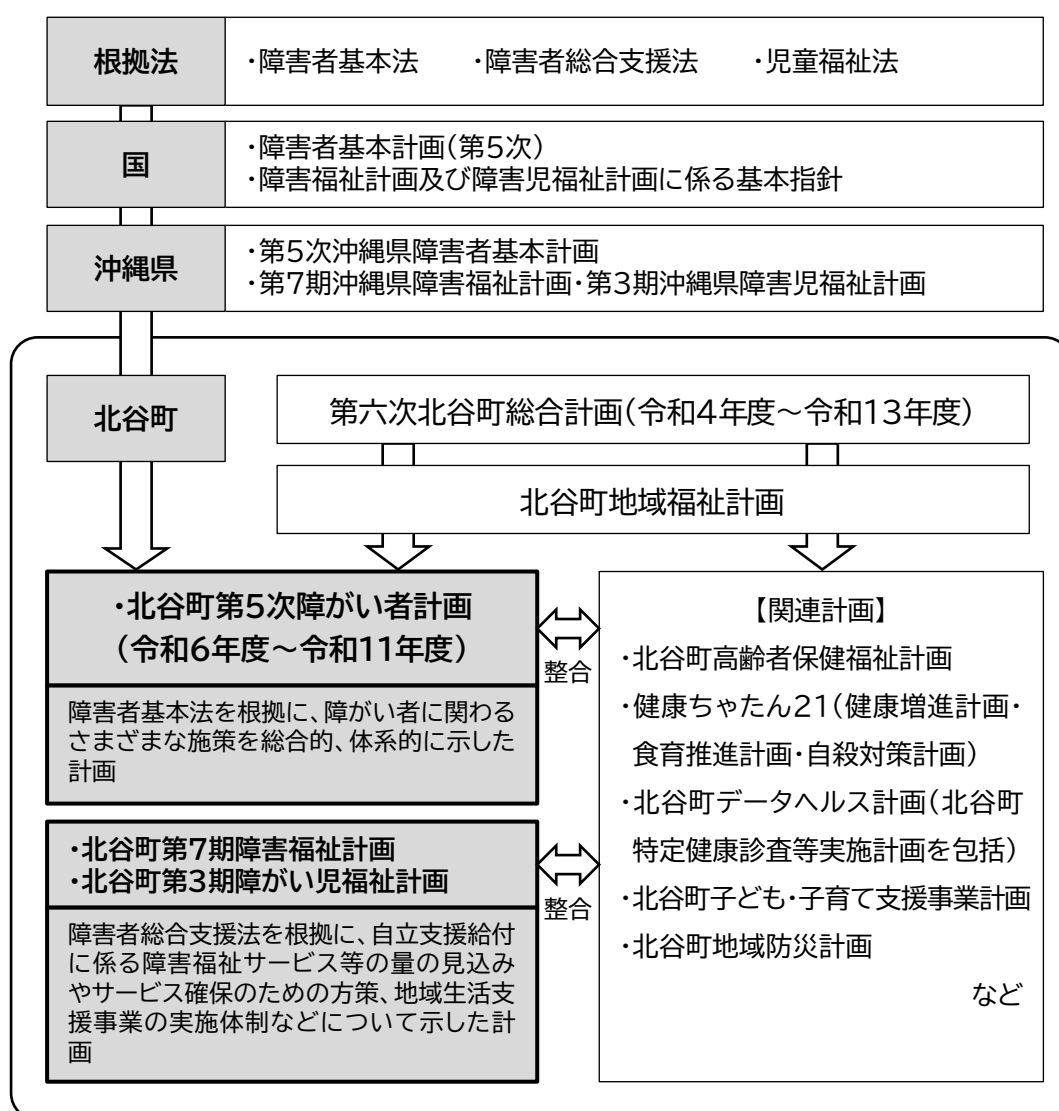
#### ● 障がい児福祉計画

- ・成果目標や障害児通所支援等の見込み量の設定
- ・成果目標の達成方策や障害児通所支援等の確保方策

## 6. 計画の位置づけ

本計画は、国や県の計画を踏まえ、本町の最上位計画である「第六次北谷町総合計画」をはじめ、「北谷町地域福祉計画」、「北谷町高齢者保健福祉計画」、「健康ちやたん21(健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)」、「北谷町データヘルス計画(北谷町特定健康診査等実施計画を包括)」、「北谷町子ども・子育て支援事業計画」、「北谷町地域防災計画」等、関連する他分野の個別計画との整合に配慮した計画です。

<上位・関連計画との関係>



## 7. 計画の期間

「北谷町第5次障がい者計画」の期間は、現計画の期間を継承し、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間とします。障害福祉計画・障がい児福祉計画は3年を1期としており、「北谷町第7期障害福祉計画及び北谷町第3期障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間とします。

なお、障がい者施策にかかわる法制度等の動向や社会情勢等の変化を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

### <計画の期間>

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
国	障害者基本計画	第5次障害者基本計画					
県	沖縄県障害者基本計画	第5次沖縄県障害者基本計画(令和4年度～令和13年度)					
	沖縄県障害福祉計画 及び 沖縄県障害児福祉計画	第7期障害福祉計画及び 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画及び 第4期障害児福祉計画		
町	北谷町障がい者計画	第5次障がい者計画					
	北谷町障害福祉計画 及び 北谷町障がい児福祉計画	第7期障害福祉計画及び 第3期障がい児福祉計画			第8期障害福祉計画及び 第4期障がい児福祉計画		

11  
12  
13  
14

## 第2章 障がいのある人を取り巻く状況

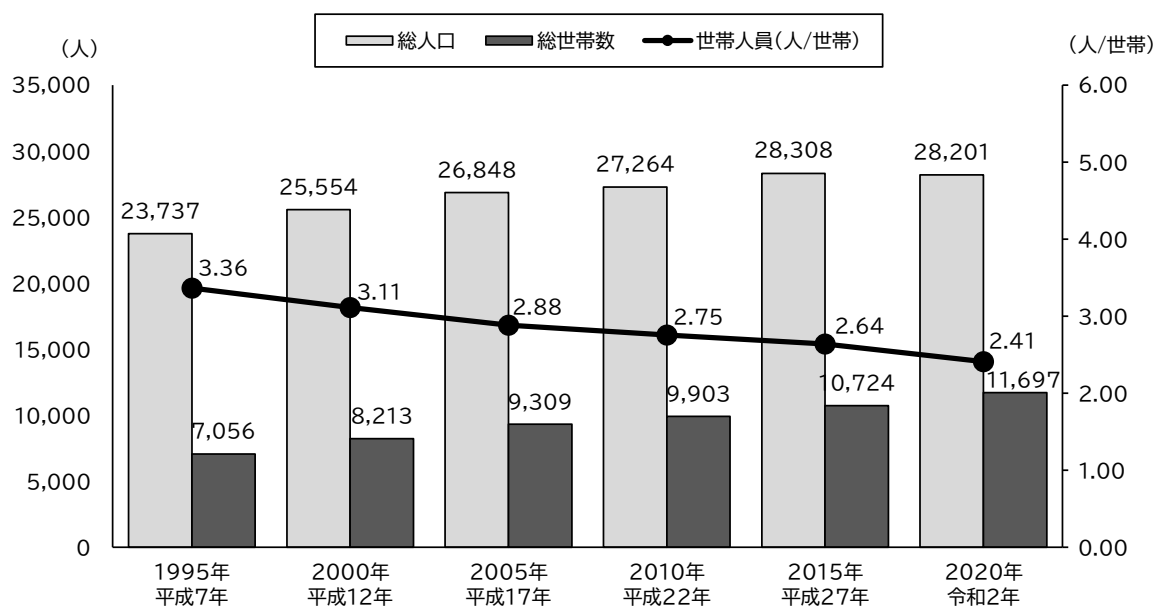
### 1. 北谷町の人口と世帯数

#### (1)人口と世帯数

本町の総人口は、平成27年(2015年)をピークに減少に転じ、令和2年(2020年)では28,201人となっています。世帯数は増えてきており、令和2年(2020年)では11,697世帯と、平成7年(7,056世帯)に比べて4,641世帯の増となっています。

一方、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成7年(1995年)の3.36人から令和2年では2.41人となっています。

総人口と総世帯の動向



注)世帯の種類「不詳」を含む

資料:国勢調査

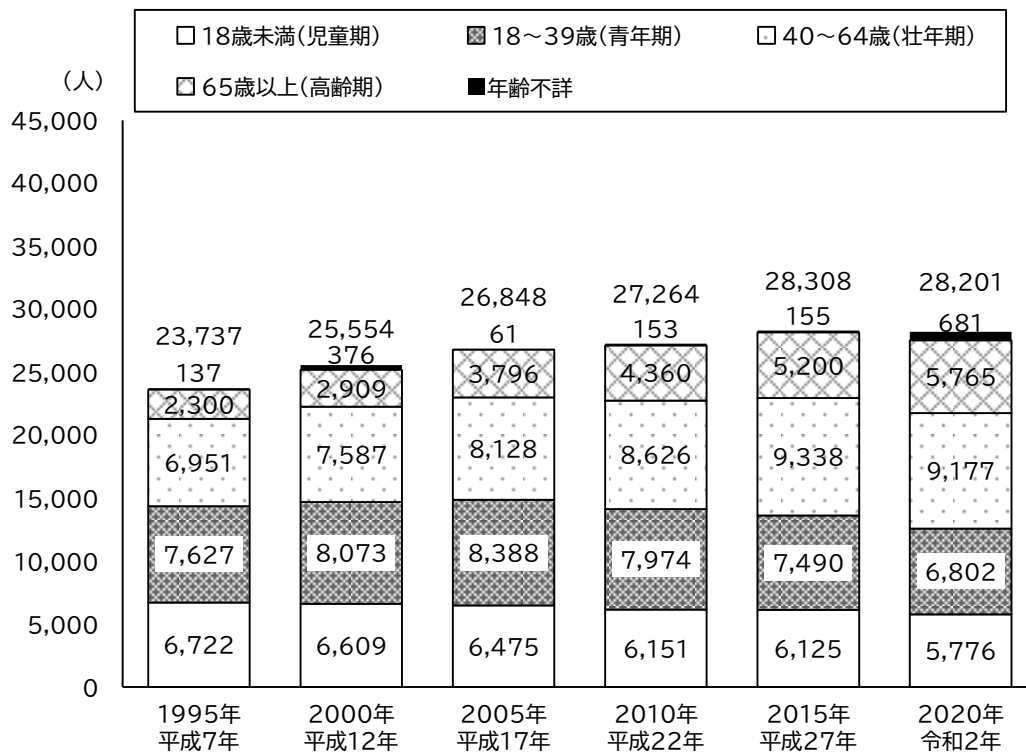
1 年齢4区分別の人口をみると、「18歳未満(児童期)」の人口は、平成7年(1995年)以降減少  
 2 傾向にあり、令和2年(2020年)では5,776人と、平成7年(1995年)の6,722人に比べて  
 3 て946人の減となっています。

4 また、「18～39歳(青年期)」の人口も平成17年(2005年)まで増加傾向にありましたが、  
 5 平成22年(2010年)から減少傾向にあり、令和2年(2020年)では6,802人と、平成17  
 6 年(2005年)の8,388人に対し、1,586人の減となっています。

7 「40～64歳(壮年期)」の人口は、平成27年(2015年)まで増加傾向にありましたが、令和  
 8 2年(2020年)から減少し、9,177人となっています。

9 「65歳以上(高齢期)」の人口は増加傾向にあり、令和2年(2020年)の人口は5,765人と、  
 10 平成7年(1995年)の2,300人に対し、3,465人増となっています。

年齢4区分別人口の推移



資料:国勢調査

## 1 (2)行政区別の人口と1世帯当り人員

2 行政区別の人口をみると、「上勢区」が 3,986 人、「宮城区」が 3,818 人と多く、それぞれ町  
3 全体の13%程度を占めます。次に「桑江区」が 3,539 人となっています。

4 1世帯あたり人員をみると、町全体では 2.25 人と沖縄県平均の 2.39 人より少なくなっ  
5 ていますが、行政区別では「上勢区」が 2.44 人と県平均より多くなっています。

## 7 行政区別人口と1世帯あたり人員

(単位:人、世帯、%)

行政区	人口				世帯数	1世帯当 たり人員
	男性	女性	合計	構成比		
上勢区	1,904	2,082	3,986	13.7	1,634	2.44
桃原区	888	983	1,871	6.4	787	2.38
栄口区	1,343	1,428	2,771	9.5	1,180	2.35
桑江区	1,742	1,797	3,539	12.2	1,483	2.39
謝苅区	942	1,044	1,986	875.0	868	2.29
北玉区	451	458	909	3.1	411	2.21
宇地原区	544	549	1,093	3.8	504	2.17
北前区	1,520	1,586	3,106	10.7	1,609	1.93
宮城区	1,759	2,059	3,818	13.1	1,674	2.28
砂辺区	1,405	1,627	3,032	10.4	1,348	2.25
美浜区	1,361	1,635	2,996	10.3	1,447	2.07
合計	13,859	15,248	29,107	100.0	12,945	2.25
沖縄県	722,812	744,668	1,467,480		614,708	2.39

資料:「住民基本台帳法による世帯人口表」(令和5年6月)

9  
10  
11  
12  
13  
14

1 (3)行政区別年齢4区分別構成比

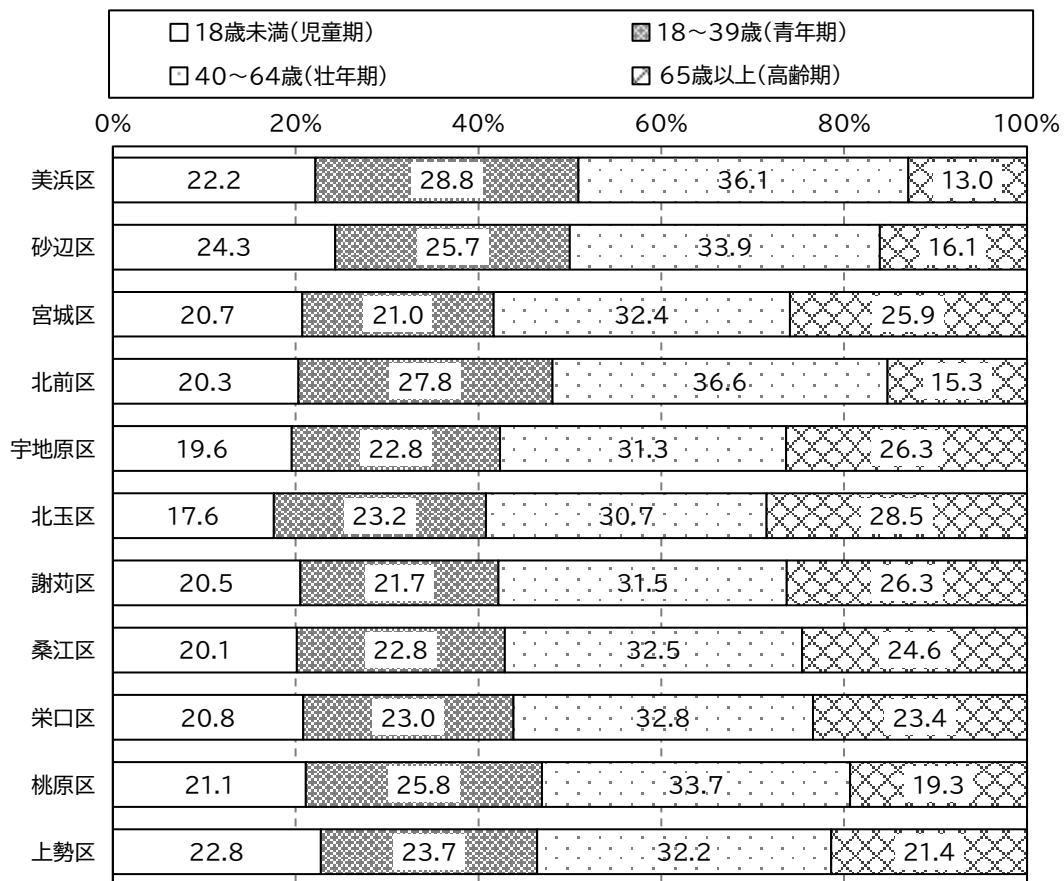
2 行政区ごとの年齢 4 区分別の構成比をみると、「18 歳未満(児童期)」の構成比は、「北玉区」  
3 が 17.6%、「宇地原区」が 19.6%と低く、そのほかの行政区はいずれも 20%台となります。中  
4 でも「砂辺区」が 24.3%と最も高く、次に「上勢区」が 22.8%となっています。

5 「18～39 歳(青年期)」の構成比は、「美浜区」が 28.8%と最も高く、次に「北前区」が  
6 27.8%となっています。

7 「40～64 歳(壮年期)」の構成比は、各行政区とも 30%台で、そのうち「北前区」が 36.6%  
8 と最も高くなっています。

9 「65 歳以上(高齢期)」の構成比は、「北玉区」が 28.5%と最も高く、次に「宇地原区」と「謝苺  
10 区」が 26.3%となっています。「美浜区」が 13.0%と最も低くなっています。

12 行政区別人口4区分別構成比



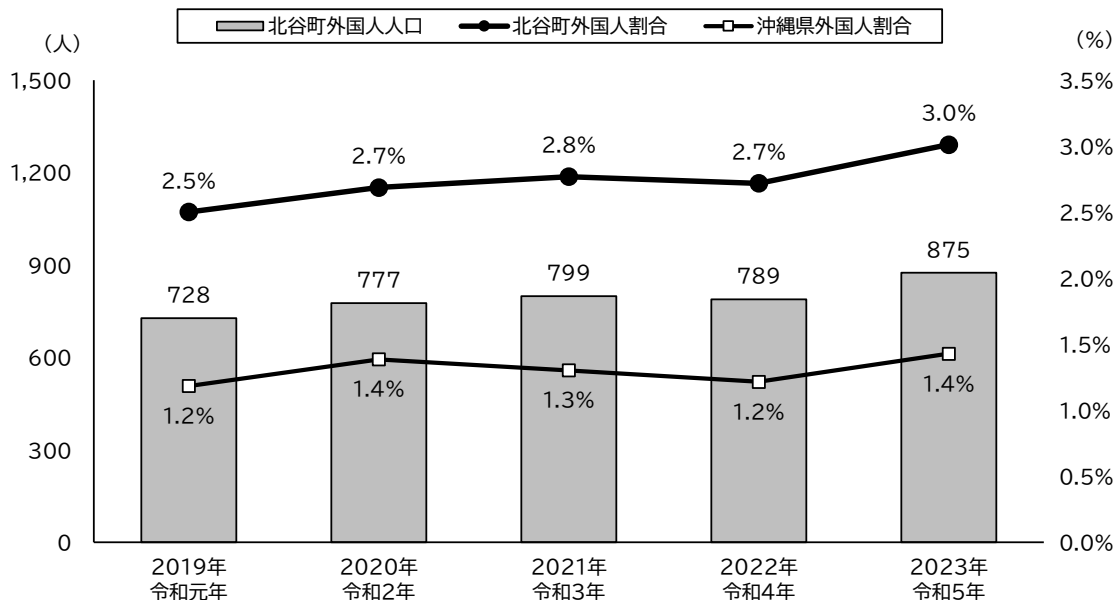
資料:住民基本台帳(令和5年6月末)



1 (4)外国人人口

2 本町の外国人人口の推移をみると、令和元年(2019年)の728人から令和5年(2023年)  
 3 には 875 人と増加傾向にあります。また、本町の総人口に対する外国人の割合をみると、令和  
 4 5年(2023年)では3.0%となっており、沖縄県の1.4%と比べて高い傾向にあります。

外国人人口の推移



注)各年1月1日現在

資料:住民基本台帳人口

19  
20  
21  
22  
23

## 2. 障がいのある人の概況

### (1)障がいのある人全体の状況

#### ①障害者手帳交付者数

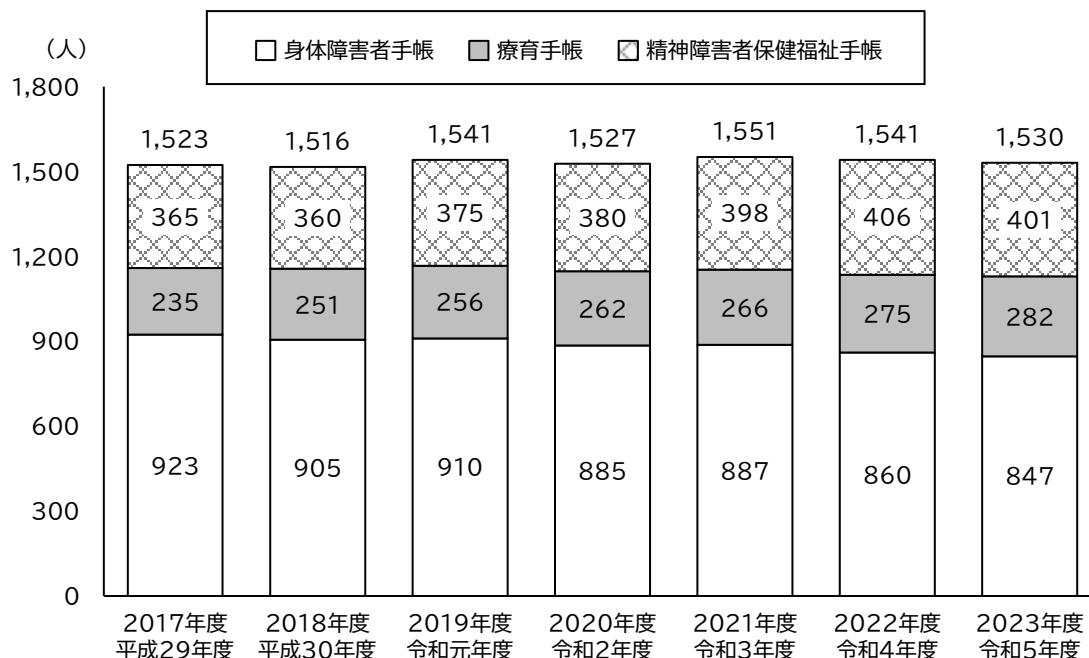
「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」を合わせた、障害者手帳交付者数は、令和3年度(2021年度)まで増加傾向にありましたが、令和4年度(2022年度)以降減少傾向にあり、令和5年度(2023年度)は1,530人となっています。

手帳交付者数は、「身体障害者手帳」が最も多く、次に「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」となっています。

各手帳交付者数の推移をみると、「身体障害者手帳」は900人前後で増減を繰り返しており、令和5年度(2023年度)では847人となっています。「精神障害者保健福祉手帳」は令和4年度(2022年度)が406人と増加傾向にありましたが、令和5年度(2023年度)は401人とやや減少しています。

一方、「療育手帳」は徐々に増加しており、平成29年度(2017年度)の235人に対し、令和5年度(2023年度)は282人となっています。

障害者手帳交付者数の推移

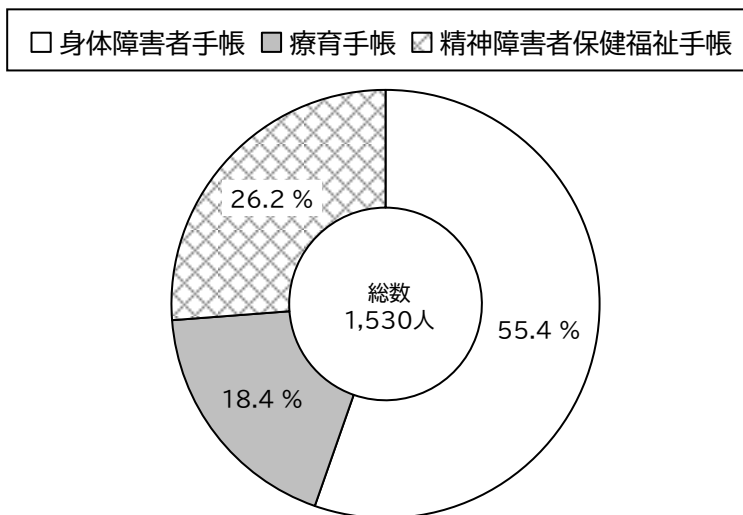


注)各年度3月31日現在

資料:福祉課調べ

1 令和5年度(2023 年度)の障害者手帳交付者の構成比をみると、「身体障害者手帳」が  
 2 55.4%と最も高く、「精神障害者保健福祉手帳」が 26.2%、「療育手帳」が 18.4%となってい  
 3 ます。

障害者手帳交付者別構成比(令和5年度(2023 年度))



注)令和6年(2024年)3月31日現在 資料:福祉課調べ

19 令和5年度(2023 年度)の 3 障害の手帳重複者数をみると、全体で45人、そのうち「身体」  
 20 と「療育」の重複者が26人と最も多く、次に「療育」と「精神」が11人、「身体」と「精神」の重複者  
 21 が8人となっています。

障害者手帳の重複状況 (単位:人)	
	2023 年度 令和 5 年度
身体+療育	26
身体+精神	8
療育+精神	11
3 障害	0
計	45

資料:福祉課調べ(令和6年(2024 年)3月31日現在)

23  
 24  
 25

②行政区別障害者手帳交付状況

令和5年度(2023 年度)の行政区ごとの人口に対する障害者手帳交付者の比率(人口比率)をみると、「謝苜区」が 7.1%と最も高く、次に「宇地原区」が 7.0%、「北玉区」が 6.2%となっています。また、「砂辺区」と「美浜区」が 4.0%と最も低くなっています。

行政区別障害者手帳交付状況

(単位: 人、%)

行政区	人口	身体障害者手帳		知的障害者手帳		精神障害者保健福祉手帳		合計	
		交付者数	人口比率	交付者数	人口比率	交付者数	人口比率	交付者数	人口比率
上勢区	3,963	114	2.9	45	1.1	56	1.4	215	5.4
桃原区	1,905	45	2.4	25	1.3	30	1.6	100	5.2
栄口区	2,774	90	3.2	34	1.2	36	1.3	160	5.8
桑江区	3,506	116	3.3	27	0.8	52	1.5	195	5.6
謝苜区	1,967	74	3.8	31	1.6	35	1.8	140	7.1
北玉区	876	36	4.1	11	1.3	7	0.8	54	6.2
宇地原区	1,069	48	4.5	14	1.3	13	1.2	75	7.0
北前区	3,091	65	2.1	24	0.8	60	1.9	149	4.8
宮城区	3,672	108	2.9	32	0.9	45	1.2	185	5.0
砂辺区	2,998	76	2.5	19	0.6	26	0.9	121	4.0
美浜区	3,294	73	2.2	17	0.5	41	1.2	131	4.0
その他		2		3		0		5	
合計	29,115	847	2.9	282	1.0	401	1.4	1,530	5.3

資料:福祉課(令和6年(2024年)3月31日現在)

※その他:町外在住者(施設入所者)。人口比率:総人口に対する割合

1 (2)身体障がいのある人の状況

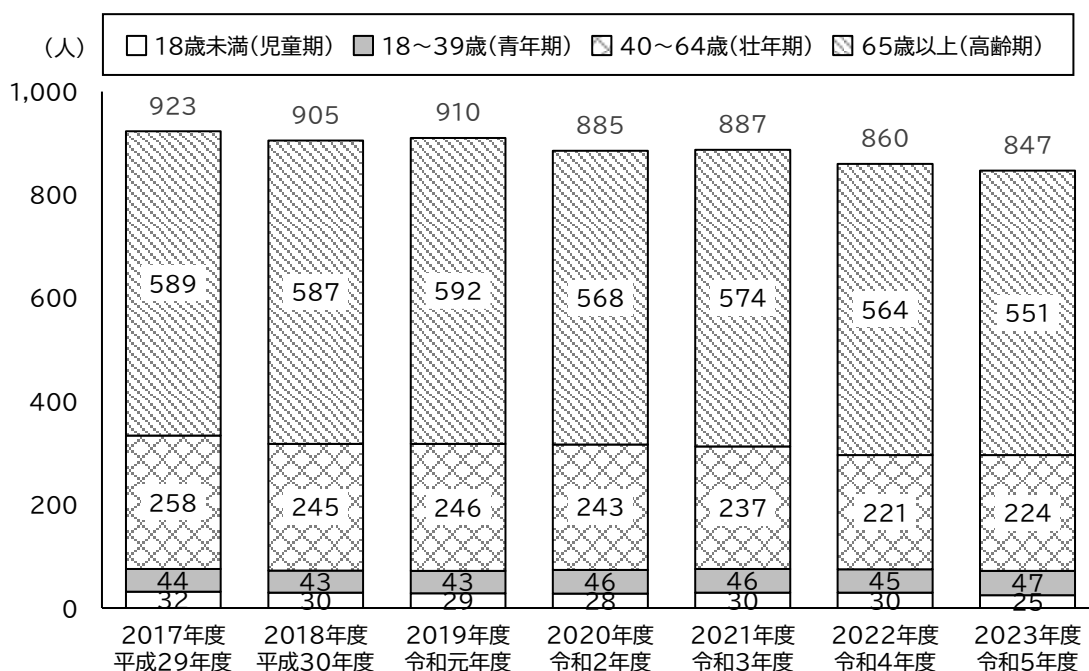
2 ①身体障がいのある人の年齢

3 身体障がいのある人の年齢区分では、「65 歳以上」が最も多く、令和5年度(2023 年度)は  
4 全体の約 65%を占めています。

5 次に「40～64 歳」が多いですが、平成 29 年度(2017 年度)以降減少傾向にあり、令和5年  
6 度(2023 年度)では 224 人と全体の 26%を占めます。

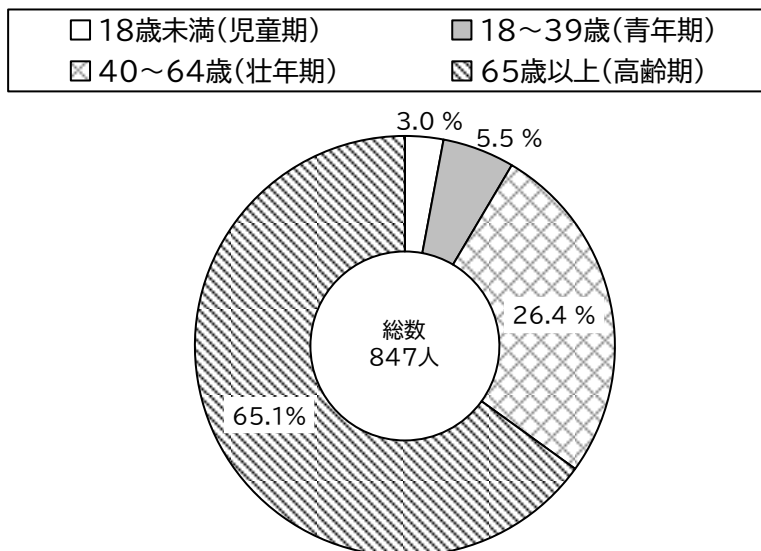
7 「18～39 歳」と「18 歳未満」はほぼ横ばいの傾向を示しており、令和5年度(2023 年度)  
8 は「18～39 歳」が 47 人で全体の 5.5%、「18 歳未満」が 25 人で全体の 3.0%程度となっ  
9 ています。

10 身体障がいのある人の年齢別人口推移



23 資料:福祉課調べ

24 身体障がいのある人の年齢別人口構成比(令和5年度(2023 年度))



25 注)令和6年(2024年)3月31日現在

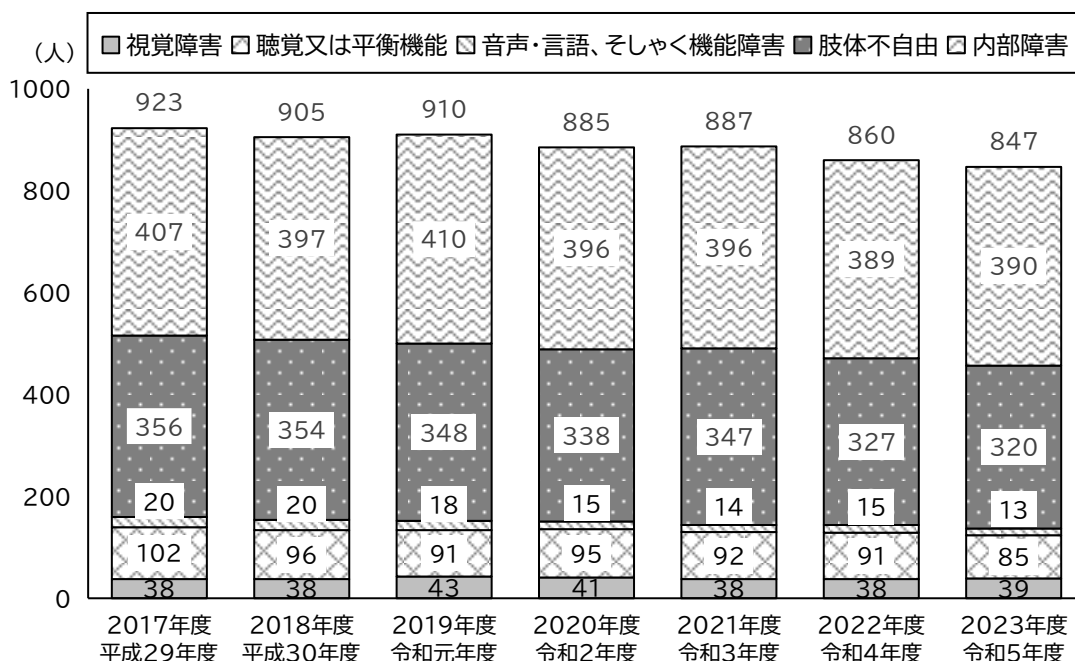
26 資料:福祉課調べ

②身体障害の内訳

身体障害の内訳では、「肢体不自由」と「内部障害」が多く、「内部障害」は 400 人程度、「肢体不自由」は 350 人程度で推移していますが、いずれもやや減少する傾向がうかがえます。また、令和5年度(2023 年度)では両障害で全体の約 84%を占めています。

「視覚障害」は 40 人程度で推移し、「聴覚・平衡機能障害」は 90 人程度で推移しています。また、「音声・言語、そしゃく機能障害」は令和元年度(2019 年度)以降 10 人台で推移しています。

身体障害の種類



注)各年度3月31日現在

資料:福祉課調べ

身体障害の内訳別人数の推移

(単位:人、%)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度	構成比
総数	923	905	910	885	886	860	847	100.0
視覚障害	38	38	43	41	38	38	39	4.6
聴覚又は平衡機能	102	96	91	95	92	91	85	10.0
音声・言語、そしゃく機能障害	20	20	18	15	14	15	13	1.5
肢体不自由	356	354	348	338	347	327	320	37.8
内部障害	407	397	410	396	396	389	390	46.0

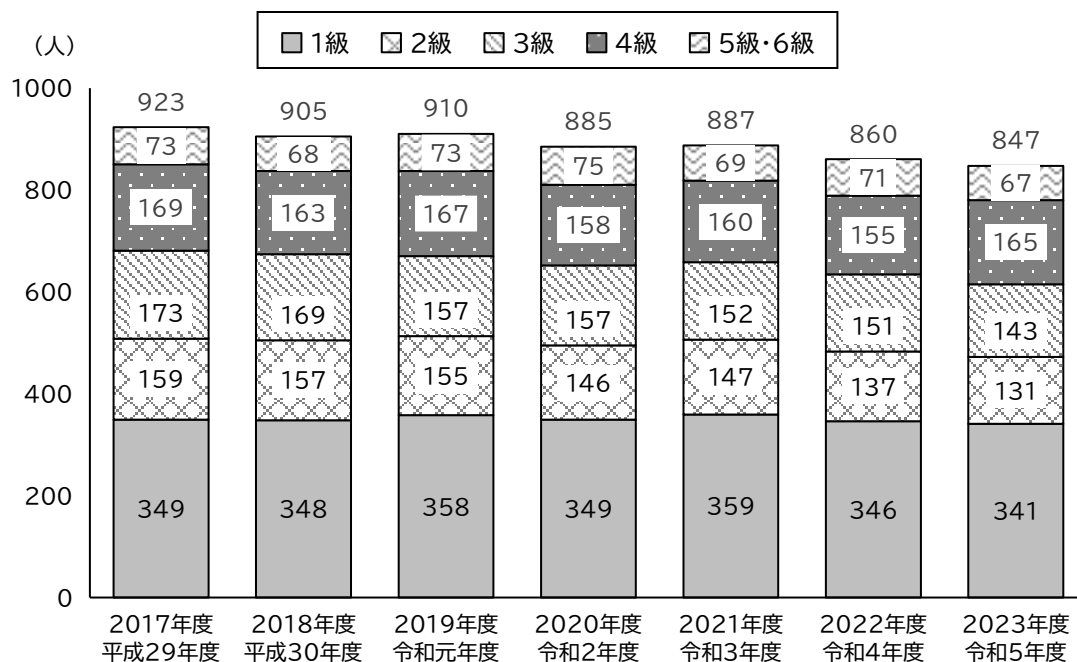
資料:福祉課(各年度3月31日現在)

③身体障害の等級(程度)

身体障害の程度を表わす等級(数値が小さいほど重度)を見ると、毎年度「1級」が最も多く、令和5年度(2023年度)では341人となっています。次に「4級」が165人、「3級」が143人、「2級」が131人の順となっており、「5級・6級」が67人と最も少なくなっています。

また、等級別の構成比は「1級」が40.3%で、「2級」の15.5%を合わせると、重度者が約56%と半数以上を占めます。また「3級」と「4級」を合わせた中度者が36.4%、「5級・6級」の軽度者が7.9%と、障害の程度が軽いほど割合は低くなっています。

身体障害の等級別人数の推移



注)各年度3月31日現在

資料:福祉課調べ

身体障害の等級別人数の推移

(単位:人、%)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度	構成比
総数	923	905	910	885	887	860	847	100.0
1級	349	348	358	349	359	346	341	40.3
2級	159	157	155	146	147	137	131	15.5
3級	173	169	157	157	152	151	143	16.9
4級	169	163	167	158	160	155	165	19.5
5級・6級	73	68	73	75	69	71	67	7.9

資料:福祉課(各年度3月31日現在)

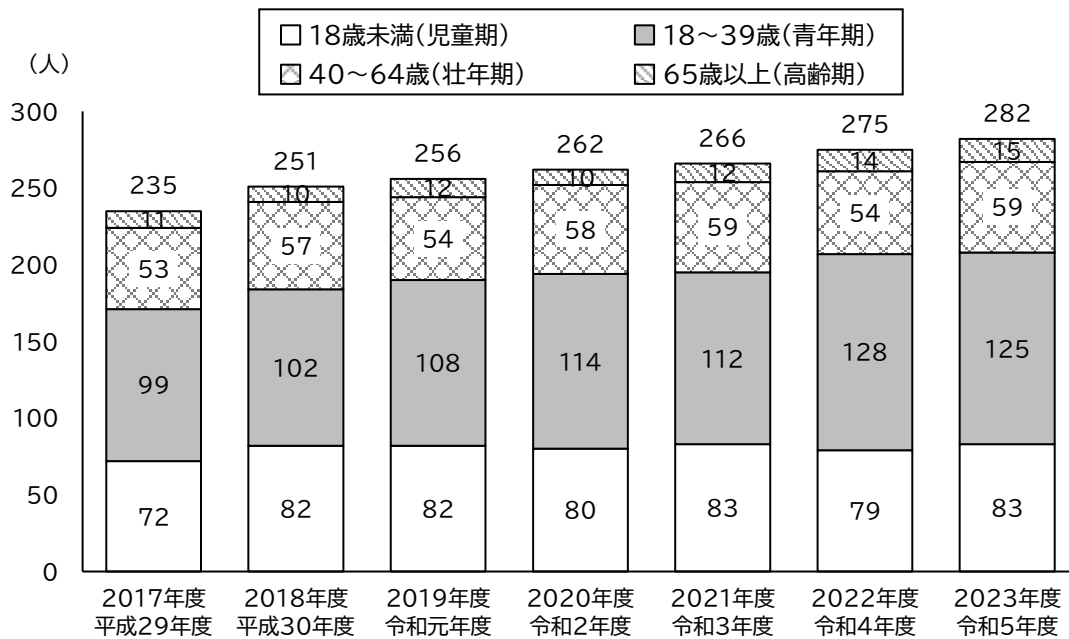
1 (3)知的障がいのある人の状況

2 ①知的障がいのある人の年齢

3 知的障がいのある人の年齢区分では、毎年度「18～39 歳」が最も多く、また、やや増加傾向  
 4 にあり、令和5年度(2023年度)では125人となっています。次に「18歳未満」が83人、「40  
 5 ～64歳」が59人、「65歳以上」が15人の順となっています。

6 また、年齢区分別の構成比は、「18～39歳」が44.3%、次に「18歳未満」が29.4%、「40  
 7 ～64歳」が20.9%、「65歳以上」が5.3%となっています。

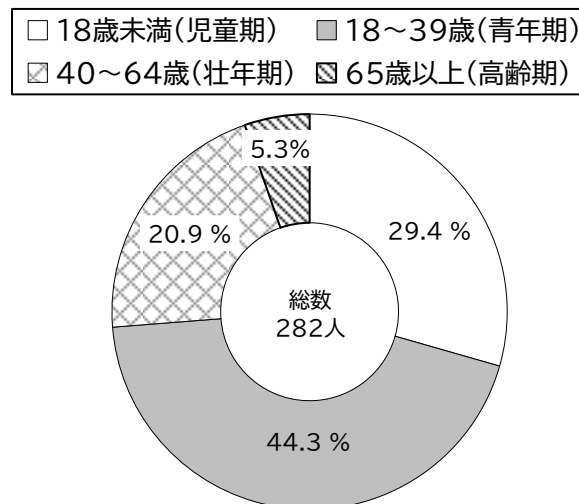
9 知的障がいのある人の年齢別人数の推移



注)各年度3月31日現在

資料:福祉課調べ

25 知的障がいのある人の年齢別人数構成比(令和5年)



注)令和6年(2024年)3月31日現在

資料:福祉課調べ

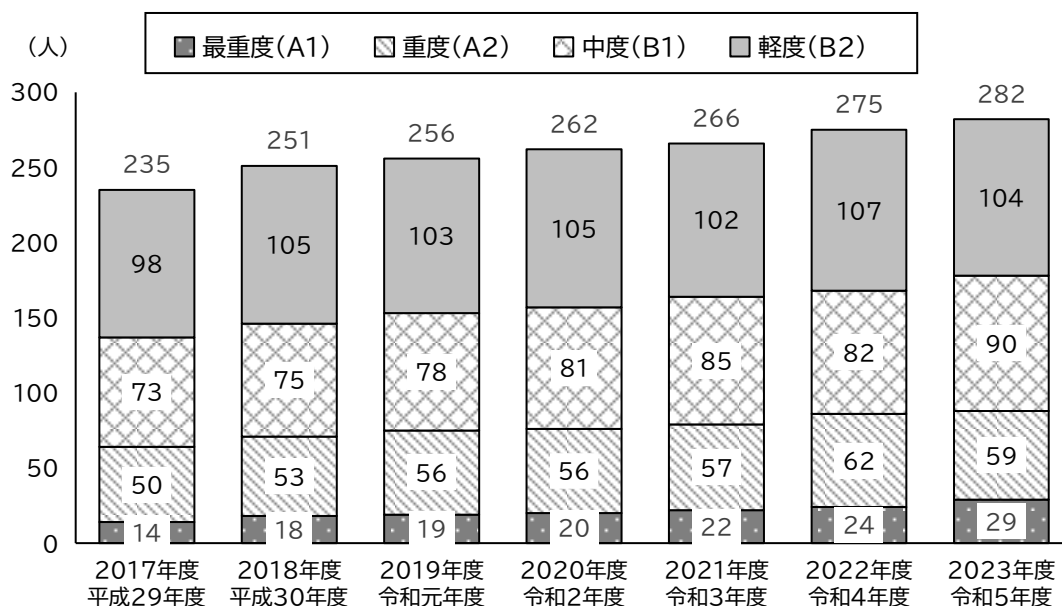


②知的障害の判定(程度)

知的障害の判定別の人数は、毎年度「軽度(B2)」が最も多く、平成29年度(2017年度)以降は98人から107人で推移しています。次に、「中度(B1)」が73人から90人、「重度(A2)」が50人から62人、「最重度(A1)」が14人から29人の順で推移しています。以上のように、障害の程度が軽いほど人数は少なくなっています。

令和5年度(2023年度)の判定別の構成比をみると、「軽度(B2)」が36.9%、次に「中度(B1)」が31.9%、「重度(A2)」が20.9%で、「最重度(A1)」が10.3%となっています。

知的障害の判定別人数の推移



注)各年度3月31日現在

資料:福祉課調べ

知的障害の判定別人数の推移

(単位:人、%)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度	構成比
総数	235	251	256	262	266	275	282	100.0
最重度(A1)	14	18	19	20	22	24	29	10.3
重度(A2)	50	53	56	56	57	62	59	20.9
中度(B1)	73	75	78	81	85	82	90	31.9
軽度(B2)	98	105	103	105	102	107	104	36.9

資料:福祉課(各年度3月31日現在)

1 (4)精神障がいのある人の状況

2 ①精神障がいのある人の年齢

3 「18歳未満」の精神障がいのある人は、平成29年度(2017年度)から令和5年度(2023  
4 年度)まで14人～21人で推移しています。「18歳以上」では、平成30年度(2018年度)か  
5 ら令和4年度(2022年度)までやや増加傾向にありました。

7 精神障がいのある人の年齢別人数の推移

8 (単位:人、%)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度	構成比
総数	365	360	375	380	398	406	401	100.0
18歳未満	14	16	15	17	20	19	21	5.2
18歳以上	351	344	360	363	378	387	380	94.8

9 資料:福祉課(各年度3月31日現在)

12 ②精神障害の等級(程度)

13 精神障害の程度を表わす等級(数値が小さいほど重度)は、毎年度「2級」が最も多く、平成29  
14 年度(2017年度)から令和5年度(2023年度)まで199人～223人で推移しています。令  
15 和5年度(2023年度)の「3級」は93人、「1級」は92人となっています。

16 令和5年度(2023年度)の等級別の構成比をみると、「2級」が53.9%と半数以上を占め、  
17 次に「3級」が23.2%、「1級」が22.9%となっています。

19 精神障害の判定別人数の推移

(単位:人、%)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度	構成比
総数	365	360	375	380	398	406	401	100.0
1級	83	82	82	82	89	96	92	22.9
2級	199	187	200	210	223	218	216	53.9
3級	83	91	93	88	86	92	93	23.2

21 資料:福祉課(各年度3月31日現在)

## 1 (5)手当支給・医療費助成

## 2 ①手当支給状況

3 平成29年度(2017 年度)から令和4年度(2022 年度)まで、「障害児福祉手当<sup>1</sup>」の支給件  
 4 数は60件～74件程度、「特別障害者手当<sup>2</sup>」の支給件数は58件～78件程度で推移していま  
 5 す。

## 6 手当支給件数

7 (単位:件)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
障害児福祉手当	60	63	74	74	72	68
特別障害者手当	60	58	61	62	77	78
計	120	121	135	136	149	146

8 資料:福祉課(各年度末時点)

9 ②重度心身障がい者(児)医療費助成<sup>3</sup>

10 重度心身障がい者(児)医療費助成件数は増加傾向にあり、平成29年度(2017年度)の  
 11 1,640件から、令和4年度(2022年度)では3,109件となっています。なお、令和元年度(2  
 12 019年度)からは自動償還方式が導入されました。

## 14 助成支給件数

15 (単位:件)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
助成件数	1,640	1,652	2,641	2,915	3,057	3,109

16 資料:福祉課(各年度末時点)

17 <sup>1</sup> 障害児福祉手当

18 精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の障がい児で、福祉事務所の認定を受けた方に手当を支給します。

<sup>2</sup> 特別障害者手当

精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の障がい者で、福祉事務所の認定を受けた方に手当を支給します。

<sup>3</sup> 重度心身障害者(児)医療費助成制度

心身に重度の障がいを持つ人及び家族の経済的負担を軽減するために、医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を市町村と県で助成する制度です。

1 (6)自立支援医療の支給状況

2 ①育成医療<sup>4</sup>

3 育成医療の総支給件数は、令和4年度(2022年度)の18件が最も多く、平成29年度  
4 (2017年度)から令和4年度(2022年度)まで5件~18件で推移しています。

5 令和4年度(2022年度)の育成医療の内訳を見ると、「音声・言語・そしゃく機能障害」が10  
6 件で最も多く、次に「肢体不自由」、「その他先天性内臓障害」が4件となっています。

7 育成医療支給件数

8 (単位:件)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
聴覚・平衡機能障害	1	2	1	0	1	0
音声・言語・そしゃく機能障害	2	5	3	4	4	10
肢体不自由	2	3	4	0	5	4
心臓機能障害	2	2	1	1	0	0
じん臓機能障害	0	0	0	0	0	0
その他先天性内臓障害	4	5	3	0	0	4
計(総支給件数)	11	17	12	5	10	18

9 資料:福祉課(各年度末時点)

11 ②更生医療<sup>5</sup>

12 更生医療の総支給件数は、100件前後で増減を繰り返し、令和4年度(2022年度)には112  
13 件となっています。

14 令和4年度(2022年度)の更生医療の内訳を見ると、「じん臓機能障害」が81件と最も多く、  
15 次に「心臓機能障害」が15件、「免疫機能障害」が13件となっています。

16 更生医療支給件数

17 (単位:件)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
肢体不自由	0	0	0	0	0	1
心臓機能障害	32	19	15	12	12	15
じん臓機能障害	74	79	77	73	89	81
肝臓機能障害	1	1	1	1	2	2
免疫機能障害	9	11	11	11	13	13
計(総支給件数)	116	110	104	97	116	112

18 資料:福祉課(各年度末時点)

4 育成医療

児童福祉法に規定する18歳未満の障がい児(障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。)で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

5 更生医療

身体障害者福祉法に規定する18歳以上の身体障がい者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

③精神通院医療<sup>6</sup>費支給認定件数

精神通院医療費支給認定件数は年々増加しており、平成29年度(2017年度)の865件から令和4年度(2022年度)では1,374件となっています。支給のあった疾病としては、毎年度「気分(感情)障害」が最も多く、次に「統合失調症」で、この2つを合わせると、令和4年度(2022年度)では全体の56.1%を占めます。

そのほかでは「神経症」、「認知症」、「てんかん」が比較的多い状況です。

## 精神通院医療費支給認定件数の推移

(単位:人、%)

		2017	2018	2019	2020	2021	2022	構成比
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
統合失調症		243	232	290	288	296	295	21.5
気分(感情)障害		323	318	393	438	446	476	34.6
てんかん		68	63	60	69	81	83	6.0
中毒性精神障害	アルコール	19	20	25	46	47	54	3.9
	その他	3	4	3	3	3	5	0.4
知的障害		2	2	5	8	27	51	3.7
心因反応		0	0	0	0	0	0	0.0
非定形精神病		0	0	0	1	1	1	0.1
接枝分裂病		0	0	0	0	0	0	0.0
脳器質性精神障害 (認知症を除く)		21	10	18	11	16	17	1.2
認知症		55	59	65	68	81	89	6.5
神経症		57	60	79	79	105	142	10.3
人格障害		0	1	0	0	6	3	0.2
その他		74	60	113	96	123	158	11.5
計(総支給件数)		865	829	1051	1107	1232	1374	100.0

資料:福祉課(各年度末時点)

<sup>6</sup> 精神通院医療

精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。1割は原則自己負担ですが、沖縄県では、復帰特別措置法に基づき自己負担分についても公費負担となります。

1 (7)補装具費<sup>7</sup>の交付等の状況

2 補装具費の購入に関する交付件数は、令和2年度(2020年度)以降増加傾向にあり、令和2  
3 年度(2020年度)の25件から令和4年度(2022年度)では40件となっています。補装具  
4 費の修理に関する交付件数は、平成29年度(2017年度)の41件から、令和4年度(2022年  
5 度)には50件となっています。

6 令和4年度(2022年度)に交付した補装具としては、「補聴器」が購入11件、修理24件と最  
7 も多く、次に「装具」が購入11件、修理6件、「車椅子」が購入5件、修理8件となっています。

8  
9 補装具費の交付件数

(単位:件)

種目	2017 H29年度		2018 H30年度		2019 R1年度		2020 R2年度		2021 R3年度		2022 R4年度	
	購入	修理	購入	修理	購入	修理	購入	修理	購入	修理	購入	修理
義肢	0	7	0	7	0	3	1	1	1	1	1	4
装具	10	7	5	6	15	5	8	4	9	8	11	6
座位保持装置	1	1	2	2	1	1	2	2	1	3	4	1
盲人安全つえ	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0
義眼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
眼鏡	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0
補聴器	7	12	12	8	18	9	9	16	11	8	11	24
人工内耳								0		0		3
車椅子	8	6	2	10	2	11	5	8	5	6	5	8
電動車椅子	2	8	0	4	0	6	0	7	2	5	1	4
歩行器	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0
歩行補助つえ	1	0	3	0	3	0	0	0	1	0	0	0
重度障害者用意 思伝達装置	0	0	1	0	4	1	0	0	0	2	0	0
座位保持椅子	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	2	0
起立保持具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
頭部保持具	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
排便補助具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計(総交付件数)	33	41	27	38	47	36	25	38	33	33	40	50

11 ※令和2年度(2020年度)から人工内耳(修理)が給付対象として追加

資料:福祉課(各年度末時点)

12  
13  
<sup>7</sup> 補装具費

身体障がいのある人やこどもの失われた身体機能を補完・代替し、身体障がいのある人の就労その他日常生活の能率の向上、また、身体障がいのあることについては、将来、社会人として自立するための素地を育成・助長することを目的に、補装具の購入又は修理に要した費用について補装具費(原則利用者1割負担)を支給しています。

### 3. 障害福祉サービス等の利用状況

#### (1) 障害福祉サービス等利用者数

障害福祉サービス等の実利用者数(各年度3月分実績)は、毎年度「就労継続支援(B型)」が最も多く、令和4年度(2022年度)では93人が利用しています。次に「計画相談支援」の利用者が88人、「生活介護」の利用者が68人などとなっています。

「共同生活援助(グループホーム)」は増加傾向にあり、平成29年度(2017年度)の利用者が16人であったのが令和4年度(2022年度)には45人となっています。

反対に、「施設入所支援」は減少傾向にあり、平成29年度(2017年度)の利用者が36人であったのが令和4年度(2022年度)には29人となっています。

#### 障害福祉サービス等実利用者数

(単位:人)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
居宅介護(乗降介助除く)	66	58	59	47	43	50
重度訪問介護	2	2	2	3	3	4
行動援護	6	6	4	6	6	7
同行援護	1	1	1	1	1	1
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
生活介護	67	67	71	66	64	68
自立訓練(機能訓練)	1	1	1	0	2	3
自立訓練(生活訓練)	9	7	3	8	5	8
宿泊型自立訓練	2	1	1	3	2	0
就労移行支援	13	4	5	10	10	1
就労定着支援	0	1	1	0	1	2
就労継続支援(A型)	44	48	41	39	42	46
就労継続支援(B型)	96	101	99	103	92	93
短期入所(ショートステイ)	17	20	11	9	17	21
療養介護	6	6	6	7	7	7
共同生活援助(グループホーム)	16	15	28	38	37	45
施設入所支援	36	34	33	33	31	29
計画相談支援	81	79	80	89	100	88
自立生活援助	0	0	0	0	0	0
地域移行支援	0	0	0	0	1	0
地域定着支援	0	0	0	0	0	0

※サービスの重複利用あり

資料:福祉課(各年度3月分実績)

1 (2)障がい児福祉サービス等利用者数

2 障がい児福祉サービスの実利用者数(各年度3月分実績)は、毎年度「放課後等デイサービス」  
 3 が最も多く、かつ増加傾向にあり、利用者は平成29年度(2017年度)の90人から令和4年  
 4 度(2022年度)の135人となっています。次に「障害児相談支援」が51人、「児童発達支援」  
 5 が31人の利用となっています。

6 「保育所等訪問支援」はやや増加傾向にあり、令和4年度(2022年度)には15人の利用が  
 7 あります。また、「医療型児童発達支援」は平成29年度(2017年度)から2人~3人が利用し  
 8 ています。

10 障害福祉サービス等実利用者数

(単位:人)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
児童発達支援	28	35	36	31	30	31
医療型児童発達支援	3	3	3	3	3	2
居宅訪問型児童発達支援	-	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	90	102	104	113	112	135
保育所等訪問支援	4	3	6	6	8	15
障害児相談支援	39	59	45	55	62	51

12 ※居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度(2018年度)からサービス開始

13 ※サービスの重複利用あり

資料:福祉課(各年度3月分実績)

14  
15  
16



## 1 (3)北谷町内の障害福祉サービス等事業所数

2 障害福祉サービス及び障がい児福祉サービスを提供する町内の事業所数は、令和5年度  
3 (2023年度)現在で、53事業所となります。

4 サービス別の事業所数では、「放課後等デイサービス」が12事業所と最も多く、次に「児童発達  
5 支援」が8事業所、「就労継続支援(B型)」、「計画相談支援」が各5事業所、「共同生活援助(グル  
6 ープホーム)」、「障害児相談支援」が各4事業所となっています。

## 8 北谷町内の指定障害福祉サービス等事業所数(平成30年度及び令和5年度)

9 (単位:事業所数)

サービス名	2018年度 H30年度	2023年度 R5年度	増減
訪問系サービス	10	6	-4
居宅介護	4	3	-1
重度訪問介護	4	2	-2
同行援護	2	0	-2
行動援護	0	1	1
重度障害者等包括支援	0	0	0
日中活動系サービス	12	12	0
生活介護	2	2	0
自立訓練(機能訓練)	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	1	1	0
宿泊型自立訓練	0	0	0
就労移行支援	1	1	0
就労定着支援	0	0	0
就労継続支援(A型)	4	2	-2
就労継続支援(B型)	4	5	1
自立生活援助	0	0	0
短期入所	0	1	1
療養介護	0	0	0
居住系サービス	1	4	3
共同生活援助(グループホーム)	1	4	3
施設入所支援	0	0	0
計画相談支援・地域相談支援	6	5	-1
計画相談支援	4	5	1
地域移行支援	1	0	-1
地域定着支援	1	0	-1
障害児通所支援	18	22	8
児童発達支援	5	8	3
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
放課後等デイサービス	8	12	4
保育所等訪問支援	1	2	1
障害児相談支援	4	4	0
障害児相談支援	4	4	0
計	47	53	6

資料:沖縄県 HP「指定事業所情報」各年度3月1日現在

## 4. 地域生活支援事業の実施状況

### (1) 必須事業

#### ① 障害者相談支援事業

障害者相談支援事業は町内の3事業所に委託しており、実利用者数は年度によってバラつきがありますが、令和4年度(2022年度)では132人の利用となっています。

#### 障害者相談支援事業利用実績

(単位:箇所、人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
障害者相談支援事業	実施箇所	2	2	3	3	3	3
(基幹相談支援センター 一等機能強化事業)	実施箇所	2	1	1	1	1	1
	実利用者数	159	147	228	48	83	132

資料:福祉課(各年度年間実績)

#### ② 成年後見制度利用支援事業利用実績

成年後見制度利用支援事業は、成年後見等の申立及び報酬に係る費用負担が困難な方に対し費用助成を行うものであり、平成30年度(2018年度)、令和元年度(2019年度)、令和4年度(2022年度)に1件の利用がありました。

#### 成年後見制度利用支援事業利用実績

(単位:人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	1	1	0	0	1

資料:福祉課(各年度年間実績)

③意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用件数は、令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)では21件～38件で推移しています。

手話通訳者設置事業では、令和2年度(2022年度)まで福祉課窓口到手話通訳者1人を設置していましたが、令和3年度(2021年度)以降は0人となっています。

意思疎通支援事業利用実績

(単位:件、箇所)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	11	22	8	21	38	23
手話通訳者設置事業	実施箇所	1	1	1	1	0	0

資料:福祉課(各年度年間実績)

④日常生活用具給付事業利用実績

日常生活用具給付事業の利用件数は、毎年度「排泄管理支援用具」が最も多く、令和4年度(2022年度)では468件の利用となっています。

日常生活用具給付事業利用実績

(単位:件)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
介護・訓練支援用具	実利用件数	0	1	1	4	3	7
自立生活支援用具	実利用件数	9	6	7	8	4	8
在宅療養等支援用具	実利用件数	4	1	1	3	1	5
情報・意思疎通支援用具	実利用件数	11	13	8	5	7	16
排泄管理支援用具	実利用件数	376	430	432	639	462	468
在宅生活動作補助用具(在宅改修費)	実利用件数	1	0	0	0	0	1

資料:福祉課(各年度年間実績)

⑤手話奉仕員養成研修事業利用実績

手話奉仕員養成研修事業は、北谷町、嘉手納町、読谷村の3町村合同による持ち回りで実施しており、養成講座終了者に対し手話通訳者奉仕員への登録を促しています。令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため研修は中止となりました。

なお、本町の手話奉仕員登録者数は、平成29年度(2017年度)から令和4年度(2022年度)まで各年13人～19人の登録がありました。

手話奉仕員養成研修事業利用実績

(単位:人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
手話奉仕員養成研修事業	研修参加者数	19	20	35	0	0	16
	新規登録者数	0	6	0	1	0	0
	登録者数	13	19	19	18	17	17

※研修参加者数は北谷町が主催した研修のみ計上。

資料:福祉課(各年度年間実績)

⑥移動支援事業利用実績

移動支援事業は、契約事業所(現在27事業所)からガイドヘルパーが派遣されます。利用者数は平成29年度(2017年度)から令和4年度(2022年度)まで35人～41人程度で推移しています。

移動支援事業利用実績

(単位:人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
移動支援事業	実利用者数	35	41	41	37	40	39

資料:福祉課(各年度年間実績)

⑦地域活動支援センター事業利用実績

地域活動支援センター事業は、町内の事業所に委託しI型で実施しています。利用者数はやや減少傾向にあり、平成29年度(2017年度)が50人、令和4年度(2022年度)には38人の利用となっています。

地域活動支援センター事業利用実績

(単位:人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
地域活動支援センター事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	50	48	47	44	35	38

資料:福祉課(各年度年間実績)

## 1 (2)任意事業

## 2 ①日中一時支援事業

3 日中一時支援事業では、町と契約した事業所が、障がいのある人の日中活動の場を提供し、  
4 障がいのある人の家族の就労支援及び介護の一時的な休息の支援を実施しています。利用者数  
5 は、平成 29 年度(2017 年度)から令和4年度(2022 年度)まで 82 人～104 人となってい  
6 ます。

## 7 日中一時支援事業利用実績

8 (単位:人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3 年度	2022 R4年度
日中一時支援事業	実利用者数	89	98	104	96	99	82

9 資料:福祉課(各年度年間実績)

## 10 ②社会適応支援事業利用実績

11 社会適応支援事業は、社会生活に困難がある障がいのある人について、社会生活への適応性  
12 を高めるために、町と契約した事業所からヘルパーが派遣されます。

13 利用者数は減少傾向にあり、平成 29 年度(2017 年度)は 12 人の利用がありましたが、令  
14 和4年度(2022 年度)では2人の利用となっています。

## 15 社会適応支援事業利用実績

16 (単位:人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3 年度	2022 R4年度
社会適応支援事業	実利用者数	12	9	8	4	5	2

17 資料:福祉課(各年度年間実績)

## 18 ③自動車運転免許取得・改造助成事業利用実績

19 自動車運転免許取得・改造助成事業の利用者は、平成 29 年度(2017 年度)以降 1 人～4人  
20 となっています。

## 21 自動車運転免許取得・改造助成事業利用実績

22 (単位:人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3 年度	2022 R4年度
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	実利用者数	1	1	2	4	1	3

23 資料:福祉課(各年度年間実績)



## 5. 特別支援保育・特別支援教育の状況

### (1)特別支援保育

町内の保育所(園)及び認定こども園では、特別な支援を必要とするこどもに対し、特別支援保育を実施しています。対象となるこどもの数は、平成 29 年度(2017 年度)以降 17 人～38 人の間で推移しています。

#### 特別支援保育対象のこどもの数

(単位:人)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度
町立保育園	19	21	14	16	14	20	16
認可保育園	11	8	3	12	18	18	14
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0
合計	30	29	17	28	32	38	30

資料:子ども家庭課(各年度 4 月 1 日時点)

### (2)特別支援教育

幼稚園、小中学校における特別支援教育の対象となるこどもの数は増える傾向にあり、幼稚園から中学校までを合わせた人数は、平成 29 年度(2017 年度)の 125 人から令和5年度(2023年度)には188人と、6年間で約 1.5 倍に増えています。

#### 特別支援教育対象のこどもの数

(単位:人)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度
幼稚園	11	24	24	22	22	24	20
小学校	74	98	115	97	108	114	115
中学校	40	43	54	56	53	62	53
合計	125	165	193	175	183	200	188

※預かり保育時の特別支援含む。また、小中学校は特別支援教育支援員が対応している人数。

資料:学校教育課(各年度 5 月 1 日時点)

1 小中学校においては、普通学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難なこと  
 2 ものために、特別支援学級を設置しており、また、特別支援学級には「知的」、「情緒」、「難聴」、  
 3 「病弱」、「肢体不自由」の5つの学級があります。

4 小学校の特別支援学級に在籍するこどもの数は増加傾向にあり、平成29年度(2017年度)  
 5 では59人でしたが、令和5年度(2023年度)には121人と約2倍に増えています。

6 また、「知的」と「情緒」の学級に在籍しているこどもが多く、令和5年度(2023年度)のこど  
 7 もは「情緒」で62人、「知的」で52人となっています。

8 中学校の特別支援学級に在籍しているこどもの数も増加傾向にあり、平成29年度(2017  
 9 年度)では22人でしたが、令和5年度(2023年度)には46人と約2倍に増えています。また、  
 10 令和5年度(2023年度)の生徒は、「知的」が24人で最も多く、次に「情緒」が20人となっ  
 11 ています。

12

13

14

### 特別支援教育学級在籍のこどもの数(小中学校)

(単位:人)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度
小学校	59	71	101	125	117	126	121
知的	26	34	41	51	49	49	52
情緒	31	35	56	67	61	68	62
難聴	2	2	4	5	5	5	3
病弱	-	-	-	2	2	2	2
肢体不自由	-	-	-	-	-	2	2
中学校	22	26	31	24	32	38	46
知的	14	13	13	8	12	19	24
情緒	7	13	18	16	20	18	20
難聴	1	0	0	0	-	-	1
病弱	-	-	-	-	-	1	1
合計	81	97	132	149	149	164	167

資料:学校教育課(各年度5月1日時点)

15

16

17



## 6. 障害等の早期発見・早期支援

### (1) 乳幼児健康診査

#### ① 乳児一般健康診査

乳児一般健康診査の受診率は、平成 29 年度(2017 年度)から令和元年度(2019 年度)の間は 80%台で推移し、令和2年度(2020 年度)には 79.9%に下がりましたが、その後は年々上がり、令和4年度(2022 年度)には 91.4%と最も高くなっています。

健診後にフォローを要する乳児の比率(要フォロー率=要フォロー児実人数/受診人数)について、令和4年度(2022 年度)は 29.5%となっています。

#### 乳児一般健康診査の実績

(単位:人、%)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3 年度	2022 R4年度
対象人数		682	685	536	577	578	557
受診人数		577	569	478	461	471	509
受診率(%)		84.6	83.1	89.2	79.9	81.5	91.4
要フォロー	実人数	161	192	143	105	152	150
	要フォロー率(%)	27.9	33.7	29.9	22.8	32.3	29.5

資料:沖縄県小児保健協会、子ども家庭課、保健衛生課

#### ② 1歳6ヶ月児健康診査

1歳6ヶ月児健康診査の受診率は、平成 29 年度(2017 年度)以降では令和元年度(2019 年度)の 94.0%が最も高く、そのほかの年度では 79.0%~87.8%、令和4年度(2022 年度)は 87.7%となっています。

健診後にフォローを要する幼児の比率(要フォロー率)について、令和4年度(2022 年度)は 45.6%となっています。

#### 1歳6ヶ月児健康診査の実績

(単位:人、%)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3 年度	2022 R4年度
対象人数		369	339	318	301	290	310
受診人数		324	293	299	264	229	272
受診率(%)		87.8	86.4	94.0	87.7	79.0	87.7
要フォロー	実人数	167	128	156	106	103	124
	要フォロー率(%)	51.5	43.7	52.2	40.2	45.0	45.6

資料:沖縄県小児保健協会、子ども家庭課、保健衛生課

③3歳児健康診査

3歳児健康診査の受診率は、平成29年(2017年度)以降では令和元年度(2019年度)の96.2%が最も高く、そのほかの年度は70%台～90%台、令和4年度(2022年度)は93.5%となっています。

健診後にフォローを要する幼児の比率(要フォロー率)について、平成29年度(2017年度)以降29.9%～44.8%で推移しています。

3歳児健康診査の実績

(単位:人、%)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
対象人数		329	326	341	366	353	309
受診人数		288	296	328	298	278	289
受診率(%)		87.5	90.8	96.2	81.4	78.8	93.5
要フォロー	実人数	115	116	147	110	83	98
	要フォロー率(%)	39.9	39.2	44.8	36.9	29.9	34.0

資料:沖縄県小児保健協会、子ども家庭課、保健衛生課

(2)乳幼児健康診査の事後教室

乳幼児健康診査の事後支援として、発達上の支援を必要とする乳幼児について経過観察を行うとともに、親がこどもの発達や特性について学び、必要な支援が受けられるよう乳幼児健診事後教室を月1回程度実施しています。

参加している乳幼児の年齢は1歳児から5歳児までおり、1歳児と2歳児が比較的多い状況です。また、参加実人数は平成29年度(2017年度)以降では平成30年度(2018年度)の88人が最も多くなっています。

乳幼児健診後教室の実績

(単位:人、回)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
開催回数		12	12	11	8	7	12
年間参加実人員		24	26	27	18	16	24
年間参加延人員		74	88	67	44	43	64
参加時 年齢	1歳児	11	4	2	0	1	4
	2歳児	10	14	14	10	7	11
	3歳児	3	3	9	7	7	8
	4歳児	0	5	2	1	1	1
	5歳児以上	0	0	0	0	0	0

※教室の定員は10組以内

資料:育ちの支援センター「いっぽ」、子ども家庭課

### 1 (3)早期の発達支援

2 育ちの支援センター「いっぽ」(平成 25 年(2013 年度)12 月に開所)では、発達上の支援を  
3 必要とする乳幼児及びその保護者を対象に、以下の事業を実施しています。

#### 5 ①療育グループ

6 少人数での楽しい遊びや経験を通して、こどもの気持ちや意欲を育み、心身の発達を促して  
7 います。参加人数は、平成 29 年度(2017 年度)～令和元年度(2019 年度)では 20 人前後で  
8 推移しており、令和2年度(2020 年度)～令和4年度(2022 年度)では 15 人前後で推移して  
9 います。

10 また、年間延利用回数は、平成 29 年度(2017 年度)～令和元年度(2019 年度)では、272  
11 回～297 回実施しており、令和2年度(2020 年度)～令和3年度(2021年度)では 150 回前  
12 後、令和4年度(2022 年度)では 232 回となっています。

#### 14 療育グループ事業実施状況

(単位:人、回)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3 年度	2022 R4年度
年間参加実人数	21	19	20	16	11	15
年間利用延回数	297	286	272	155	151	232

資料:育ちの支援センター「いっぽ」

#### 18 ②発達相談

19 臨床心理士による発達相談を行っており、相談総件数は平成 29 年度(2017 年度)～令和元  
20 年度(2019 年度)までは 70 件～82 件、令和2年度(2020 年度)～令和4年度(2022 年度)  
21 では 35 件～54 件となっています。

#### 23 発達相談実施状況

(単位:人、件)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3 年度	2022 R4年度
年間件数	77	82	70	51	35	54
保育士対応件数(内数)	47	82	35	31	25	53

※育児相談は、保育士が対応

資料:育ちの支援センター「いっぽ」

③施設開放

施設内の遊具等を使って楽しく遊べるよう、平成 26 年度(2014 年度)から週 2 回施設を開放しています。年間の実利用者数は 6 人～24 人、年間 1 人あたり平均利用回数は 2～7.2 回で推移しています。

施設開放実施状況

(単位:人、回)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
年間利用実人数	24	10	14	6	11	12
年間利用延回数	90	72	29	16	17	47
年 1 人あたり平均利用回数	3.75	7.2	2	2.6	1.5	3.9

資料:育ちの支援センター「いっぽ」

④一時保育

平成 26 年度(2014 年度)から一時保育を週 2 回行っており、利用実人数は 0 人～6 人で推移しています。令和3年度(2021 年度)は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、利用者はいませんでした。

年間延利用回数は、平成 29 年度(2017 年度)が 83 回と最も多く、令和4年度(2022 年度)では 48 回となっています。また、年間 1 人あたり平均利用回数は、令和4年度(2022 年度)が 24 回で最も多くなっています。

一時保育実施状況

(単位:人、回)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
年間利用実人数	6	4	3	2	0	2
年間利用延回数	83	75	34	4	0	48
年 1 人あたり平均利用回数	13.8	18.7	11.3	2	0	24

資料:育ちの支援センター「いっぽ」

## 1 (4)特定健康診査・特定保健指導

2 本町の特定健康診査の受診率は、平成 29 年度(2017 年度)～令和元年度(2019 年度)は  
3 35%程度で推移しており、令和2年度(2020 年度)～令和3年度(2021 年度)には 28%程  
4 度、令和4年度(2022 年度)は 31.1%となっています。

5 また、本町の特定保健指導の実施率は、平成 29 年度(2017 年度)～令和3年度(2021 年  
6 度)は 60%台で推移しており、令和4年度(2022 年度)は 55.9%となっています。

7 沖縄県と比べると、特定健康診査の受診率は毎年度本町が低く、特定保健指導実施率は平成  
8 30 年度(2018 年度)と令和2年度(2020 年度)以外の年度では本町が高くなっています。

9

10

## 特定健康診査・特定保健指導実施状況

11

(単位:%)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3 年度	2022 R4年度
特定健康診査 受診率	北谷町	35.8	35.1	35.4	27.5	28.1	31.1
	沖縄県	39.1	39.3	38.6	32.1	32.8	34.5
特定保健指導 実施率	北谷町	69.5	60.9	68.8	60.5	63.5	55.9
	沖縄県	60.0	63.8	67.2	61.3	62.3	61.9

12

資料:厚生労働省 HP「特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ」、保健衛生課

13

14

## 7. アンケート調査結果の概要

### (1) 調査概要

#### ① 調査の目的

障がい者計画を策定するにあたり、障がいのある人などを対象に、障害の状況、普段困っていること、福祉サービスとして充実して欲しい内容などについて把握し、計画に反映するための基礎資料とすることを目的として実施しました。

#### ② 調査の対象

・障がいのある18歳以上の人	944人
・障がいのある18歳未満の子どもと保護者	112人
・施設に入所されている人	25人
・上記以外の町民	1,300人

#### ③ 調査の期間

○令和5年(2023年)9月20日～令和5年(2023年)10月8日

#### ④ 調査方法

○郵送による配布及び回収

#### ⑤ 回収結果

対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
・障がいのある18歳以上の人	940票	300票	31.9%
身体障害者手帳	464票	158票	34.1%
療育手帳	163票	49票	30.1%
精神障害者保健福祉手帳	286票	72票	25.2%
その他	27票	21票	77.8%
・障がいのある18歳未満の子どもと保護者	112票	37票	33.0%
身体障害者手帳	28票	13票	46.4%
療育手帳	70票	24票	34.3%
精神障害者保健福祉手帳	13票	3票	23.1%
不明(手帳の所持状況について無回答の人)	1票	1票	100.0%
・施設に入所されている人	25票	20票	80.0%
・上記以外の町民	1,300票	382票	29.4%

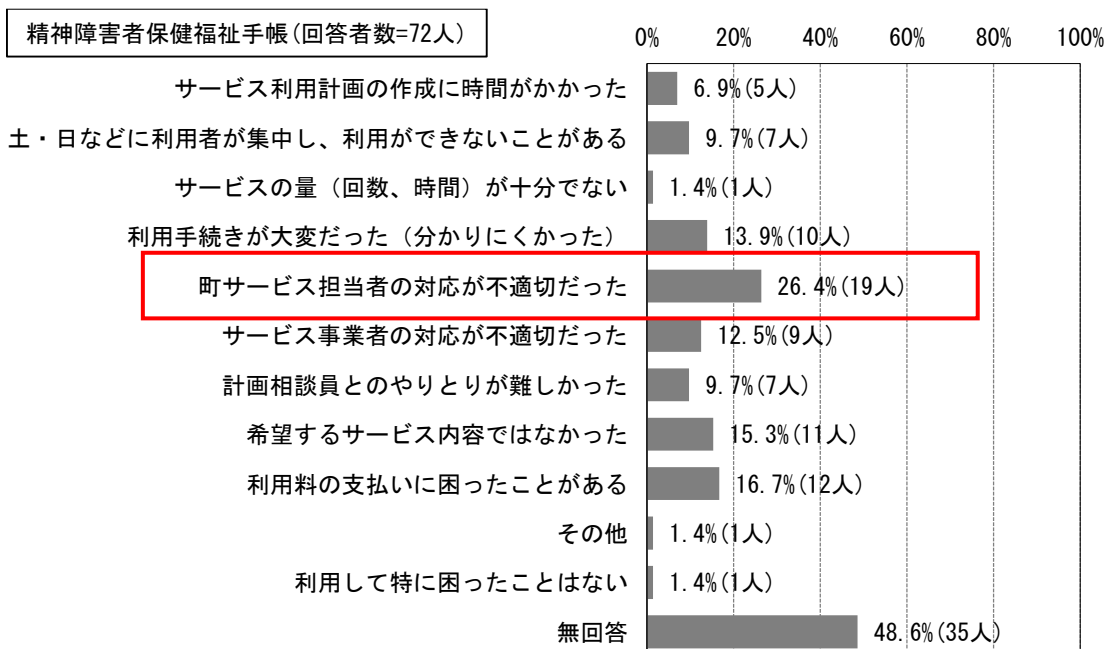
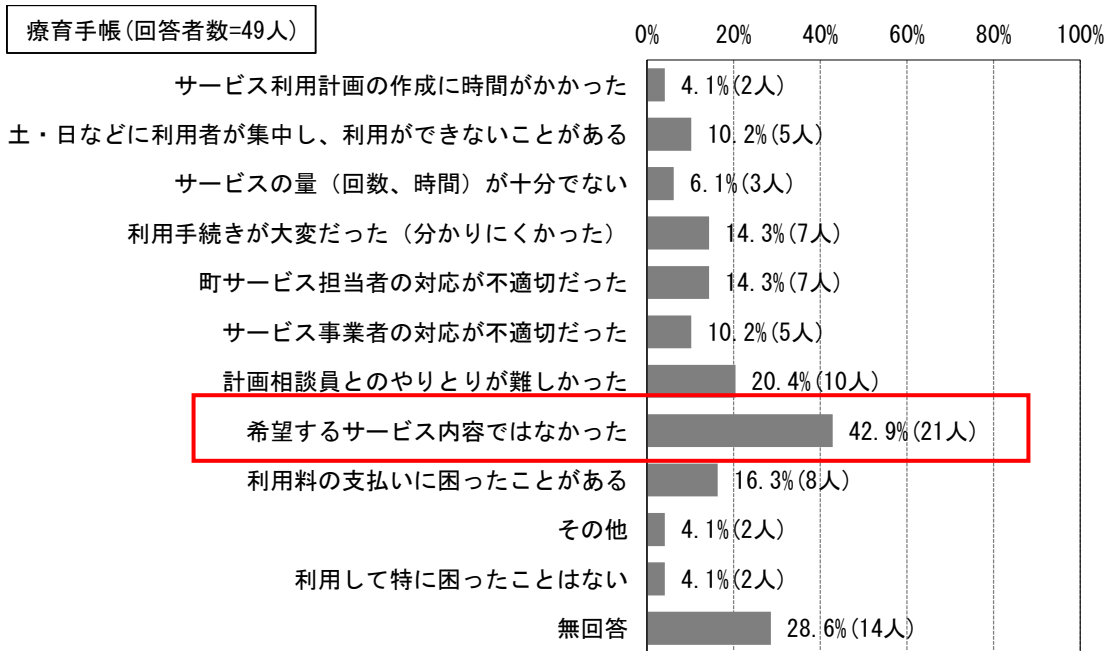
※手帳の重複所持者がいるため、合計値が一致しない場合があります。

1 (2)アンケートの調査結果

2 ①福祉サービス利用時に不便だったこと、困ったこと(複数回答あり)

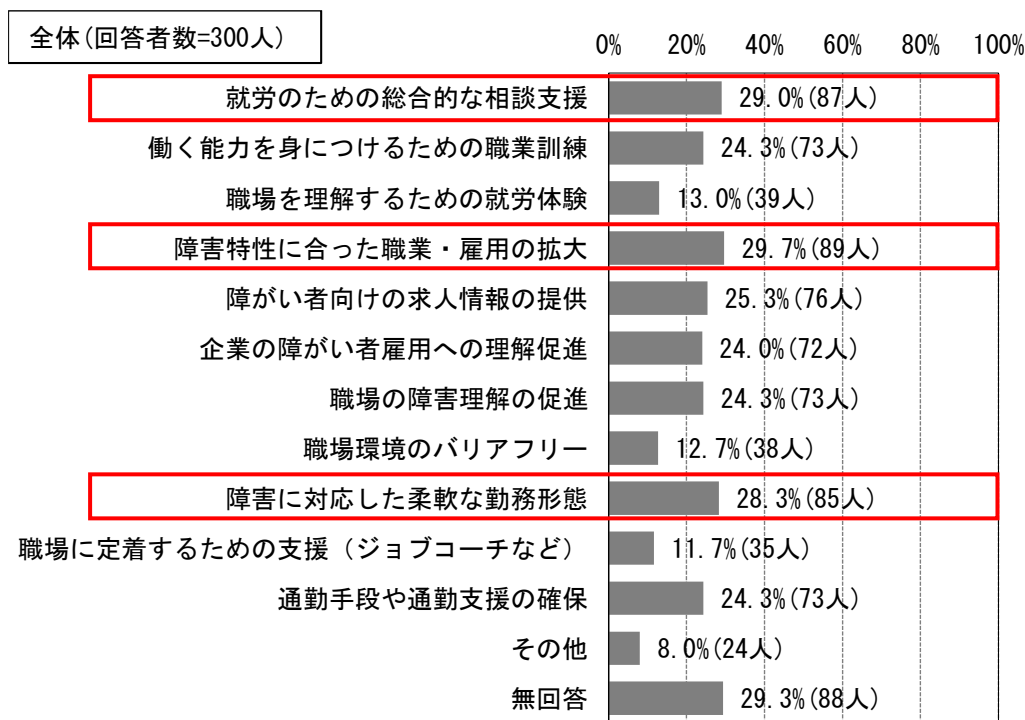
3 ○療育手帳所持者で「希望するサービス内容ではなかった」が 42.9%(21人)となってい  
4 ます。

5 ○精神障害者保健福祉手帳所持者で「町サービス担当者の対応が不適切だった」が  
6 26.4%(19人)などとなっています。



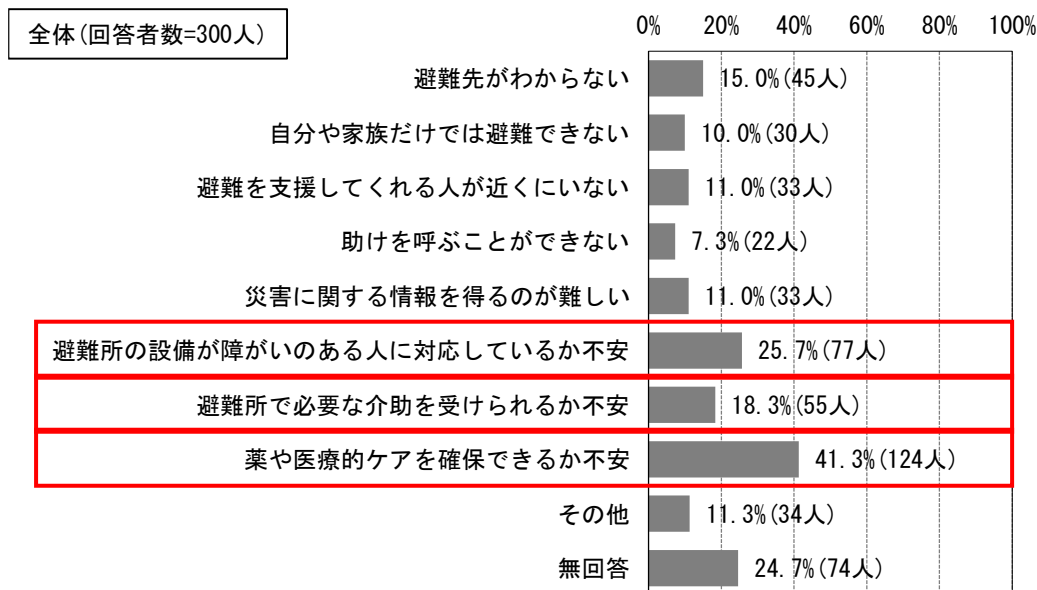
②障がい者の就労支援で必要なこと(複数回答あり)

○「障害特性に合った職業・雇用の拡大」が 29.7%(89人)で最も多く、次いで「就労のための総合的な相談支援」、「障害に対応した柔軟な勤務形態」が上位にあげられています。



③災害時に困ること(複数回答あり)

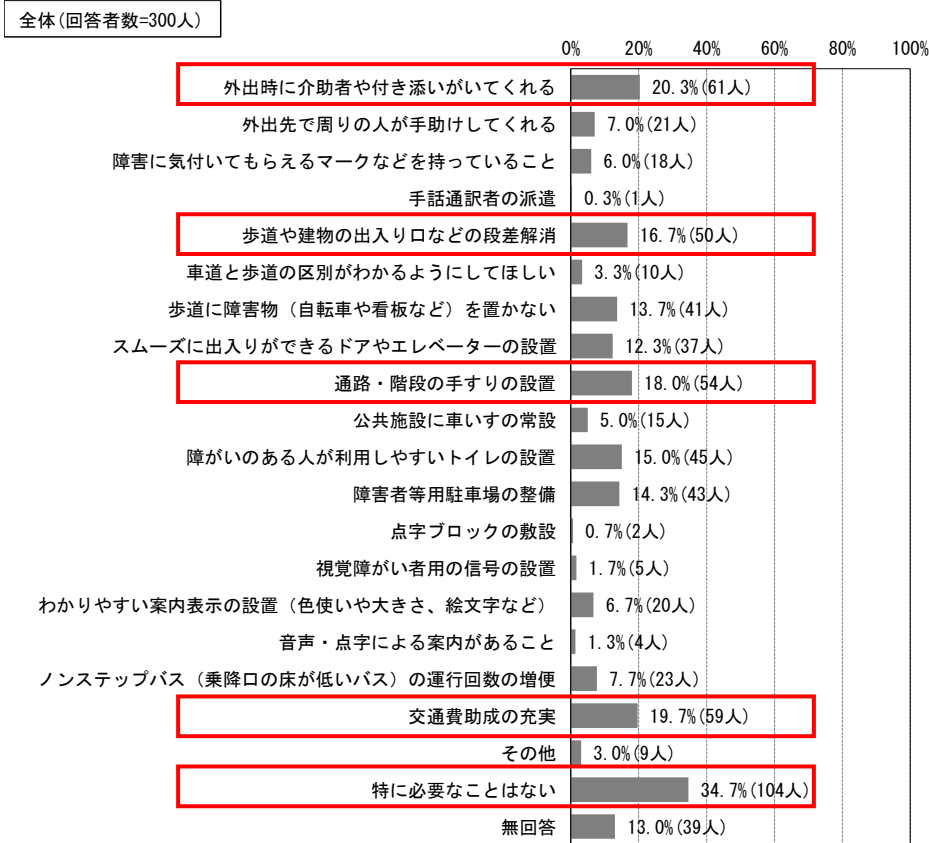
○「薬や医療的ケアを確保できるか不安」が41.3%(124人)で最も多く、次いで「避難所の設備が障がいのある人に対応しているか不安」、「避難所で必要な介助を受けられるか不安」が上位にあげられています。





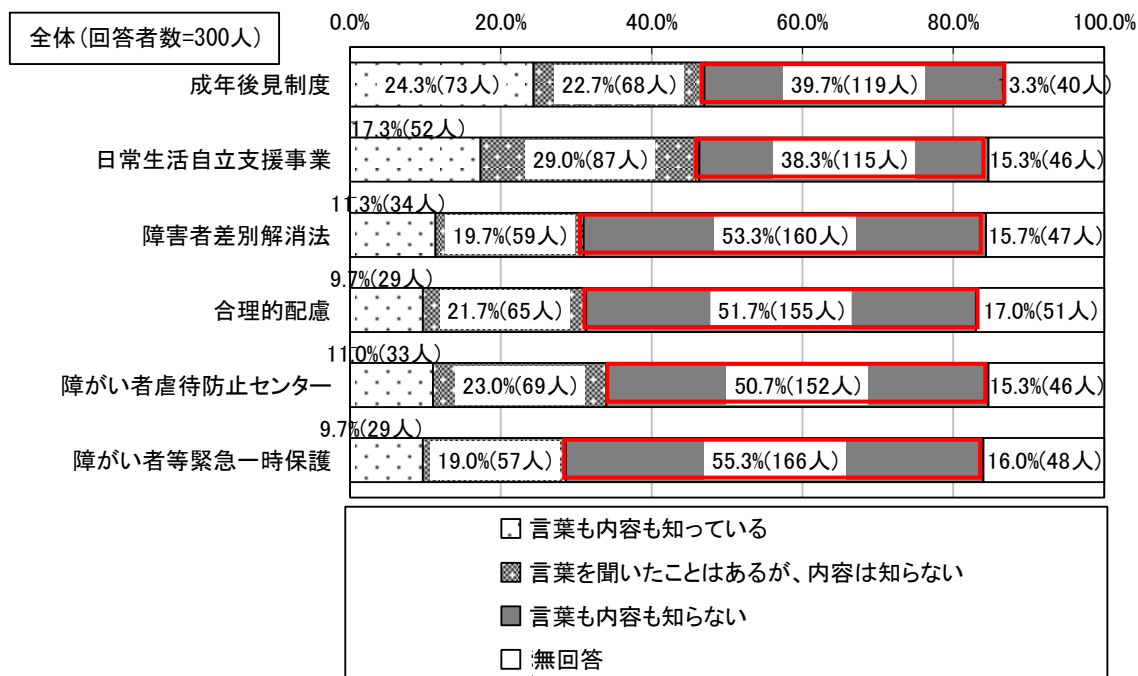
③外出時に困ること(複数回答あり)

○「特に必要なことはない」が 34.7%(104人)で最も多い状況です。外出時の困りごととしては、「外出時に介助者や付き添いがいてくれる」、「交通費助成の充実」、「通路・階段の手すりの設置」、「歩道や建物の出入り口などの段差解消」などが上位にあげられています。



④権利擁護に関する言葉の認知度

○成年後見制度<sup>8</sup>、日常生活自立支援事業<sup>9</sup>、障害者差別解消法<sup>10</sup>、合理的配慮<sup>11</sup>、障がい者虐待防止センター<sup>12</sup>、障がい者等緊急一時保護<sup>13</sup>、上記のいずれに対しても「言葉も内容も知らない」と回答した人が多い状況です。



<sup>8</sup> 成年後見制度

知的障害、精神障害などの理由でひとりで決めることが心配な方々が、様々な契約や手続きをする際に法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援(意思決定支援)を行う制度をいいます。

<sup>9</sup> 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等のうち判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

<sup>10</sup> 障害者差別解消法

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年(2013年)6月に制定された法律です。

<sup>11</sup> 合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で配慮することをいいます。

<sup>12</sup> 障がい者虐待防止センター

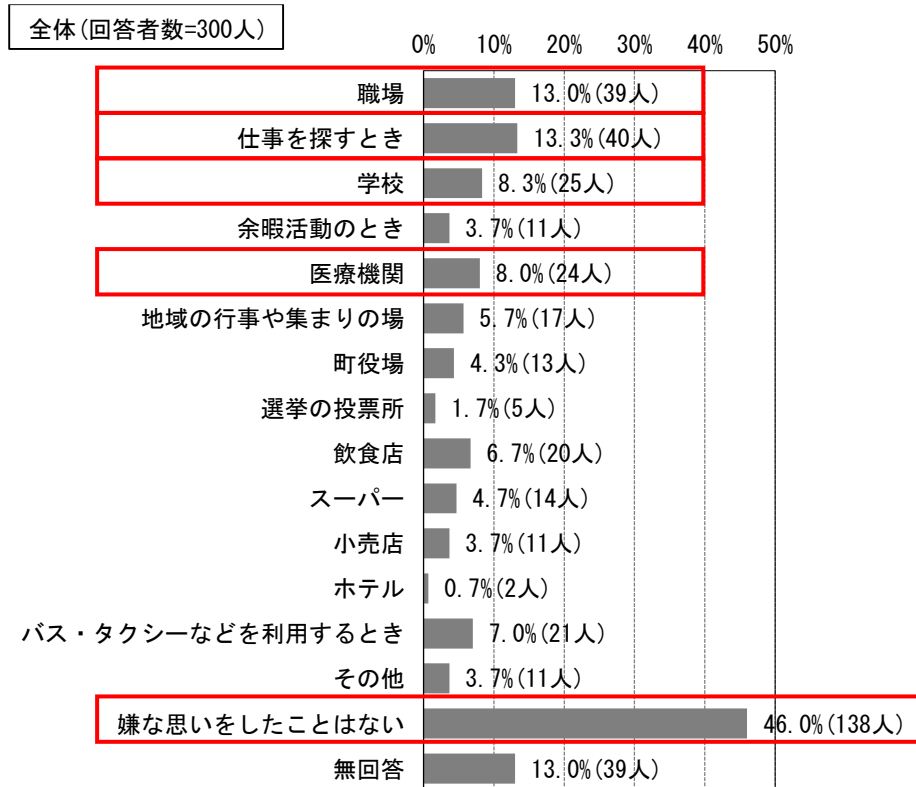
虐待の防止や早期発見・早期対応、家族などの養護者に対する支援を充実すること等により、障がいのある人の尊厳の保持、自立や社会参加の促進を図り、権利利益を養護することを目的として設置される機関です。

<sup>13</sup> 障がい者等緊急一時保護

介護者が病気や冠婚葬祭等で障がいのある人を介護できなくなったときに、施設で一時的に保護する制度です。

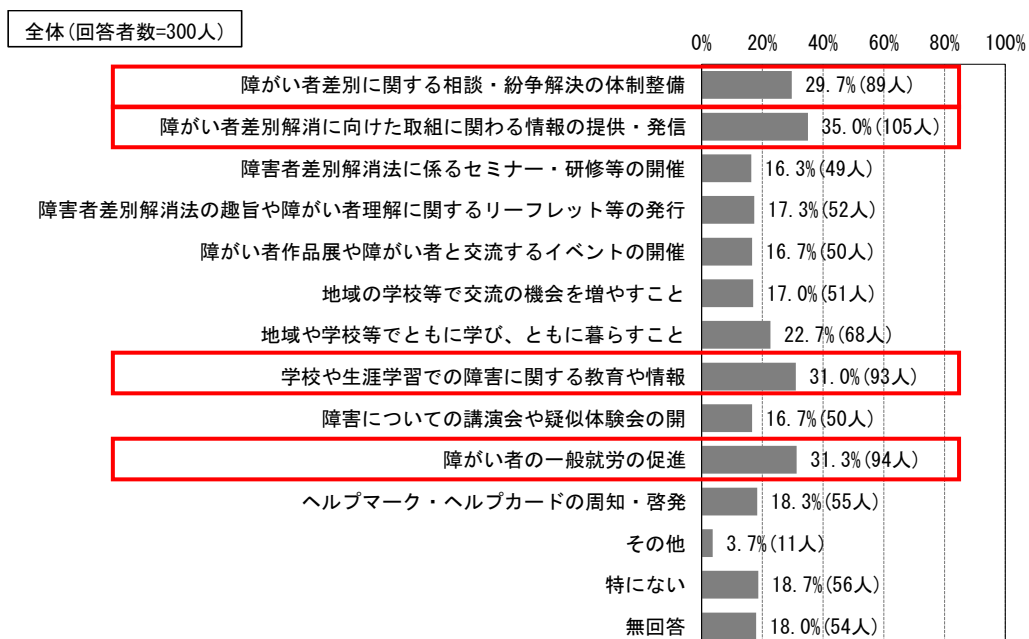
⑤障害を理由に差別や嫌な思いをしたことがあるかどうかについて(複数回答あり)

○「嫌な思いをしたことはない」が 46.0%(138人)で最も多い状況です。嫌な思いをしたことがある場面としては、「職場」、「仕事を探すとき」、「学校」、「医療機関」が主にあげられています。



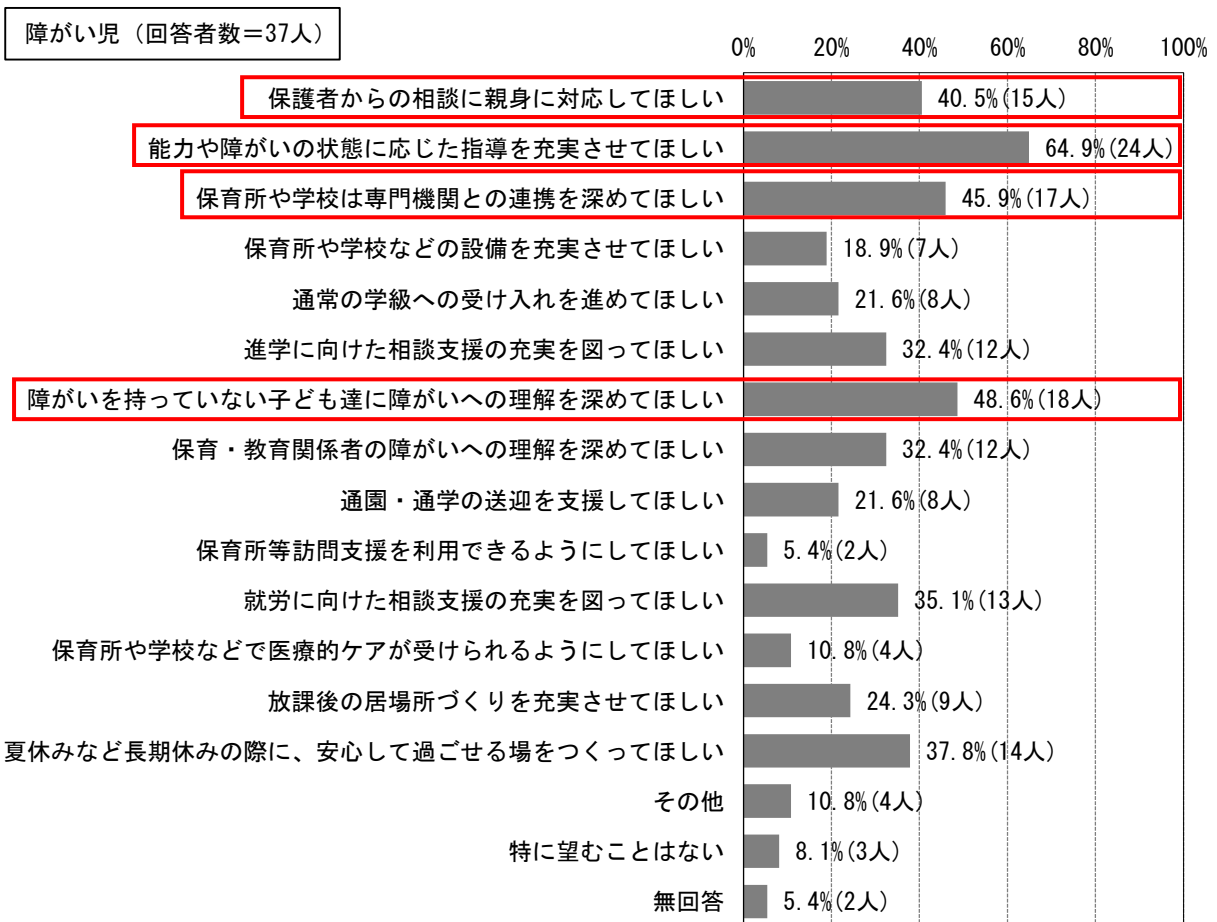
⑥障がい者の差別解消を進めるために必要なこと(複数回答あり)

○「障がい者差別解消に向けた取組に関わる情報の提供・発信」が 35.0%(105人)で最も多く、次いで「障がい者の一般就労の促進」、「学校や生涯学習での障害に関する教育や情報」、「障がい者差別に関する相談・紛争解決の体制整備」が上位にあげられています。



⑦障がい児の保育・療育・教育について望むこと(複数回答あり)

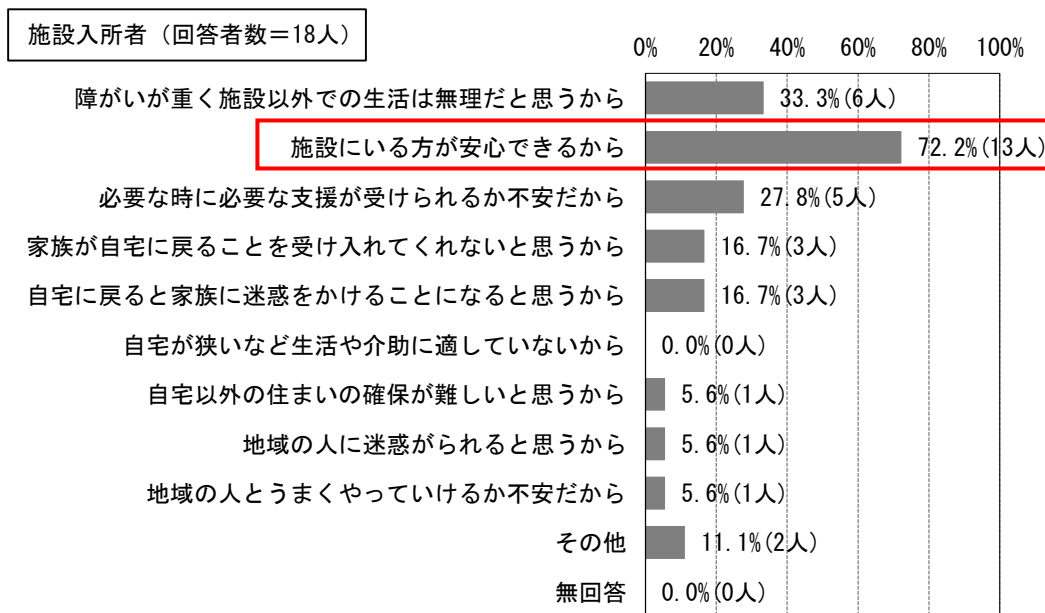
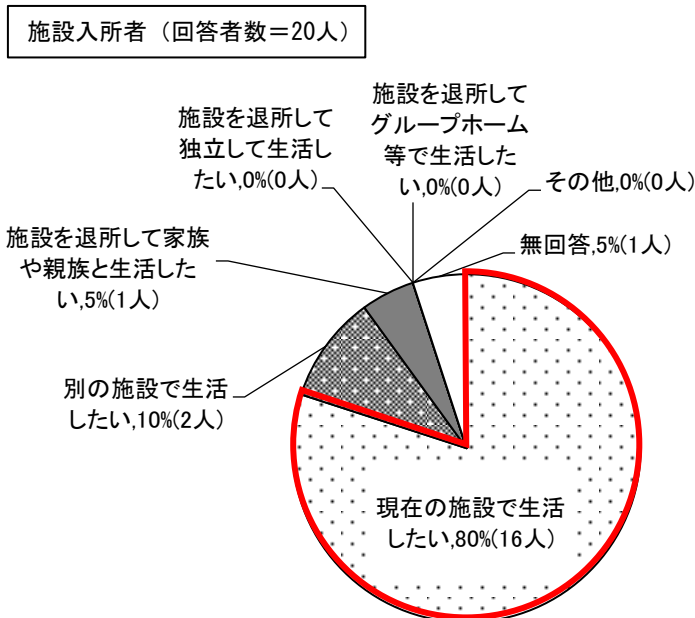
○「能力や障がいの状態に応じた指導を充実させてほしい」が 64.9%(24人)で最も多く、次いで「障がいを持っていない子ども達に障がいへの理解を深めてほしい」、「保育所や学校は専門機関との連携を深めてほしい」、「保護者からの相談に親身に対応してほしい」が上位にあげられています。



⑧施設入所者の今後の生活場所の希望(複数回答あり)

○「現在の施設で生活したい」が8割(16人)を占めています。

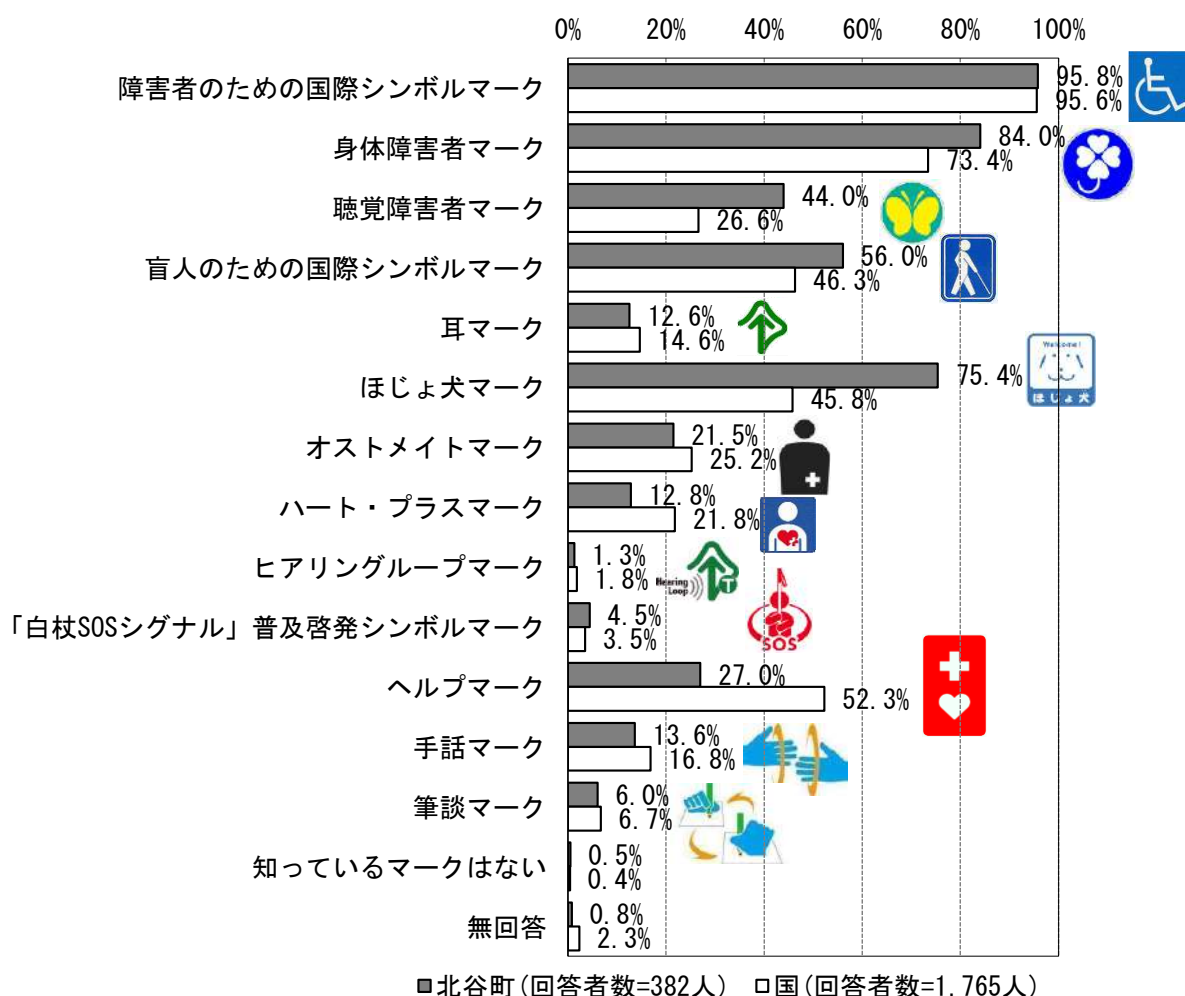
○施設を出たくない理由として「施設にいる方が安心できるから」が 72.2%(13人)で、多い結果となっています。



⑨町民の障がい者支援マークの認知度

○「障害者のための国際シンボルマーク」、「身体障害者マーク」、「聴覚障害者マーク」、「盲人のための国際シンボルマーク」、「ほじょ犬マーク」は、国の世論調査に比べて認知度が高い状況です。特に、「ほじょ犬マーク」は、国の世論調査の認知度45.8%に対し、北谷町民の認知度は75.3%となっています。

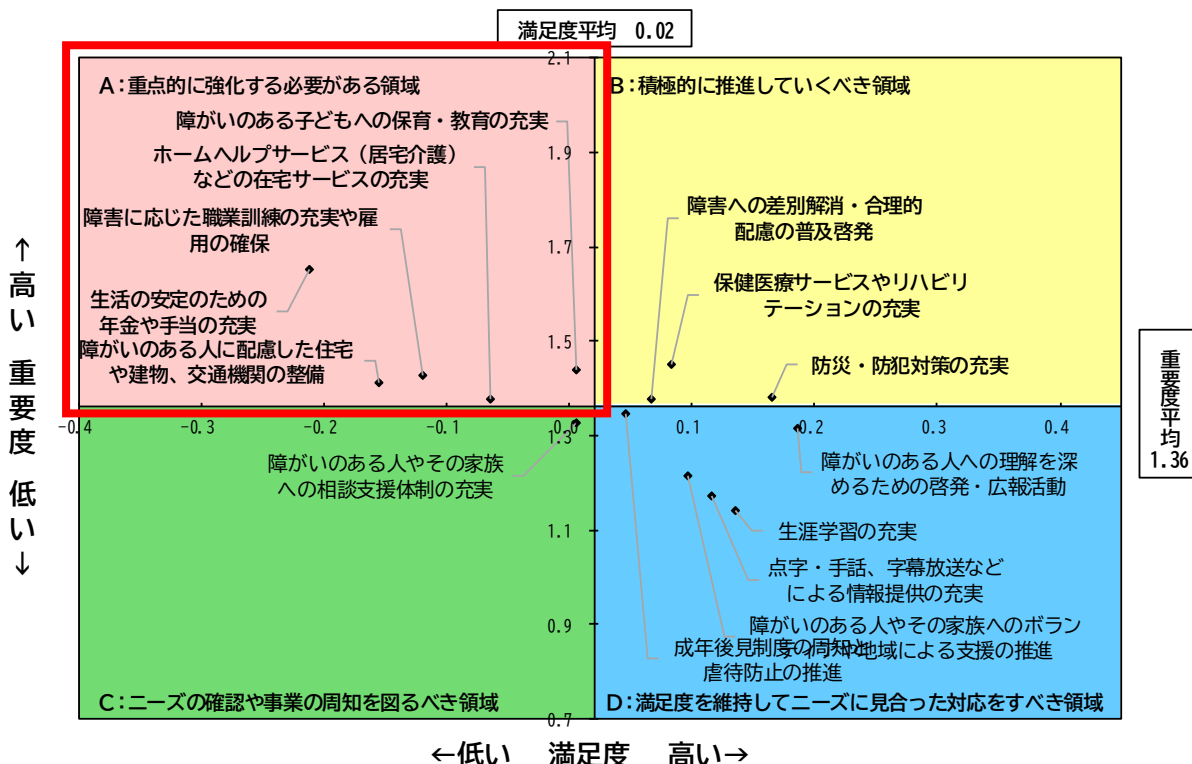
○「オストメイトマーク」、「ハート・プラスマーク」、「ヘルプマーク」、「手話マーク」、「筆談マーク」は、国の世論調査に比べて北谷町民の認知度が低い状況です。特に、「ヘルプマーク」は国の世論調査の認知度52.3%に対し、北谷町民の認知度は27.1%となっています。



⑩北谷町障がい者施策に対するポートフォリオ分析結果

○満足度が低く、重要度が高い施策として以下の5施策があげられています。

- ・障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備
- ・障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保
- ・障がいのある子どもへの保育・教育の充実
- ・ホームヘルプサービス(居宅介護)などの在宅サービスの充実
- ・生活の安定のための年金や手当の充実



## 8. 第4次障がい者計画の進捗状況

### (1)第4次障がい者計画全体の進捗状況

北谷町第4次障がい者計画で設定した基本目標ごとの施策・事業について、令和5年(2023年)10月に所管課による自己評価(現状把握・課題整理)を行いました。

145 施策・事業中、「◎:目標達成」が73件(50.3%)、「○:2/3程度達成」が33件(22.8%)、「△:目標達成に至らず課題残る」が31件(21.4%)、「×:未実施」が8件(5.5%)となっています。

×(未実施)の事業は、「消費者被害に対する相談支援の推進」、「重度障害者等包括支援」、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「自立生活援助」、「地域定着支援」、「重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置」、「生活サポート事業」があげられています。町内に利用者がいないことや、コロナ禍の影響等により事業未実施となっています。

評価区分	達成度判断基準
◎	目標達成
○	2/3程度達成
△	目標達成に至らず課題残る
×	未実施

基本目標	◎	○	△	×	計
基本目標1 共生社会の確立	18 40.0%	16 35.6%	10 22.2%	1 2.2%	45 100.0%
基本目標2 生活基盤の支援	16 72.7%	2 9.1%	4 18.2%	0 0.0%	22 100.0%
基本目標3 自立基盤の整備	39 50.0%	15 19.2%	17 21.8%	7 9.0%	78 100.0%
合計	73 50.3%	33 22.8%	31 21.4%	8 5.5%	145 100.0%



## 1 (2)基本目標1 共生社会の確立の進捗状況

2 「1. 障がい者理解・地域支援の推進」における障がい者理解の推進については、町公式ホーム  
3 ページへの掲載やリーフレット配布、イベント等の活用による情報発信を行い、おおむね順調に  
4 進捗しています。一方、地域支援の推進については、ボランティア活動におけるニーズと支援の  
5 マッチング等の課題が残っています。

6 「2. 相談支援・情報提供等の充実」については、委託相談事業所において相談支援体制の充  
7 実・強化、人材育成に取り組んでおり、おおむね順調に進捗しています。意思疎通支援について  
8 は、手話通訳者・要約筆記者派遣事業等により、聴覚障がいのある人のニーズに対応しています。  
9 一方、手話奉仕員養成講座は、新型コロナウイルス感染症の影響により養成講座が中止となった  
10 ため、当初の予定よりも手話奉仕員の新規登録者が増えていない状況です。

11 「3. 権利擁護・虐待防止の推進」については、成年後見制度の周知啓発や、事業者向けの虐待  
12 防止研修等を行っており、順調に進捗しています。

13 「4. 防災・防犯対策の充実」については、避難行動要支援者名簿を整備し、災害時・緊急時の  
14 情報提供に係るマニュアルを作成しました。今後は、避難行動要支援者名簿に基づく関係機関と  
15 の連携強化、個別避難計画の作成、福祉避難所の運営方法や医療的ケアを必要とする方の支援  
16 体制の検討が必要です。

17

施策の方向性	評価区分				計
	◎	○	△	×	
1.障がい者理解・地域支援の 推進	4	2	4	0	10
	40.0%	20.0%	40.0%	0.0%	100.0%
2.相談支援・情報提供等の充実	9	8	2	0	19
	47.4%	42.1%	10.5%	0.0%	100.0%
3.権利擁護・虐待防止の推進	2	2	0	0	4
	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%
4.防災・防犯対策の充実	3	4	4	1	12
	25.0%	33.3%	33.3%	8.3%	100.0%
合 計	18	16	10	1	45
	40.0%	35.6%	22.2%	2.2%	100.0%

18

19

1 (3)基本目標2 生活基盤の支援の進捗状況

2 「1. 住みよい環境づくりの推進」については、公共施設のバリアフリー化、外出支援、町営住宅  
 3 入居への配慮、グループホームの確保、その他住居入居支援等を行い、概ね順調に進捗していま  
 4 す。公共施設におけるわかりやすい案内表示の整備については、所管課によって進捗度にバラ  
 5 つきがあり、必要性や需要等を把握した上で事業を進めていく必要があります。

6 「2. 社会参加・就労支援の推進」については、交流・スポーツ・学習活動等において、新型コロ  
 7 ナウイルス感染症の影響により、開催出来ない事業もありましたが、スポーツ活動支援、地域活  
 8 動支援センター利用促進、行事等への参加支援(行動援護、同行援護等)、必要な支援を行うこと  
 9 が出来ました。就労支援における施策のうち、「就労定着支援」、「就労継続支援」、「障害者優先  
 10 調達」は概ね順調に進捗していますが、「町行政職の障害者法定雇用率の維持」は、未達成の年  
 11 度もあることから、障害者活躍推進計画の取組を継続して実施する必要があります。福祉施設  
 12 から一般就労への移行については、年度により利用者の増減幅があるため、町内企業への定期  
 13 的な周知・啓発や就労移行支援利用者のニーズ等を的確に把握する必要があります。

14

施策の方向性	評価区分				計
	◎	○	△	×	
1.住みよい環境づくりの推進	6	1	1	0	8
	75.0%	12.5%	12.5%	0.0%	100.0%
2.社会参加・就労支援の推進	10	1	3	0	14
	71.4%	7.1%	21.4%	0.0%	100.0%
合 計	16	2	4	0	22
	72.7%	9.1%	18.2%	0.0%	100.0%

15

16

## 1 (4)基本目標3 自立基盤の整備の進捗状況

2 「1.保健・医療の充実」については、全世代を通じた健康づくり、障害の原因となる疾病等の発  
 3 症予防、重症化予防の取組、精神保健福祉の推進等により、概ね順調に進捗しています。しかし  
 4 成人の生活習慣病予防において、特定健康診査、特定保健指導については、新型コロナウイルス  
 5 感染症等の影響による受診率、実施率の低下が見られます。新たな障害の原因となる疾病や事  
 6 故等の予防、早期発見・早期支援のため、保健・医療・福祉の各種取組および連携が必要です。

7 「2.保育・教育の充実」については、特別支援保育、特別支援教育ともに概ね順調に進捗して  
 8 います。なお、小中学校においては、特別支援学級に在籍するこどもが年々増加しており、インク  
 9 ルーシブ教育システム理念の普及やスキルアップのため、教職員への研修等を実施していく必要  
 10 があります。また、放課後児童クラブを利用する特別な支援を必要とするこどもの受入体制は、  
 11 利用するこどもの数に応じて、職員体制等の確保に努めています。

12 「3.自立生活支援サービスの推進」については、訪問系サービスは概ね順調に進捗しています  
 13 が、日中活動系サービス、居住系サービス、計画相談支援・地域相談支援では、計画見込を下回  
 14 るなど課題が見られます。障がい児支援については、障がいのあるこどもの相談が年々増加し  
 15 ており、地域の障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの設置検討を推進する必  
 16 要があります。また、平成29年度から令和5年度までの間、中部圏域内で11カ所の児童通所支  
 17 援事業所が重症心身障がい児を支援する事業所として指定を受けました。

18

施策の方向性	評価区分				計
	◎	○	△	×	
1.保健・医療の充実	7	7	4	0	18
	38.9%	38.9%	22.2%	0.0%	100.0%
2.保育・教育の充実	7	4	1	0	12
	58.3%	33.3%	8.3%	0.0%	100.0%
3.自立生活支援サービスの推進	25	4	12	7	48
	52.1%	8.3%	25.0%	14.6%	100.0%
合 計	39	15	17	7	78
	50.0%	19.2%	21.8%	9.0%	100.0%

19

20

21

---

## 9. 障がいのある人を取り巻く計画課題

---

本町における障がいのある人の状況やアンケート調査の結果、第4次障がい者計画の進捗状況を踏まえ、計画の課題を分野別に整理すると次のとおりとなります。

### (1) 共生社会の実現について

#### ① 障害を理由とする差別の解消及び地域支援

○障害を理由に差別や嫌な思いをしたことがある場面としては、「職場」、「仕事を探すとき」、「学校」、「医療機関」が主にあげられています。

○障がいのある人の差別解消を進めていくために必要なこととして、「障がい者差別解消に向けた取組に関わる情報の提供・発信」、「障がい者の一般就労の促進」、「学校や生涯学習での障害に関する教育や情報」、「障がい者差別に関する相談・紛争解決の体制整備」が上位にあげられています。

○障がいのある人に対する偏見や差別意識を持つことがないように、すべての町民に障害理解・差別解消・合理的配慮について周知・啓発する福祉教育の取り組みが必要です。

○障がいのある人に対する地域でのボランティア活動による支援については、ニーズと支援のマッチング等の課題が残っています。

#### ② 外出時のバリアフリー

○外出時の困りごととしては、「外出時に介助者や付き添いがいてくれる」、「交通費助成の充実」、「通路・階段の手すりの設置」、「歩道や建物の出入り口などの段差解消」などが上位にあげられています。

○ポートフォリオ分析によると、障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備のニーズが高くなっています。

○障がいのある人が地域で安全・安心に暮らすことができるよう、道路や建物等におけるハード面でのバリアフリーに加え、障害の特性に応じて寄り添うところのバリアフリーの強化が必要です。

#### ③ 災害時等における障害特性に応じた支援の充実

○災害時に不安を感じることについて、「薬や医療的ケアを確保できるか不安」、「避難所の設備が障がいのある人に対応しているか不安」、「避難所で必要な介助を受けられるか不安」が上位にあげられています。

○緊急時において、障害特性に応じた避難方法、避難場所の充実、支援方法の検討が必要です。また、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の流行を踏まえた支援方法の検討も必要です。

1 (2)保健・医療・福祉サービスについて

2 ①相談支援の充実

3 ○相談体制に望むこととして、「専門性の高い職員による相談が受けられること」、「相談窓口  
4 がわかりやすいこと」、「休日や夜間など緊急時の相談窓口の設置」が上位にあげられてい  
5 ます。

6 ○相談支援については、年々相談内容が複雑化する傾向にあることから、障がいのある人へ  
7 の必要な情報を提供するだけでなく、虐待の防止や早期発見など様々な事項との関わりも  
8 考慮した相談員の質の向上が重要です。

9  
10 ②ニーズに対応した福祉サービスの提供

11 ○ポートフォリオ分析によると、「ホームヘルプサービス(居宅介護)などの在宅サービスの充  
12 実」に関するニーズが高くなっています。

13 ○福祉サービス利用時に不便だったこととして、「希望するサービスではなかった」、「町サー  
14 ビス担当者の対応が不適切だった」が上位にあげられています。

15 ○施設入所者の今後の生活場所の希望として、「現在の施設で生活したい(83.3%)」「別の施  
16 設(5.6%)」「家族と生活(5.6%)」があげられています。

17 ○多様化・個別化するニーズに対応できる福祉サービスの提供や柔軟化が求められています。

18  
19 ③障がい児支援の充実

20 ○小学校の特別支援学級に在籍するこどもは増加傾向にあり、平成 29 年度(2017 年度)で  
21 は 59 人でしたが、令和5年度(2023 年度)には 121 人と約2倍に増えています。

22 ○障がいのあるこどもの保育・療育・教育に望むこととして、「能力や障がいの状態に応じた指  
23 導を充実させてほしい」、「障がいを持っていない子ども達に障がいへの理解を深めてほし  
24 い」、「保育所や学校は専門機関との連携を深めてほしい」、「保護者からの相談に親身に  
25 対応してほしい」が上位にあげられています。

26 ○ポートフォリオ分析によると、「障がいのある子どもへの保育・教育の充実」のニーズが高く  
27 なっています。

28 ○障がいのあるこどもが、乳幼児期からライフステージに対応した切れ目のない適切な支援  
29 を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関との連携を強化する必要が  
30 あります。

31  
32 ④保健・医療の充実

33 ○特定健康診査、特定保健指導については、新型コロナウイルス感染症の影響により受診率  
34 が低下しています。障がいのある人は生活習慣病の発病リスクが高いことから受診率向  
35 上に向けた取組が必要です。

36 ○精神通院医療費支給認定件数は年々増加しており、平成 29 年度(2017 年度)の 865 件

- 1 から令和4年度(2022年度)には1,374件と約1.5倍に増えています。  
2 ○ポートフォリオ分析によると、「生活の安定のための年金や手当の充実」のニーズが高くなっ  
3 ており、医療費等の負担を軽減する経済的な支援が必要です。

4

### 5 (3)就労・社会参加について

#### 6 ①就労機会の拡大と就労後の定着支援

- 7 ○障がいのある人の就業を推進するために必要なこととして、「障害特性に合った職業・雇用  
8 の拡大」、「就労のための総合的な相談支援」、「障害に対応した柔軟な勤務形態」が上位に  
9 あげられています。  
10 ○ポートフォリオ分析によると、「障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保」のニーズが高く  
11 なっており、就労機会の拡大が必要です。  
12 ○就労機会の拡大に向けて、障がい者雇用の制度や勤務体制、賃金形態等について企業等へ  
13 の理解促進を図る必要があります。  
14 ○また、就労後に継続して働き続けられるよう、就労に関する相談支援を行うなど定着支援  
15 が必要です。

16

#### 17 ②社会参加の推進

- 18 ○交流・スポーツ・学習活動等について、新型コロナウイルス感染症の影響により開催出来な  
19 い行事がありました。障がいのある人が地域生活の中で社会の一員としていきいきと暮ら  
20 せるよう、今後もスポーツ活動支援、地域活動支援センターの利用促進、行事等への参加支  
21 援等、必要な支援を行う必要があります。

22

23

## 第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の点検

### 1. 成果目標(第6期障害福祉計画)の達成状況

「北谷町第6期障害福祉計画」では、令和5年度(2023年度)を目標として次の成果目標を設定しました。実績と比較したそれぞれの達成状況は次のとおりです。目標未達成の項目については、本計画において引き続き目標を達成できるよう計画を推進します。

#### (1)福祉施設入所者の地域生活への移行

事項	第6期の数値 目標値	実績 (令和4年度末)	評価
目標年度入所者数	32人	29人	達成
削減見込み目標値	1人(3%)	3人	達成
新規入所者数	2人	1人	達成
退所者数	3人	4人	達成
地域移行目標数	1人(3%)	1人	達成

資料:福祉課

#### (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### ア. 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

事項	第6期の数値 目標値	実績 (令和4年度末)	評価
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置済み	—	—
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年4回	年2回	未達成
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	8人	8人	達成
保健、医療及び、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回	年1回	達成

資料:福祉課

#### (3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

事項	第6期の数値 目標値	実績 (令和4年度末)	評価
地域生活支援拠点の整備	設置予定	設置	達成
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討(年間回数)	年1回	年1回	達成

資料:福祉課

1 (4)福祉施設から一般就労への移行

2 ア. 福祉施設から一般就労への移行者数

事 項	第6期の数値 目標値	実績 (令和4年度末)	評価
年間一般就労移行者数 (令和元年度実績(3人)の1.27倍以上を目標)	4人(1.33倍)	3人	未達成

3 資料:福祉課

4 ※ここでいう福祉施設とは就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を行う事業所を指す。

5 ※一般就労移行者とは福祉施設から一般企業等に就職した者(就労継続支援 A 型の利用者になった者を除く)、在宅  
6 就労した者及び自ら起業した者

7

8 イ. 令和5年度末における就労移行支援事業の移行者数

事 項	第6期の数値 目標値	実績 (令和4年度末)	評価
一般就労への移行者数 (令和元年度実績(0人)の1.3倍以上(30%以上)の増加を目標)	1人	2人	達成

9 資料:福祉課

10

11 ウ. 令和5年度末における就労継続支援 A 型事業の一般就労への移行者数

事 項	第6期の数値 目標値	実績 (令和4年度末)	評価
一般就労への移行者数 (令和元年度実績(3人)の1.26倍以上(26%以上)の増加を目標)	3人(1.00倍)	1人	未達成

12 資料:福祉課

13

14 エ. 令和5年度末における就労継続支援 B 型事業の一般就労への移行者数

事 項	第6期の数値 目標値	実績 (令和4年度末)	評価
一般就労への移行者数 (令和元年度実績(0人)の1.23倍以上(23%以上)の増加を目標)	0人	0人	実績なし

15 資料:福祉課

16

17 オ. 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

事 項	第6期の数値 目標値	実績 (令和4年度末)	評価
就労定着支援事業の利用者数	2人	2人	達成
管内就労移行支援事業所数	1か所	1か所	達成
就労移行率が8割以上の就労支援事業所数	1か所	0カ所	未達成

18 資料:福祉課



## 1 (5)相談支援体制の充実・強化等

事 項	第6期の数値 目標値	実績 (令和4年度末)	評価
ア. 総合的・専門的な相談支援の実施			
総合的・専門的な相談支援の実施数(か所数)	3	3	達成
イ. 地域の相談支援体制の強化			
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	50	72	達成
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数(研修等)	1	2	達成
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数(研修等)	2	2	達成

2 資料:福祉課

3

4

5

## 2. 第2期障がい児福祉計画成果目標の達成状況

「北谷町第2期障がい児福祉計画」では令和5年度(2023年度)を目標として次の成果目標を設定しました。実績と比較したそれぞれの達成状況は次のとおりです。目標未達成の項目については、本計画において引き続き目標を達成できるよう計画を推進します。

### (1)重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

事 項	第2期の数値 目標値	実績	評価
児童発達支援センターの設置	令和5年度 設置予定	未設置 令和8年度予定	未達成

資料:福祉課

### (2)保育所等訪問支援の充実

事 項	第2期の数値 目標値	実績	評価
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和5年度 構築予定	構築済み	達成

資料:福祉課

### (3)主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

事 項	第2期の数値 目標値	実績	評価
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度 確保予定	圏域で確保	達成

資料:福祉課

### (4)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

事 項	第2期の数値 目標値	実績	評価
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置済み	設置済み	達成
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人	4人	達成

資料:福祉課

### 3. 障害福祉サービス等の利用状況の点検

北谷町第6期障害福祉計画及び北谷町第2期障がい福祉計画における障害福祉サービス等の見込み(令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度))に対する実績との違いを、サービスごとに点検した結果を以下に示します。

#### (1) 訪問系サービス

「居宅介護」の利用者数、利用量ともに見込みより実績が少なくなっています。

「重度訪問介護」の利用者数の実績は、令和3年度(2021年度)は見込みどおりですが、令和4年度(2022年度)と令和5年度(2023年度)は見込みより多くなっています。利用量の実績は、令和3年度(2021年度)は見込みより少ないですが、令和4年度と令和5年度は見込みより多くなっています。

「行動援護」の利用者数の実績は、見込みどおりになっています。利用量の実績は、令和3年度は見込みより少ないですが、令和4年度(2022年度)と令和5年度(2023年度)は見込みより多くなっています。

「同行援護」は利用者数、利用量ともに見込みより実績が少なくなっています。

「重度障害者等包括支援」については、利用は見込んでおらず、実績もありません。

訪問系サービスの利用状況

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数 (人/月)	利用量 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (時間/月)
居宅介護	実績	43	612	50	791.75	51	816
	見込	63	775	65	799	67	823
重度訪問介護	実績	3	1,328.5	4	1,586	6	2,534
	見込	3	1,563	3	1,563	3	1,563
行動援護	実績	6	124	7	189	8	216
	見込	6	157	7	182	8	207
同行援護	実績	1	58	1	100	1	100
	見込	2	190	3	285	4	380
重度障害者等包括支援	実績	0	0	0	0	0	0
	見込	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は年度途中時点での見込み

1 (2)日中活動系サービス

2 「生活介護」の利用者数および利用量の実績は、増加はしているものの、どちらも見込みより  
3 少なくなっています。

4 「自立訓練(機能訓練)」の利用者数の実績は、令和3年度(2021年度)は見込みどおりでした  
5 が、令和4年度(2022年度)と令和5年度(2023年度)は見込みより1~2人多くなっています。  
6 利用量の実績は、各年度で見込みより多くなっています。

7 「自立訓練(生活訓練)」の利用者数、利用量の実績は、各年度で見込みより少なくなっています。

8 「宿泊型自立訓練」の利用者数、利用量の実績は、概ね同程度で推移しています。

9 「就労移行支援」の利用者数、利用量の実績は、どちらも令和3年度(2021年度)は見込みより  
10 り多くなっていますが、令和4年度(2022年度)と令和5年度(2023年度)は見込みより少な  
11 くなっています。

12 「就労継続支援(A型)」「就労継続支援(B型)」の利用者数、利用量の実績は、増加はしている  
13 もの、どちらも見込みより少なくなっています。

14 「短期入所(福祉型)」の利用者数、利用量の実績は、各年度で見込みより多くなっています。

15 「短期入所(医療型)」の利用者数、利用量の実績は、令和3年度(2021年度)は実績がありま  
16 せんでしたが、令和4年度(2022年度)と令和5年度(2023年度)は概ね見込みどおりです。

17 「就労定着支援」「療養介護」の利用者数、利用量の実績は、概ね見込みどおりです。

18

19

日中活動系サービスの利用状況

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数 (人/月)	利用量 (日/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (日/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (日/月)
生活介護	実績	64	1,288	68	1,370	69	1,380
	見込	73	1,434	74	1,454	75	1,474
自立訓練(機能訓練)	実績	2	22	3	34	4	48
	見込	2	11	2	11	2	11
自立訓練(生活訓練)	実績	5	72	8	91	8	91
	見込	7	89	9	89	11	89
宿泊型自立訓練	実績	2	56	2	56	2	40
	見込	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	実績	10	167	1	10	2	32
	見込	6	123	6	140	7	157
就労継続支援(A型)	実績	42	833	46	890	49	980
	見込	49	954	53	1,034	57	1,114
就労継続支援(B型)	実績	92	1,462	93	1,553	96	1,632
	見込	105	1,634	108	1,679	111	1,724
就労定着支援	実績	1		2		2	
	見込	1		1		2	

20 ※令和5年度(2023年度)の実績は年度途中時点での見込み

21

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数 (人/月)	利用量 (日/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (日/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (日/月)
短期入所(福祉型)	実績	17	99	20	153	20	153
	見込	13	89	14	103	15	117
短期入所(医療型)	実績	0	0	1	5	1	5
	見込	1	3	1	3	1	3
療養介護	実績	7		7		8	
	見込	7		7		7	

※令和5年度(2023年度)の実績は年度途中時点での見込み

### (3)居住系サービス

「自立生活援助」については、利用は見込んでおらず、実績もありません。

「共同生活援助」の利用者数の実績は、各年度で見込みより少なくなっています。

「施設入所支援」の利用者数の実績は、概ね見込みどおりです。

#### 居住系サービスの利用状況

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
自立生活援助	実績	0	0	0
	見込	0	0	0
共同生活援助 (うち精神障がいのある 人の利用者数)	実績	37(11)	45(16)	48(17)
	見込	41(16)	49(19)	57(22)
施設入所支援	実績	31	29	29
	見込	33	32	32

※令和5年度(2023年度)の実績は年度途中時点での見込み

1 (4)相談支援

2 「計画相談支援」の利用者数の実績は、各年度で見込みより多くなっています。

3 「地域移行支援」の利用者数の実績は、令和3年度(2021年度)は見込みどおりでしたが、令  
4 和4年度(2022年度)と令和5年度(2023年度)ともに利用実績はありません。

5 「地域定着支援」の利用者数は、各年度で1人を見込んでいましたが、利用実績はありません。

6

7

相談支援サービスの利用状況

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
計画相談支援	実績	100	88	90
	見込	82	83	84
地域移行支援 (うち精神障がいのある 人の利用者数)	実績	1(1)	0	0
	見込	1(1)	1(1)	1(1)
地域定着支援 (うち精神障がいのある 人の利用者数)	実績	0	0	0
	見込	1(1)	1(1)	1(1)

8 ※令和5年度(2023年度)の実績は年度途中時点での見込み

9

10

1 (5)障害児通所支援等

2 「児童発達支援」の利用者数の実績は、各年度で見込みより 8 人少なくなっています。利用量  
3 の実績も、各年度で見込みより少なくなっています。

4 「医療型児童発達支援」の利用者数は、令和4年度は見込みより1人少ないですが、令和3年度  
5 と令和5年度は見込みどおりとなっています。利用量の実績は、各年度で見込みより少なくなっ  
6 ています。

7 「居宅訪問型児童発達支援」については、令和4年度まで実績はありませんでしたが、令和5年  
8 度に利用者数2人(人/日)、利用量が 180 日(日/月)となっています。

9 「放課後等デイサービス」の利用者数の実績は、令和3年度は見込みより少なかったですが、令  
10 和4年度と令和5年度は10～11人多くなっています。利用量の実績は、令和3年度は概ね見込  
11 みどおりでしたが、令和4年度と令和5年度は見込みより大きく増えています。

12 「保育所等訪問支援」は利用者数の実績は、令和3年度は見込みどおりでしたが、令和4年度  
13 と令和5年度は見込みより多くなっています。利用量の実績は、各年度で見込みより多くなっ  
14 ています。

15 「障害児相談支援」の利用者数の実績は、令和3年度は見込みより多いですが、令和4年度と  
16 令和5年度は見込みより少なくなっています。

17  
18 障害児通所支援・相談支援の利用状況

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数 (人/日)	利用量 (日/月)	利用者数 (人/日)	利用量 (日/月)	利用者数 (人/日)	利用量 (日/月)
児童発達支援	実績	30	359	31	389	32	416
	見込	38	495	39	507	40	519
医療型児童発達支援	実績	3	43	2	19	3	36
	見込	3	52	3	52	3	52
居宅訪問型児童発達支援	実績	0	0	0	0	2	180
	見込	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	実績	112	1,556	135	1,916	143	2,145
	見込	118	1,554	125	1,645	132	1,736
保育所等訪問支援	実績	8	20	15	29	17	34
	見込	8	14	9	16	14	26
障害児相談支援	実績	62		51		53	
	見込	51		54		57	

19 ※令和5年度(2023年度)の実績は年度途中時点での見込み

20  
21  
22  
23

## 第4章 第7期障害福祉計画

### 1. 国の基本指針

第7期障害福祉計画に係る国の基本指針において、成果目標計画期間が終了する令和8年度末の目標に関する基本的な考え方は以下のように示されています。

※アンダーラインの箇所は、第6期から第7期で変更となった箇所又は新たに設定された項目

#### (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行

②令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減

#### (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

①保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

#### (3)地域生活支援の充実

①各市町村における地域生活支援拠点等の整備(複数市町村による共同整備を含む。)

②地域生活支援の充実に向けたコーディネーターの配置、年1回以上の運用状況の検証及び検討

③強度行動障害者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備(各市町村又は圏域)

#### (4)福祉施設から一般就労への移行等

①令和3年度実績の1.28倍以上、福祉施設利用者を一般就労へ移行

②令和3年度実績の1.31倍以上、就労移行支援事業利用者を一般就労へ移行

③就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用者に占める一般就労へ移行したものの割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする

④令和3年度実績の1.29倍以上、就労継続支援 A 型事業利用者を一般就労へ移行

⑤令和3年度実績の1.28倍以上、就労継続支援 B 型事業利用者を一般就労へ移行

⑥令和3年度実績の1.41倍以上、就労定着支援事業の利用者数の増加

⑦就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする

#### (5)相談支援体制の充実・強化等

①基幹相談支援センターの設置(各市町村(複数市町村による共同設置を含む。))

②基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保



1 ③協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善及び必要な協議  
 2 会の体制の確保

3  
 4 **(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築**

5 ①障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行う。

6 ②障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等  
 7 が提供できているのか検証。

8 ③障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

9 ④障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る  
 10 意思決定支援ガイドライン」の普及啓発による計画的な人材養成の推進

11 ⑤障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

12 ⑥指導監査結果の関係市町村との共有

13  
 14 **■基本指針に上げられる成果目標以外の検討項目**

15 ○障害者等に対する虐待の防止(精神障害者に対する虐待の防止を追加)

16 ○意思決定支援の促進

17 ○障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

18 ○障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

19 ○障害を理由とする差別の解消の推進

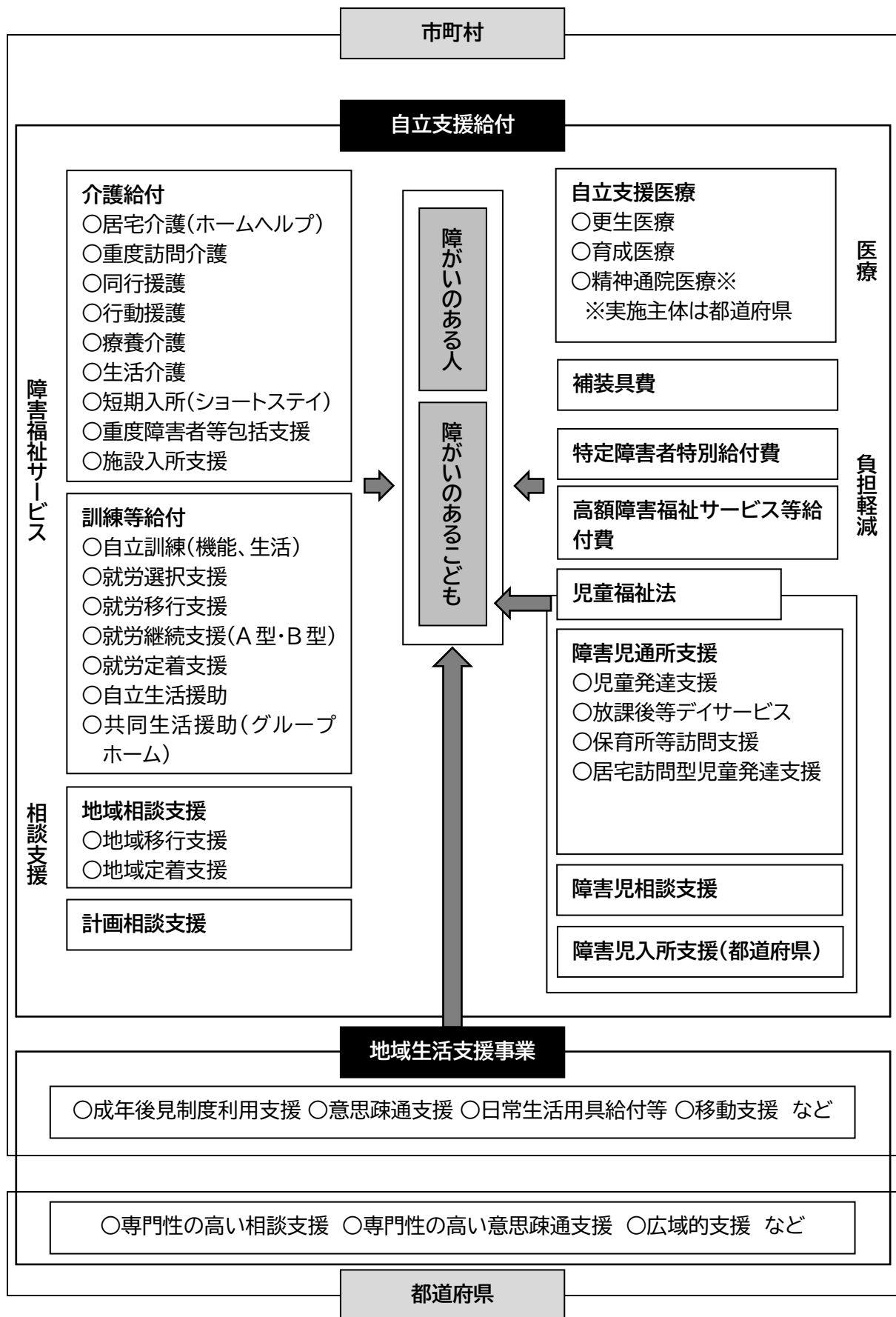
20 ○障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に  
 21 向けた取組や事業所における研修等の充実

22

23

# 障害者総合支援法による支援システムの全体像

1  
2  
  
  
  
3  
  
4  
5



## 2. 成果目標

国の指針に基づき、本計画の最終年度(令和8年度(2026年度))における成果目標を定めま  
す。また、目標の達成に向けて関係機関等と連携した取り組みを行います。

### (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### ア. 成果目標値の設定

施設入所者の地域生活への移行を進めるために、令和8年度(2026年度)末の削減見込み  
目標値を1人とします。また、令和5年3月31日時点の入所者数29人の6%にあたる2人  
の地域移行を目指します。

事 項	数 値	備 考
現入所者数(A)	29人	令和4年度末(R5.3.31 現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	27人	令和8年度末の見込み
削減見込み目標値(C)	2人(6%)	$C=A-B=E-D$ (国指針:目標5%以上削減)
新規入所者数(D)	2人	令和6年~令和8年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)	4人	令和6年~令和8年度末までの退所者の見込
地域移行目標数(F)	2人(6%)	(E)のうち、地域移行目標者(国指針:目標6%以上移行)

#### イ. 削減見込み数及び地域移行者数設定の根拠(考え方)

・施設入所者数の削減数は、実績(3人)及び国指針(5%以上)を踏まえ、2人を目標値としま  
す。

・地域移行目標数は、実績(1人)及び国指針(6%以上)を踏まえ、2人を目標数とします。

1 (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

2 ア. 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

3 国の指針では、精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしく暮らしていけ  
 4 るよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加就労、地域の助け合いが包括的に確保された  
 5 システムを構築するために、保健、福祉、医療関係者による協議の場を設置することとしてい  
 6 ます。

7 本町では、平成29年度(2017年度)に「北谷町精神障がい者の医療・保健・福祉連携会議」  
 8 を設置し、平成31年度(2019年度)より「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協  
 9 議の場」として位置づけています。令和6年度(2024年度)以降、下記のとおり開催回数や参  
 10 加人数を見込み、支援体制の整備を図っていきます。

11

事 項	設置方法		設置時期			設置方法		
	単 独 設 置	共 同 設 置	令 和 6 年	令 和 7 年	令 和 8 年	新 規 設 置	既 存 組 織 活 用	そ の 他
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	○		平成29 年度 設置済				○	

12

事 項	回数又は人数		
	令 和 6 年	令 和 7 年	令 和 8 年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年 3 回	年 3 回	年 3 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	7 人	7 人	7 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年 1 回	年 1 回	年 1 回

13

14

1 (3)地域生活支援拠点等の機能強化

2 国の指針では、障がいのある人等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援  
 3 を進めるため、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場の提供」「専門的人材の確保・  
 4 養成」「地域の体制づくり」を行う『地域生活支援拠点等』について、県や近隣自治体、関係事業  
 5 所等との連携・調整の上、そのあり方を検討し、整備を行うこととしています。

6 本町においては、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の整備手法  
 7 を用い、「相談」「緊急時の受入れ・対応」を優先的に整備し、令和2年度(2020年度)末に単  
 8 独設置をいたしました。令和8年度(2026年度)までに、その他の「体験の機会・場」、「専門的  
 9 人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」機能の確保及び強化を行います。

10

事 項	整備区域※1			設置時期	
	単独設置	圏域設置	圏域の 範囲		
地域生活支援拠点の整備	○			令和2年度設置済み	
	整備手法※2				
	多機能拠点整 備型	面的整備型	多機能拠点+ 面的整備	その他	未定
		○			

11 ※1 整備区域 「単独整備」 当該市町村内で拠点に必要な機能を確保すること。

12 「圏域整備」 当該市町村外の社会資源等も活用しながら拠点に必要な機能を確保すること。

13 ※2 整備手法 「多機能拠点整備型」 地域生活支援拠点に求められる5つの機能を集約し、共同生活援助や障害者  
 14 支援施設等に付加した拠点の整備手法

15 「面的整備型」 地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備手法

16

事 項	回数又は人数		
	令和6年	令和7年	令和8年
コーディネーターの配置人数	4人	4人	4人
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び 検討(年間回数)	年1回	年1回	年1回

17

事 項	整備時期		
	令和6年	令和7年	令和8年
強度行動障害者への支援体制の整備			○

18

事 項	整備時期		
	令和6年	令和7年	令和8年
「体験の機会・場」機能の確保			○
「専門的人材の確保・養成」機能の確保			○
「地域の体制づくり」機能の確保			○

19

1 (4)福祉施設から一般就労への移行等

2 ア. 福祉施設から一般就労への移行者数

3 目標年度(令和8年度(2026年度))における1年間の一般就労移行者数は、令和3年度(2  
4 021年度)実績(2人)の1.50倍(3人)を目指します。

事 項	数 値	備 考
令和3年度の年間一般就労移行者数	2人	令和3年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労した者の数
目標年度(令和8年度)における年間一般就労移行者数	3人(1.50倍)	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国指針:令和3年度実績の1.28倍以上)

6 ※ここでいう福祉施設とは就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を行う事業所を指す。

7 ※一般就労移行者とは福祉施設から一般企業等に就職した者、就労継続支援 A 型の利用者になった者を除く、在宅  
8 就労した者及び自ら起業した者

9  
10 イ. 令和8年度末における就労移行支援事業の移行者数

11 目標年度(令和8年度(2026年度))における就労移行支援事業所から一般就労への移行  
12 者数は、令和3年度(2021年度)末実績(1人)の2.00倍(2人)を目指します。

事 項	数 値	備 考
令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数	1人	令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	2人(2.00倍)	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針:令和3年度末の1.31倍以上(31%以上)の増加)

14  
15 ウ. 就労移行支援事業利用者の一般就労移行率

16 令和8年度(2026年度)末の一般就労移行率が5割以上の就労移行事業所数は、1か所を  
17 目指します。

事 項	数 値	備 考
令和8年度末の管内就労移行支援事業所数(見込み)	1か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和3年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和3年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和8年度末における一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の数	1か所	国指針:就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

### 1 工. 令和8年度末における就労継続支援 A 型事業の一般就労への移行者数

2 目標年度(令和8年度(2026年度))における就労継続支援 A 型事業所から一般就労への  
3 移行者数は、令和3年度(2021年度)末実績(1人)の2.00倍(2人)を目指します。

事項	数値	備考
令和3年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数	1人	令和3年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	2人(2.00倍)	令和8年度末の一般就労への移行実績(国指針:令和3年度末の1.29倍以上(29%以上)の増加)

### 6 オ. 令和8年度末における就労継続支援 B 型事業の一般就労への移行者数

7 目標年度(令和8年度(2026年度))における就労継続支援 B 型事業所から一般就労への  
8 移行は、1人を目指します。

事項	数値	備考
令和3年度末の就労継続支援 B 型事業所の移行者数	0人	令和3年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	1人	令和8年度末の一般就労への移行実績(国指針:令和3年度末の1.28倍以上(28%以上)の増加)

### 11 カ. 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

12 令和8年度(2026年度)末における就労定着支援事業の利用者数は2人を見込みます。令  
13 和8年度(2026年度)末の管内就労移行支援事業所数、就労定着率が7割以上の就労支援事  
14 業所数は、それぞれ1か所を目指します。

事項	数値	備考
令和3年度における就労定着支援事業の利用者数	1人	令和3年度における就労定着支援事業の利用者数
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	2人	国指針:就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上(41%以上)とすることを基本とする。
令和8年度末の管内就労定着支援事業所数(見込み)	1か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和3年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和3年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和8年度末における就労定着率が7割以上の就労支援事業所の数	1か所	国指針:就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

1 (5)相談支援体制の充実・強化等

2 令和8年度(2026年度)末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関  
 3 係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置を目  
 4 指します。

5 なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、これまでと同様に地域づくり  
 6 に向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検  
 7 討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行っていきます。

8

事 項	設置方法		実施時期		
	単独設置	圏域設置	令和6年	令和7年	令和8年
ア 基幹相談支援センターの設置	○				○
イ 地域の相談支援体制の強化					
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数			0	0	12
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数			0	0	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数			0	0	1
個別事例の支援内容の検証の実施回数			0	0	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数			0	0	1
ウ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善					
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)			1	1	1
参加事業者・機関数			14	14	14
協議会の専門部会の設置数			2	2	2
協議会の専門部会の実施回数(頻度)			4	4	4

9

10



## 1 (6)障害福祉サービスの質を向上させるための取組

2 各種研修への職員の積極的な参加や自立支援審査支払等システム等を活用して審査時の  
3 請求誤りや算定誤り等を分析し、事業所等へ改善の促しを行う等、障害福祉サービスの質の  
4 向上について現在も取り組んでいます。

5  
6 ア. 質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

事 項	参加時期及び人数		
	令和6年	令和7年	令和8年
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	3人	3人	3人

7  
8 イ. 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

事 項	構築時期		
	令和6年	令和7年	令和8年
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	令和5年度構築済み		

事 項	回数		
	令和6年	令和7年	令和8年
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数(年間回数)	1回	1回	1回

### 3. 障害福祉サービスの見込量(活動指標)及び確保方策

障害福祉サービスについて、これまでの実績や町の実情を勘案して、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの各年度のサービスの見込量(活動指標)を定めるとともに、サービス提供体制の確保に取り組みます。

#### (1) 訪問系サービス

##### ① 居宅介護

自宅を訪問して、入浴、排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	43	50	51	52	53	54
利用量(時間/月)	612	791.75	816	832	848	864

#### 【サービス見込の考え方】

利用者数は、各年度1人の増加を見込みます。

利用量は、令和4年度(2022年度)の1人あたり平均利用時間(15.8時間≒16時間/月)を、利用者数の見込みに乗じて見込みます。

利用者数及び利用量は、新型コロナウイルス感染症が発生した令和2年度(2020年度)には一時的に減少しましたが、令和4年度(2022年度)以降は増加傾向にあります。身体介護や家事援助、育児援助、通院介助など日常生活全般にわたるサービス内容であり、アンケート調査結果においても重要度が高いことから、近年の伸びを踏まえて算出しています。

見込量の確保のため、圏域内での事業所及び人材の確保を図ります。

## ②重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	3	4	6	6	6	6
利用量(時間/月)	1,328.5	1,586	2,534	2,534	2,534	2,534

## 〔サービス見込の考え方〕

利用者数、利用量ともに令和5年度の見込値を基に見込みます。

微増で推移していることから、今後も利用者数の大きな増加はないものとして算出しています。

見込量の確保のため、圏域内での事業所及び人材の確保を図ります。

## ③行動援護

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	6	7	8	9	10	11
利用量(時間/月)	124	189	216	243	270	297

## 〔サービス見込の考え方〕

利用者数は、各年度1人の増加を見込みます。

利用量は、令和4年度(2022年度)の1人あたり平均利用時間(27時間/月)を、利用者数の見込みに乗じて見込みます。

前期計画(第6期計画)において概ね見込どおりの増加となっています。今後も同様の傾向で推移していくとして算出しています。

見込量の確保のため、圏域内での事業所及び人材の確保を図ります。

④同行援護

重度の視覚障がいや移動に困難を有する人などを対象に、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の支援を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	1	1	1	1	1	1
利用量(時間/月)	58	100	100	100	100	100

〔サービス見込の考え方〕

利用者数、利用量ともに令和4年度(2022年度)の実績値を基に見込みます。横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくとして算出しています。利用者のニーズに対応できるよう、サービスの情報提供等を行うとともに、サービスの質の向上を支援します。

⑤重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
利用量(時間/月)	0	0	0	0	0	0

〔サービス見込の考え方〕

県内に実施できる事業所がないため、利用者数及び利用量は0で見込みます。実施できる事業所はありませんが、サービスを組み合わせることで同等のサービスを提供できるようにサービス調整に努めます。

## 1 (2)日中活動系サービス(就労系を除く)

### 2 ①生活介護

3 常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作  
4 的活動または生産活動の機会を提供します。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	64	68	69	70	71	72
利用量(日/月)	1,288	1,370	1,380	1,400	1,420	1,440

#### 6 [サービス見込の考え方]

7 利用者数は、各年度1人の増加を見込みます。

8 利用量は、令和4年度(2022年度)の1人あたり平均利用日数(20日/月)を、利用者数の  
9 見込みに乗じて見込みます。

10 微増で推移していることから、今後も利用者数の大きな増加はないとして算出しています。

11 見込量の確保のため、圏域内での事業所及び人材の確保を図ります。

### 15 ②自立訓練(機能訓練)

16 身体障がいのある人または難病を患っている人などに対して、自立した日常生活または社  
17 会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	2	3	4	5	6	7
利用量(日/月)	22	34	48	60	72	84

#### 19 [サービス見込の考え方]

20 利用者数は、各年度1人の増加を見込みます。

21 利用量は、令和4年度(2022年度)の1人あたり平均利用日数(11.3日 $\div$ 12日/月)を、利  
22 用者数の見込みに乗じて見込みます。

23 微増で推移していることから、今後も利用者数の大きな増加はないとして算出しています。

24 利用者のニーズに対応できるよう、サービスの情報提供等を行うとともに、サービスの質の  
25 向上を支援します。

③自立訓練(生活訓練)

知的障がい又は精神障がいのある人に対して、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	5	8	8	8	8	8
利用量(日/月)	72	91	91	91	91	91

【サービス見込の考え方】

利用者数、利用量ともに令和4年度(2022年度)の実績値を基に見込みます。概ね横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくとして算出しています。

利用者のニーズに対応できるよう、サービスの情報提供等を行うとともに、サービスの質の向上を支援します。

④宿泊型自立訓練

日中、一般就労や障害福祉サービス等を利用している方で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のために必要な訓練を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	2	0	1	1	1	1
利用量(日/月)	62	0	31	31	31	31

【サービス見込の考え方】

利用者数、利用量ともに令和5年度(2023年度)の見込値を基に見込みます。概ね横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくとして算出しています。

利用者のニーズに対応できるよう、サービスの情報提供等を行うとともに、サービスの質の向上を支援します。

## ⑤短期入所(福祉型)

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、福祉施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護などを行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	17	20	20	20	20	20
利用量(日/月)	99	153	153	153	153	153

## 〔サービス見込の考え方〕

利用者数、利用量ともに令和4年度(2022年度)の実績値を基に見込みます。

概ね横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくとして算出しています。

見込量の確保のため、町内での施設等の確保を図ります。

## ⑥短期入所(医療型)

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、病院、診療所、介護老人保健施設等において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護などを行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	0	1	1	1	1	1
利用量(日/月)	0	5	5	5	5	5

## 〔サービス見込の考え方〕

利用者数、利用量ともに令和4年度(2022年度)の実績値を基に見込みます。

横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくとして算出しています。

見込量の確保のため、圏域内での施設等の確保を図ります。

⑦療養介護

病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする人に対して、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	7	7	8	8	8	8

【サービス見込の考え方】

令和5年度(2023年度)の新規利用者を1人見込み、令和6年度(2024年度)以降については、新規利用者はないと見込みます。

概ね横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくとして算出しています。

見込量の確保のため、広域内での医療機関の確保に図ります。また、利用者のニーズや支援計画に応じた適切なサービスの提供に努めます。



### 1 (3)日中活動系サービス(就労系)

#### 2 ①就労選択支援

3 就労を希望する方に、就労アセスメントを活用し、働き方の希望、就労能力や適性等に合っ  
4 た選択を支援する新たなサービスです。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	0	0	0	0	2	2
利用量(日/月)	0	0	0	0	32	32

#### 6 [サービス見込の考え方]

7 利用者数は、令和7年度(2025年度)以降において各年度2人を見込みます。

8 利用量は、16日/月を利用者数の見込みに乗じて見込みます。

9 令和7年度(2025年度)から開始する新たなサービスです。見込量は、類似サービスである  
10 就労移行支援を参考値とし、利用者数は就労移行支援利用者数の半数程度、利用量は就労移  
11 行支援の平均利用日数(15.6日 $\div$ 16日/月)に、利用者数の見込みを乗じて算出しています。

12 見込量の確保のため、圏域内での施設等の確保を図ります。

#### 16 ②就労移行支援

17 一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のた  
18 めに必要な訓練を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	10	1	2	3	4	5
利用量(日/月)	167	10	32	48	64	80

19 ※令和2年度(2020年度)実績値(利用者数(人/月)=10人/月、利用量(日/人)=151日/月)

#### 22 [サービス見込の考え方]

23 利用者数は、各年度1人の増加を見込みます。

24 利用量は、過去3年間(令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度))の1人あたり  
25 平均利用日数(15.6日 $\div$ 16日/月)を、利用者数の見込みに乗じて見込みます。

26 対象年度により変動はありますが、利用者の意向や能力等に沿ったサービスを提供できる  
27 よう、事業所ごとの就労内容等の多様化を推進し、実習先や地域企業との連携による充実化  
28 を図るための支援を実施します。

③就労継続支援 A 型(雇用型)

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

※A型は、事業者との雇用契約があるサービス(最低賃金を保障)です。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	42	46	49	52	55	58
利用量(日/月)	833	890	980	1,040	1,100	1,160

〔サービス見込の考え方〕

利用者数は、各年度3人の増加を見込みます。

利用量は、令和4年度(2022年度)の1人あたり平均利用時間(19.3時間≒20日/月)を、利用者数の見込みに乗じて見込みます。

令和6年度(2024年度)報酬改定に伴い、事業体制の見直しを検討する事業所が見込まれることから、利用意向を注視しながら近年の状況を踏まえて微増で算出しています。

利用者のニーズに対応できるよう、サービスの情報提供等を行うとともに、サービスの質の向上を支援します。

④就労継続支援 B 型(非雇用型)

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

※B型は、雇用契約がないサービスで、雇用契約を結んで行う就業が困難な方が対象です。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	92	93	96	96	96	96
利用量(日/月)	1,462	1,553	1,632	1,632	1,632	1,632

※令和2年度(2020年度)実績値(利用者数(人/月)=103人/月、利用量(日/人)=1,750日/月)

〔サービス見込の考え方〕

利用者数は、過去3年間(令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度))の1人あたり平均利用者数(96人/日)を見込みます。

利用量は、令和4年度(2022年度)の1人あたり平均利用時間(16.7時間≒17日/月)を、利用者数の見込みに乗じて見込みます。

1 概ね横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくとして算出していま  
2 す。

3 利用者のニーズに対応できるよう、サービスの情報提供等を行うとともに、サービスの質の  
4 向上を支援します。

5

6

### 7 ⑤就労定着支援

8 就労移行支援や就労継続支援、その他自立訓練のサービスなどを利用し一般就労をした人  
9 を対象に、職場に定着して就労が続けられるよう、継続的に本人とコミュニケーションをとっ  
10 て相談を受け、必要な支援を行います。

11

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	1	2	2	2	2	2

12

### 13 【サービス見込の考え方】

14 令和4年度(2022年度)の実績値を基に見込みます。

15 概ね横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくとして算出していま  
16 す。

17 利用者のニーズに対応できるよう、サービスの情報提供等を行うとともに、サービスの質の  
18 向上を支援します。

19

20

1 (4)居住系サービス

2 ①自立生活援助

3 障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人  
 4 や精神障がいのある人などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、  
 5 一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。

6

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

7  
8 [サービス見込の考え方]

9 中部圏域内に実施できる事業所がないため、利用者数及び利用量は0で見込みます。

10 実施できる事業所はありませんが、障害者相談支援事業等を活用し、同等の支援を提供で  
 11 きるよう努めます。

12  
13  
14 ②共同生活援助(グループホーム)

15 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを  
 16 行います。

17

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月) (うち精神障がいのある人の利用者数)	37(11)	45(16)	48(17)	48(17)	49(18)	50(19)

18  
19 [サービス見込の考え方]

20 3年間(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))で2人の増加を見込みます。

21 施設入所者の地域生活への移行分として、令和7年度(2025年度)及び令和8年度  
 22 (2026年度)にそれぞれ1人の合計2人増加として算出しています。

23 町内事業所数及び利用希望者のニーズを注視しながら、必要に応じて他市町村の事業所や  
 24 福祉施設、医療機関等による新規開設を促すとともに、サービスの質の向上を支援します。ま  
 25 た、日中支援型共同生活援助については、運営の在り方や資源の確保等について検討します。

## 1 ③施設入所支援

2 施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護など日常生活の支援を行  
 3 います。

4

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	31	29	29	29	28	27

5  
6 [サービス見込の考え方]

7 3年間(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))で2人の減少を見込みます。

8 施設入所者数の削減数は、実績(3人)及び国指針(5%以上)を踏まえ、令和7年度(2025  
 9 年度)及び令和8年度(2026年度)にそれぞれ1人減少として算出しています。

10 削減数の目標値を踏まえながら、利用者の意向に配慮し、介助者との連携を図りながら、地  
 11 域生活への移行を目指します。

12

13

1 (5)相談支援

2 ①計画相談支援

3 障害福祉サービスを利用する人及び地域相談支援を利用する人を対象に、支給決定を行う  
4 際のサービス利用計画の作成、利用状況の検証、計画の見直しを行います。

5

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	100	88	90	93	96	100

6  
7 [サービス見込の考え方]

8 3年間(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))で10人の増加を見込みます。  
9 各種サービスの利用者数の増加が見込まれることから、令和3年度(2021年度)実績を指  
10 標として増加で算出しています。

11 利用者への適切なサービス提供を行うために、自立支援協議会や相談支援事業所事務連絡  
12 会などを活用し、相談支援事業所との連携強化を図ります。

13  
14  
15 ②地域移行支援

16 障害者施設に入所している障がいのある人や、入院している精神障がいのある人などを対  
17 象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

18

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月) (うち精神障がいのある人の利用者数)	1(1)	0	0	1(1)	1(1)	1(1)

19  
20 [サービス見込の考え方]

21 令和6年度(2024年度)以降、毎年度1人の利用を見込みます。

22 令和3年度(2021年度)の実績値を基に算出しています。

23 利用者への適切なサービス提供を行うために、障害者相談支援事業などを活用し、地域移  
24 行支援事業所との連携強化を図ります。

## ③地域定着支援

施設や病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態などに対する相談や緊急訪問、緊急対応などの支援を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月) (うち精神障がいのある人の利用者数)	0	0	0	1(1)	1(1)	1(1)

## 〔サービス見込の考え方〕

令和6年度(2024年度)以降、毎年度1人の利用を見込みます。

これまでの利用実績はありませんが、長期入院の精神障がいのある人の地域定着を進めるため、サービスの周知及び事業所との連携を図ります。また、障害者相談支援事業等を活用し、同等の支援を提供できるように努めます。

## 4. 地域生活支援事業の見込量及び実施方策

地域生活支援事業について、これまでの実績や地域の実情を勘案して、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの各年度の見込量を定めるとともに、事業実施の方向性を定めます。

### (1)理解促進研修・啓発事業【必須事業】

障がいのある人などに対する理解を深めるため、広報活動、研修会などを行う事業です。

パンフレットや町広報誌等を活用し、広く町民へ障害及び障がいのある人への理解を深めるための啓発活動を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1

### (2)障害者相談支援事業【必須事業】

「障害者相談支援事業」は、障がいのある人などからの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための援助を行う事業です。3箇所で実施されており、今後も委託事業所と連携して実施します。

「基幹相談支援センター機能強化事業」は、相談支援の強化のために、専門的職員を配置する事業です。令和5年度(2023年度)以降の利用者数については、各年度10人の増加を見込みます。

住宅入居等支援事業(居住サポート事業)は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人などに対して、入居に必要な調整などの支援を行うとともに家主などへの相談・助言を通じて地域生活を支援する事業です。令和5年度(2023年度)以降の利用者数については、各年度1人の増加を見込みます。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
障害者相談支援事業	実施箇所数(箇所)	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター機能強化事業	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数(人/年)	83	132	150	160	170	180
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数(人/年)	3	3	3	4	4	4



### (3) 成年後見制度利用支援事業【必須事業】

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図る事業です。

利用の実績は、令和4年度(2022年度)の1人とどまっていますが、今後の取り組みを踏まえ、令和5年度(2023年度)～令和7年度(2025年度)は1人、令和8年度(2026年度)は2人を見込みます。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実利用者数(人/年)	0	1	1	1	1	2

### (4) 意思疎通支援事業【必須事業】

#### ① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害等により、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を支援するために、手話通訳者等、要約筆記者の派遣を継続します。

実利用件数は、過去3年間(令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度))の平均利用件数(27件)を見込みます。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実利用者数(件/年)	38	23	27	27	27	27

※令和2年度(2020年度)実績値(実利用者数(件/年))=21件/年

#### ② 手話通訳者設置事業

手話通訳者を町の福祉課窓口継続配置1人し、聴覚障がいのある人等の来庁時の対応に努めるほか、登録手話通訳者派遣のコーディネートを行います。

人材を確保するまでの間は、ICTの活用や手話通訳者派遣などにより対応に努め、手話通訳者設置について、引き続き検討を進めます。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実施箇所数(箇所)	0	0	0	0	1	1

1 **(5)日常生活用具給付等事業【必須事業】**

2 障がいのある人の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与する事業で  
3 す。

4 各用具とも、過去3年間(令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度))の平均利用  
5 件数を見込みます。

6

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
介護・訓練支援用具	実利用者数 (件/年)	3	5	3	3	3	3
自立生活支援用具	実利用者数 (件/年)	6	5	6	6	6	6
在宅療養等支援用具	実利用者数 (件/年)	2	4	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	実利用者数 (件/年)	2	5	2	2	2	2
排泄管理支援用具	実利用者数 (件/年)	43	42	42	42	42	42
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実利用者数 (件/年)	0	1	1	1	1	1

7 ※令和2年度(2020年度)実績値(介護・訓練支援用具=1件/年、自立生活支援用具=7件/年、在宅療養等支援用具=1件/年、情報・意思疎通支援用具=1件/年、排泄管理支援用具=42件/年、居宅生活動作補助用具(住宅改修費)=0件/年)

12 **(6)手話奉仕員養成研修事業【必須事業】**

13 聴覚障がいのある人等との交流活動や、市町村の広報活動などの支援者として、日常会話  
14 程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修する事業です。

15 原則として手話奉仕員の新規登録者数は、毎年度1人を見込みますが、令和6年度(2024  
16 年度)は手話奉仕員養成講座の基礎講座の開催を予定しているため、受講予定者の3人を見  
17 込みます。

18

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
新規登録者数(人/年)	0	0	0	3	1	1

1 **(7)移動支援事業【必須事業】**

2 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動など、社会参加のために外出の際の支援を行  
3 う事業です。

4 実利用者数、延べ利用時間ともに令和4年度(2022年度)の実績値と同程度を見込みます。

5

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実利用者数(人/年)	40	39	40	40	40	40
延べ利用時間 (時間/年)	3,264	3,610	3,600	3,600	3,600	3,600

6  
7  
8 **(8)地域活動支援センター機能強化事業【必須事業】**

9 創作活動、生産活動、社会との交流等を行うことで、利用者に応じた社会参加の実現と地域  
10 生活支援の充実を図ることを目的とした事業です。

11 北谷町では、機能強化事業Ⅰ型(相談支援事業や精神保健福祉士等の専門職員を配置し、  
12 医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害  
13 に対する理解促進を図るための普及啓発等を併せて実施)として実施しています。

14 実利用者数は、過去3年間(令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度))の平均利  
15 用者数を見込みます。

16

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
実利用者数(人/年)	35	38	39	39	39	39

17 ※令和2年度(2020年度)実績値(実施箇所数(箇所)=1箇所、実利用者数(人/年)=44人/年)

1 (9)その他事業【任意事業】

2 ①日中一時支援事業

3 障がいのある人等を日常的に介護している家族の就労支援や一時的な休息などのために、  
4 障がいのある人等の日中における活動の場を確保する事業です。

5 実利用者数、延べ利用時間ともに令和5年度(2023年度)の見込値と同程度を見込みます。

6

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実利用者数(人/年)	99	82	62	62	62	62
延べ利用時間数 (時間/年)	7,268	6,452	5,575	5,575	5,575	5,575

7  
8  
9 ②社会適応支援事業

10 社会生活に困難のある障がいのある人の社会生活への適応性を高めるため、ガイドヘルパ  
11 ーの派遣を行う事業です。

12 実利用者数、延べ利用時間ともに過去3年間(令和2年度(2020年度)～令和4年度(20  
13 2年度))の平均を見込みます。

14

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実利用者数(人/年)	5	2	4	4	4	4
延べ利用時間 (時間/年)	107.5	62	152	152	152	152

15 ※令和2年度(2020年度)実績値(実利用者数(人/年)=4人/年、延べ利用時間(時間/年)=286時間/年)

## 1 ③自動車運転免許取得・改造費助成事業

2 障がいのある人の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成す  
 3 る事業です。

4 過去3年間(令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度))の平均を見込みます。

5

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実利用者数(人/年)	1	3	3	3	3	3

6 ※令和2年度(2020年度)実績値(実利用者数(人/年))=4人/年

7

8

## 5. 地域生活支援促進事業の見込量及び実施方策

地域生活支援促進事業の令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの各年度の見込量を定めるとともに、事業実施の方向性を定めます。

### (1)障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る事業です。

「市町村障害者虐待防止センターの体制整備」は、実施箇所数、実利用者数ともに現状のまままで推移すると見込みます。

「市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者等に対する研修」は、令和5年度(2023年度)以降に年1回の開催を見込みます。

事業名	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
障害者虐待防止対策支援事業							
市町村障害者虐待防止センターの体制整備	実施箇所数 (箇所)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数 (人)	4	4	4	4	4	4
地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備	実施箇所数 (箇所)	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者等に対する研修	研修開催数 (回/年)	0	0	1	1	1	1
障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業	実施箇所数 (箇所)	0	0	0	0	0	0

1 (2)発達障害児者及び家族等支援事業

2 ①家族のスキル向上支援事業

3 パARENTトレーニングやPARENTプログラム等の支援プログラムの実施

4 PARENTトレーニング(以下「PARENT」)とは、親が自分のこどもの行動を冷静に観察し  
 5 て特徴を理解し、発達障害の特性を踏まえたほめ方や叱り方等を学ぶことによりこどもの  
 6 問題行動を減少されることを目標とするプログラムです。

7 PARENTプログラムとは、PARENTと違い、保護者がこどもの行動そのものの修正までは  
 8 目指さず、親の認知を肯定的に修正することに焦点を当てて行われるプログラムです。

9 令和4年度(2022年度)の実績値を基に見込みます。

10

事業名	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
家族のスキル向上支援事業							
PARENTトレーニングや PARENTプログラム等の 支援プログラムの実施	開催数(回)	0	1	1	1	1	1
	参加数(人)	0	4	4	4	4	4

11

12

## 第5章 第3期障がい児福祉計画

### 1. 国の基本指針

第3期障がい児福祉計画に係る国の基本指針において、成果目標計画期間が終了する令和8年度末の目標に関する基本的な考え方は以下のように示されています。

※アンダーラインの箇所は、第2期から第3期で変更となった箇所又は新たに設定された項目

#### (1) 障害児支援の提供体制の整備等

- ① 児童発達支援センターの設置(市町村ごとに設置。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置で差し支えない。)
- ② 保育所等訪問支援等を活用しながら障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築(全ての市町村)
- ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(各市町村に一箇所以上確保。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保で差し支えない。)
- ④ 医療的ケア児支援センター(各都道府県)の設置及び医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置
- ⑤ 医療的ケア児支援のための協議の場の設置(各都道府県、各市町村での設置(市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置で差し支えない。))



## 2. 成果目標

障がいのあるこどもを健やかに育成できるよう、国の基本指針の内容と本町の実情を踏まえて、障がい児支援の提供体制の整備等に係る成果目標を設定します。また、福祉サービスの提供体制の確保のみならず、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関と密に連携し、こどもの成長に応じた適正な支援が継続できるよう取り組んでいきます。

### (1)重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

児童発達支援センター(以下「センター」)は、身近な地域における通所支援機能だけでなく、施設の有する機能を活かし、地域の障がいのあるこどもやその家族への相談、障がいのあるこどもを預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、「地域の中核的な療育支援施設」の位置づけとなっています。

センターの設置により、重層的な支援体制の構築及び地域における中核的な支援施設としての効果が期待でき、障がいのあるこどもの支援体制の強化につながります。

本町では町民の必要性や利便性を考慮し、令和8年度(2026年度)末までに町単独で設置することを目指します。設置にあたっては、育ちの支援センター「いっぼ」、母子包括支援センター等といった既存の町内資源との役割分担や機能の統合など、さまざまな方向性を関係機関と協議しながら、具体的な検討を進めていきます。

事 項	設置方法		設置時期		
	単独設置	圏域設置	令和6年	令和7年	令和8年
児童発達支援センターの設置	○				○

### (2)保育所等訪問支援等を活用した障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

本町では、令和5年度(2023年度)までに「保育所等訪問支援を利用できる体制」を構築しています。第3期計画においては、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援や障害児相談支援、地域生活支援事業(巡回支援専門員整備)等を活用しながら、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校、特別支援学校等と連携・協力し、障がいのあるこどもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築を目指します。

事 項	構築時期		
	令和6年	令和7年	令和8年
保育所等訪問支援等を活用した障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築			○

1 (3)主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事  
2 業所の確保

3 令和5年度(2023年度)までに中部圏域内で11か所の事業所を確保しています。今後もサ  
4 ービス供給体制の維持に努めます。

5

事 項	確保方法		確保時期		
	単独確保	圏域確保	令和6年	令和7年	令和8年
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		○	確保済み (中部圏域11か所)		

6  
7 (4)医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

8 本町では、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を平成30年度(201  
9 8年度)に設置し、医療的ケア児の実態や支援方法について協議及び情報共有しています(北  
10 谷町地域自立支援推進協議会こども支援部会)。

11 また、医療的ケア児等に関するコーディネーターも令和4年度(2022年度)末より4名配置  
12 し、各関係機関における医療的ケア児等の実情や課題を踏まえた上で、関係分野の支援の調  
13 整に取り組んでいきます。

14

事 項	設置方法		設置時期		
	単独設置	圏域設置	令和6年	令和7年	令和8年
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	○		設置済み		

15

事 項	設置方法			具体的内容
	新規設置	既存組織活用	その他	
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置		○		こども支援部会を活用

16  
17

事 項	設置人数	設置時期及び人数		
		令和6年	令和7年	令和8年
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	8	8	9	10

### 3. 障害児通所支援等の見込量(活動指標)及び確保方策

障害児通所支援等について、これまでの実績や地域の実情を勘案して、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの各年度の見込量(活動指標)を定めるとともに、サービス提供体制の確保に取り組みます。

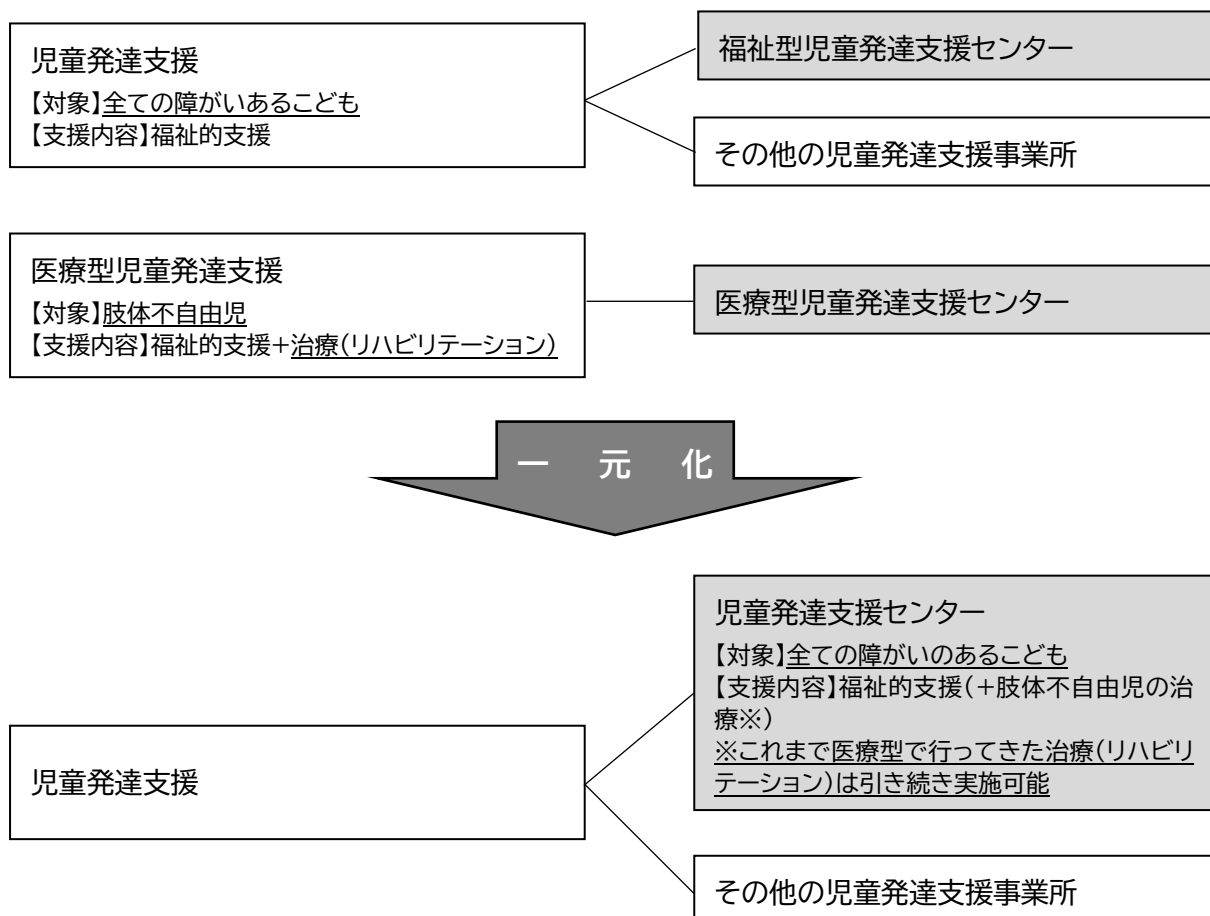
なお、実際のサービス提供にあたっては、サービスの量を見込まなかったことを理由に、サービスを受けることができないということではなく、必要なサービスについては、適時確保・提供に取り組んでいきます。

#### ①児童発達支援\*

障がいのあるこどもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

上肢・下肢または体幹の機能に障がいのあるこどもに対し、児童発達支援及び医療の提供を行います。

※令和6年(2024年)4月1日の改正児童福祉法の施行により、児童発達支援センターの「福祉型」と「医療型」が一元化されるため、児童発達支援に医療型児童発達支援が含まれます。



活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	33	33	35	36	37	38
利用量(日/月)	402	408	452	465	478	491

※令和2年度(2020年度)実績値(利用者数(人/月)=31人/月、利用量(日/月)=431時間/月)

1  
2  
3 **【サービス見込の考え方】**

4 利用者数は、令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度)の平均増加利用者数(0.  
5 6人÷1人/月)に基づいて、各年度1人の増加を見込みます。

6 利用量は、児童発達支援の令和4年度(2022年度)の1人あたり平均利用日数(12.5日÷  
7 13日/月)を利用者数の見込みに乗じたものと、医療型児童発達支援の過去3年間(令和2年  
8 度(2020年度)～令和4年度(2022年度))の平均利用日数(36日/月)乗じたものを、合計  
9 した値を見込みます。

10 利用者数及び利用量は、新型コロナウイルス感染症が発生した令和2年度(2020年度)に  
11 は一時的に減少しましたが、令和3年度(2022年度)以降は増加傾向にあります。

12 利用者への適切なサービス提供を行うために、サービスの情報提供等を行うとともに、サー  
13 ビスの質の向上を支援します。

14  
15  
16 **②放課後等デイサービス**

17 小・中・高生の障がいのあるこどもに、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター  
18 などの施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提  
19 供します。

20

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	112	135	143	151	159	167
利用量(日/月)	1,556	1,916	2,145	2,265	2,385	2,505

21  
22 **【サービス見込の考え方】**

23 利用者数は、令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度)の平均増加利用者数(7.  
24 3人÷8人/月)に基づいて、各年度8人の増加を見込みます。

25 令和4年度(2022年度)の1人あたり平均利用日数(14.2日÷15日/月)を、利用者数の見  
26 込みに乗じて見込みます。

27 利用者数及び利用量は、新型コロナウイルス感染症が発生した令和2年度(2020年度)に  
28 は一時的に減少しましたが、令和3年度(2022年度)以降は増加傾向にあります。

29 利用者への適切なサービス提供を行うために、サービスの情報提供等を行うとともに、サー  
30 ビスの質の向上を支援します。

## ③保育所等訪問支援

保育所やその他児童が集団生活する施設等に通う障がいのあるこどもについて、当該施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	8	15	18	21	24	27
利用量(日/月)	20	29	36	42	48	54

## 〔サービス見込の考え方〕

利用者数は、令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度)の平均増加利用者数(2.8人 $\div$ 3人/月)に基づいて、各年度3人の増加を見込みます。

令和4年度(2022年度)の1人あたり平均利用日数(1.9日 $\div$ 2日/月)を、利用者数の見込みに乗じて見込みます。

他の障がい児福祉サービスとの併用利用が多いため、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者増加に伴い、増加傾向にあります。

利用者への適切なサービス提供を行うために、サービスの情報提供等を行うとともに、サービスの質の向上を支援します。

## ④居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がいのあるこどもに、児童発達支援センターなどから居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	0	0	2	2	2	2
利用量(日/月)	0	0	180	200	200	200

## 〔サービス見込の考え方〕

利用者数は、令和5年度(2023年度)の見込値を基に見込みます。

利用量は、令和5年度(2023年度)は実績値より見込み、令和6年度(2024年度)以降は令和5年度(2023年度)より微増で見込みます。

利用者への適切なサービス提供を行うために、サービスの情報提供等を行うとともに、サービスの質の向上を支援します。

⑤障がい児相談支援

障がいのある子どもが障がい児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し(障がい児支援利用援助)、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障がい児支援利用援助)などの支援を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	62	51	53	56	59	62

〔サービス見込の考え方〕

第4期及び第5期計画の実績を基に、各年度3人の増加を見込みます。

各種サービスの利用者数の増加が見込まれることから、令和3年度(2021年度)実績を指標として増加で算出しています。

利用者への適切なサービス提供を行うために、自立支援協議会や相談支援事業所事務連絡会などを活用し、相談支援事業所との連携強化を図ります。

〈その他〉障がいのある子ども・子育て支援の提供体制の整備に係る見込量

■障がい児福祉計画に係る障がいのある子ども・子育て支援等の提供体制の整備

事項	R4年度末 の実績(人)	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
		R6年度	R7年度	R8年度
保育所	37	40	42	44
認定こども園	0	0	1	1
放課後児童健全育成事業	11	11	11	11
幼稚園	26	28	28	28

## 第6章 計画の推進方策

---

### 1. 庁内計画推進体制の整備

---

本計画の施策は、福祉、保健、医療の分野に限らず、教育、雇用・就労、住環境、まちづくりなど、障がい者等の日常生活及び社会参加にかかわる様々な分野に及ぶことから、町の全ての部署に本計画の周知と啓発を行うとともに、障害福祉の担当課を中心に関係各課との連携を密にし、全庁的な計画推進体制を整えます。

### 2. 地域及び関係機関等との連携強化

---

本計画は行政が中心となって進めていく計画ですが、国、県との連携とともに計画に係わる全ての事業所をはじめ、医療機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、障がい者団体及び住民やボランティア等の理解、参画がなければ計画の成果を上げることは困難です。そのため、施策の効果的な推進を図るために、本計画について町の広報紙やホームページ、リーフレット及び適切な機会を活用して、地域や関係機関等広く周知を図ります。そして、これらの多様な主体と連携を密にし、障がいのある人が尊厳を保ちながら、身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるよう、北谷町地域自立支援推進協議会を活用し、支援ネットワーク体制の充実を図ります。また、近隣市町村とも広域的な調整が図られるよう連携を密にします。

### 3. 人材・サービス基盤の確保推進

---

本計画では、相談支援体制の充実、特別な支援を必要とするこどもの療育・保育・教育の充実、障害を予防するための保健活動の推進、権利擁護の推進及び障害福祉サービスや障害児通所支援の充実等多様な施策を掲げています。これらの取り組みにおいては相談支援員や臨床心理士、保育士や特別支援教育支援員、保健活動従事者、その他サービス提供等に係る専門員等の人材確保及びサービス基盤の確保が不可欠です。そのため、関係機関やサービス提供事業者等との連携、地域人材の活用、サービス提供事業者等への支援などにより、必要となる人材の確保及びサービス基盤の確保に取り組みます。また、人材不足の補完的役割として ICT 活用等による生産性向上の取り組みを促進し、サービスの向上等に努めます。さらに、国や県に対し、財政的支援とともに人材・サービス基盤の確保について要請していきます。

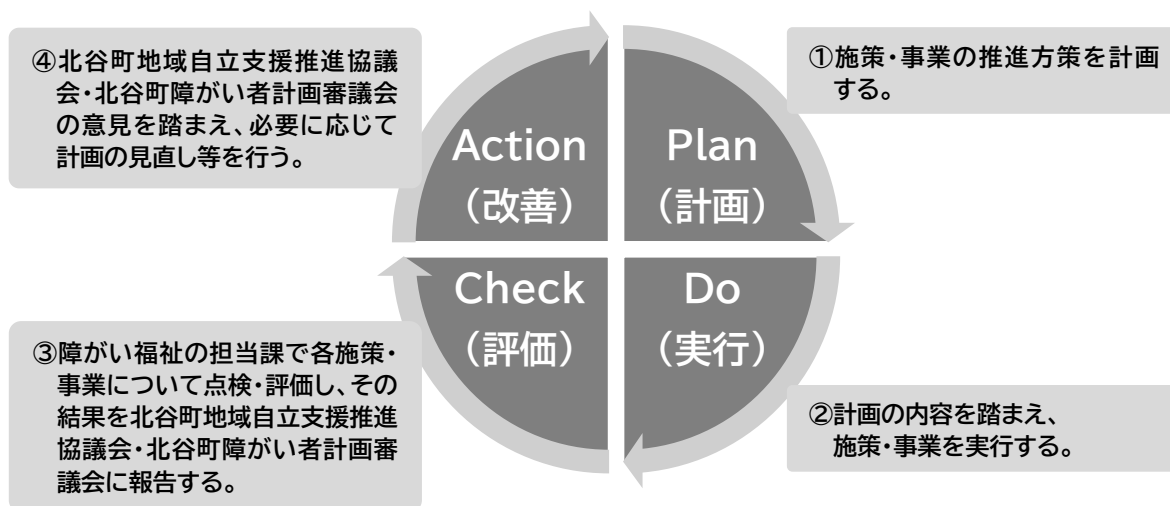
サービスの基盤の整備に当たっては、障害及び障がいのある人等に対する地域社会の理解が不可欠であることから、地域との対話や広報・啓発により地域社会の理解を促進します。

## 4. 計画の点検・評価

本計画の推進にあたっては、取り組みの進捗管理が重要となります。障害者総合支援法(第88条の2)では、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認められた時は、計画を変更するなどその他の必要な措置を講じるとされています。そのため、「PDCAサイクル」を導入し、少なくとも年に1回は進捗状況を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。計画の効果及び成果を表すアウトカム指標としては、アンケート調査による満足度調査を行います。

また、「北谷町地域自立支援推進協議会」及び「北谷町障がい者計画審議会」に点検・評価の結果について報告し、協議会等の意見・提言を得て計画の推進に活かします。

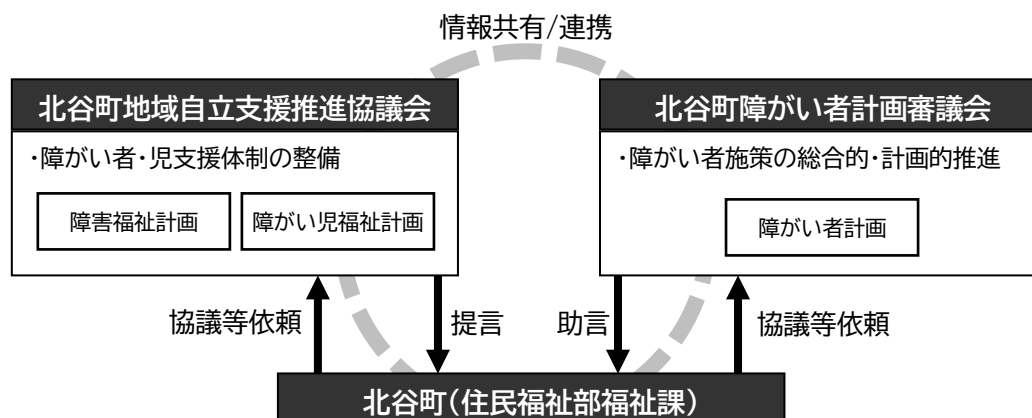
<PDCA サイクルのプロセスのイメージ>



<点検・評価の報告時期>

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
北谷町地域自立支援推進協議会 (毎年報告)	●	●	●	●	●	●
北谷町障がい者計画審議会 (障がい者計画策定年度に報告)						●

<北谷町地域自立支援推進協議会と北谷町障がい者計画審議会の関係>





## 1 &lt;アンケート調査の満足度調査によるアウトカム指標&gt;

	【参考】 R5(2023)年度結果		
	満足	やや満足	計
障がいのある人への理解を深めるための啓発・広報活動	7.0%	36.7%	43.7%
障害への差別解消・合理的配慮の普及啓発	4.0%	35.0%	39.0%
障がいのある人やその家族へのボランティアや地域による支援の推進	6.7%	31.7%	38.3%
障がいのある人やその家族への相談支援体制の充実	5.7%	31.3%	37.0%
点字・手話、字幕放送などによる情報提供の充実	7.3%	28.7%	36.0%
成年後見制度の周知と虐待防止の推進	4.7%	32.0%	36.7%
防災・防犯対策の充実	5.7%	35.7%	41.3%
障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備	5.7%	26.3%	32.0%
生涯学習の充実	7.3%	30.7%	38.0%
障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保	6.3%	27.0%	33.3%
保健医療サービスやリハビリテーションの充実	7.0%	30.7%	37.7%
障がいのある子どもへの保育・教育の充実	5.0%	28.7%	33.7%
ホームヘルプサービス(居宅介護)などの在宅サービスの充実	4.3%	29.7%	34.0%
生活の安定のための年金や手当の充実	8.7%	27.3%	36.0%

2

3

4

5

1 <北谷町第5次障がい者計画における重点施策の指標>

2 ■重点施策1

基本目標	1 ともに支え合い安全・安心に暮らせる共生社会の実現						
施策の方向性	3. 住みよい環境づくりの推進						
取組施策	(2)住環境の整備推進						
個別施策	②住環境の改善に関する支援の推進						
指標名	R5年度 (2023) 現在	目標					
		R6年 (2024)	R7年 (2025)	R8年 (2026)	R9年 (2027)	R10年 (2028)	R11年 (2029)
障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の満足度(アンケート調査)	32.0%	-	-	-	-	-	前回調査より増加

3

4 ■重点施策2

基本目標	1 ともに支え合い安全・安心に暮らせる共生社会の実現						
施策の方向性	4.防災・防犯対策の充実						
取組施策	(1)防災対策の充実						
個別施策	⑦個別避難計画作成の促進						
指標名	R5年度 (2023) 現在	目標					
		R6年 (2024)	R7年 (2025)	R8年 (2026)	R9年 (2027)	R10年 (2028)	R11年 (2029)
避難行動要支援者のうち障がいのある人の個別避難行動計画の作成済数	0件	-	-	270件	-	-	390件

5

6 ■重点施策3

基本目標	2 保健・医療・福祉サービスの充実						
施策の方向性	1.相談支援の充実						
取組施策	(1)相談支援体制の充実						
個別施策	①相談支援体制の充実						
指標名	R5年度 (2023) 現在	目標					
		R6年 (2024)	R7年 (2025)	R8年 (2026)	R9年 (2027)	R10年 (2028)	R11年 (2029)
基幹相談支援センターの数	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

7

8

## 1 ■重点施策4

基本目標	2 保健・医療・福祉サービスの充実						
施策の方向性	2. 障害福祉サービスの充実						
取組施策	(1)障害福祉サービスの充実						
個別施策	⑧障害福祉サービス事業所等に対する運営支援の検討						
指標名	R5年度 (2023) 現在	目標					
		R6年 (2024)	R7年 (2025)	R8年 (2026)	R9年 (2027)	R10年 (2028)	R11年 (2029)
北谷町内の障害福祉サービス及び障害児通所支援事業所数	53事業所	-	-	-	-	-	現在より増加

2

## 3 ■重点施策5

基本目標	2 保健・医療・福祉サービスの充実						
施策の方向性	3. 障がい児支援の充実						
取組施策	(1)障がい児支援の充実						
個別施策	⑤児童発達支援センターの整備推進						
指標名	R5年度 (2023) 現在	目標					
		R6年 (2024)	R7年 (2025)	R8年 (2026)	R9年 (2027)	R10年 (2028)	R11年 (2029)
児童発達支援センターの数	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

4

## 5 ■重点施策6

基本目標	3 自分らしく活躍できる社会参加の促進						
施策の方向性	1. 雇用・就労の推進						
取組施策	(2)就労支援の推進						
個別施策	①一般就労移行・定着促進						
指標名	R5年度 (2023) 現在	目標					
		R6年 (2024)	R7年 (2025)	R8年 (2026)	R9年 (2027)	R10年 (2028)	R11年 (2029)
町商工会等と連携したインターンシップを実施した障害福祉サービス事業所数	0事業所	0事業所	0事業所	1事業所	2事業所	3事業所	4事業所

6

1 <北谷町第7期障害福祉計画及び北谷町第3期障がい児福祉計画における成果目標>

2 ■北谷町第7期障害福祉計画成果目標

3 (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

事項	数値	備考
現入所者数(A)	29人	令和4年度末(R5.3.31 現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	27人	令和8年度末の見込み
削減見込み目標値(C)	2人(6%)	C=A-B=E-D (国指針:目標5%以上削減)
新規入所者数(D)	2人	令和6年~令和8年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)	4人	令和6年~令和8年度末までの退所者の見込
地域移行目標数(F)	2人(6%)	(E)のうち、地域移行目標者(国指針:目標6%以上移行)

4  
5 (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

事項	設置方法		設置時期			設置方法		
	単独設置	共同設置	令和6年	令和7年	令和8年	新規設置	既存組織活用	その他
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	○		平成29年度設置済				○	
事項		回数又は人数						
		令和6年	令和7年	令和8年				
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		年3回	年3回	年3回				
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数		7人	7人	7人				
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		年1回	年1回	年1回				

6  
7  
8 (3)地域生活支援拠点等の機能強化

事項	整備区域※1			設置時期	
	単独設置	圏域設置	圏域の範囲		
地域生活支援拠点の整備	○			令和2年度設置済み	
	整備手法※2				
	多機能拠点整備型	面的整備型	多機能拠点+面的整備	その他	未定
		○			
事項		回数又は人数			
		令和6年	令和7年	令和8年	
コーディネーターの配置人数		4人	4人	4人	
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討(年間回数)		年1回	年1回	年1回	
事項		整備時期			
		令和6年	令和7年	令和8年	
強度行動障害者への支援体制の整備				○	
事項		整備時期			
		令和6年	令和7年	令和8年	
「体験の機会・場」機能の確保				○	
「専門的人材の確保・養成」機能の確保				○	
「地域の体制づくり」機能の確保				○	

## 1 (4)福祉施設から一般就労への移行等

事項	数値	備考
令和3年度の年間一般就労移行者数	2人	令和3年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労した者の数
目標年度(令和8年度)における年間一般就労移行者数	3人(1.50倍)	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国指針:令和3年度実績の1.28倍以上)
事項	数値	備考
令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数	1人	令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	2人(2.00倍)	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針:令和3年度末の1.31倍以上(31%以上)の増加)
事項	数値	備考
令和8年度末の管内就労移行支援事業所数(見込み)	1か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和3年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和3年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和8年度末における一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の数	1か所	国指針:就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
事項	数値	備考
令和3年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数	1人	令和3年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	2人(2.00倍)	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針:令和3年度末の1.29倍以上(29%以上)の増加)
事項	数値	備考
令和3年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数	0人	令和3年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	1人	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針:令和3年度末の1.28倍以上(28%以上)の増加)
事項	数値	備考
令和3年度における就労定着支援事業の利用者数	1人	令和3年度における就労定着支援事業の利用者数
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	2人	国指針:就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上(41%以上)とすることを基本とする。
令和8年度末の管内就労定着支援事業所数(見込み)	1か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和3年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和3年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和8年度末における就労定着率が7割以上の就労支援事業所の数	1か所	国指針:就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

7

8

1 (5)相談支援体制の充実・強化等

事 項	設置方法		実施時期		
	単独設置	圏域設置	令和6年	令和7年	令和8年
ア 基幹相談支援センターの設置	○				○
イ 地域の相談支援体制の強化					
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数			0	0	12
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数			0	0	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数			0	0	1
個別事例の支援内容の検証の実施回数			0	0	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数			0	0	1
ウ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善					
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)			1	1	1
参加事業者・機関数			14	14	14
協議会の専門部会の設置数			2	2	2
協議会の専門部会の実施回数(頻度)			4	4	4

2

3 (6)障害福祉サービスの質を向上させるための取組

事 項	参加時期及び人数		
	令和6年	令和7年	令和8年
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	3人	3人	3人

4

事 項	構築時期		
	令和6年	令和7年	令和8年
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	令和5年度構築済み		

5

事 項	回数		
	令和6年	令和7年	令和8年
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数(年間回数)	1回	1回	1回

6

7

1 ■北谷町第3期障がい児福祉計画成果目標

2 (1)重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

事 項	設置方法		設置時期		
	単独設置	圏域設置	令和6年	令和7年	令和8年
児童発達支援センターの設置	○				○

3  
4 (2)保育所等訪問支援等を活用した障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する  
5 体制の構築

事 項	構築時期		
	令和6年	令和7年	令和8年
保育所等訪問支援等を活用した障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築			○

6  
7 (3)主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

事 項	確保方法		確保時期		
	単独確保	圏域確保	令和6年	令和7年	令和8年
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		○	確保済み (中部圏域11か所)		

8  
9 (4)医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

事 項	設置方法		設置時期		
	単独設置	圏域設置	令和6年	令和7年	令和8年
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	○		設置済み		

事 項	設置方法			具体的内容
	新規設置	既存組織活用	その他	
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置		○		こども支援部会を活用

事 項	設置人数	設置時期及び人数		
		令和6年	令和7年	令和8年
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	8	8	9	10

12  
13  
14  
15

1 <北谷町第7期障害福祉計画及び北谷町第3期障がい児福祉計画における障害福祉サービス等の見込量>

2 ■障害福祉サービスの見込量

サービス名	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量			
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)	
(1)訪問系サービス	①居宅介護	利用者数(人/月)	43	50	51	52	53	54
		利用量(時間/月)	612	791.75	816	832	848	864
	②重度訪問介護	利用者数(人/月)	3	4	6	6	6	6
		利用量(時間/月)	1,328.5	1,586	2,534	2,534	2,534	2,534
	③行動援護	利用者数(人/月)	6	7	8	9	10	11
		利用量(時間/月)	124	189	216	243	270	297
	④同行援護	利用者数(人/月)	1	1	1	1	1	1
		利用量(時間/月)	58	100	100	100	100	100
	⑤重度障害者等包括支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
		利用量(時間/月)	0	0	0	0	0	0
(2)日中活動系サービス(就労系を除く)	①生活介護	利用者数(人/月)	64	68	69	70	71	72
		利用量(日/月)	1,288	1,370	1,380	1,400	1,420	1,440
	②自立訓練(機能訓練)	利用者数(人/月)	2	3	4	5	6	7
		利用量(日/月)	22	34	48	60	72	84
	③自立訓練(生活訓練)	利用者数(人/月)	5	8	8	8	8	8
		利用量(日/月)	72	91	91	91	91	91
	④宿泊型自立訓練	利用者数(人/月)	2	0	1	1	1	1
		利用量(日/月)	62	0	31	31	31	31
	⑤短期入所(福祉型)	利用者数(人/月)	17	20	20	20	20	20
		利用量(日/月)	99	153	153	153	153	153
	⑥短期入所(医療型)	利用者数(人/月)	0	1	1	1	1	1
		利用量(日/月)	0	5	5	5	5	5
	⑦療養介護	利用者数(人/月)	7	7	8	8	8	8
	(3)日中活動系サービス(就労系)	①就労選択支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	2
利用量(日/月)			0	0	0	0	32	32
②就労移行支援		利用者数(人/月)	10	1	2	3	4	5
		利用量(日/月)	167	10	32	48	64	80
③就労継続支援 A 型 (雇用型)		利用者数(人/月)	42	46	49	52	55	58
	利用量(日/月)	833	890	980	1,040	1,100	1,160	
④就労継続支援 B 型 (非雇用型)	利用者数(人/月)	92	93	96	96	96	96	
⑤就労定着支援	利用者数(人/月)	1	2	2	2	2	2	
(4)居住系サービス	①自立生活援助	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
	②共同生活援助 (グループホーム)	利用者数(人/月) (うち精神障がいのある人の利用者数)	37(11)	45(16)	48(17)	48(17)	49(18)	50(19)
	③施設入所支援	利用者数(人/月)	31	29	29	29	28	27
(5)相談支援	①計画相談支援	利用者数(人/月)	100	88	90	93	96	100
	②地域移行支援 (うち精神障がいのある人の利用者数)	利用者数(人/月)	1(1)	0	0	1(1)	1(1)	1(1)
	③地域定着支援 (うち精神障がいのある人の利用者数)	利用者数(人/月)	0	0	0	1(1)	1(1)	1(1)



## 1 ■地域生活支援事業の見込量

事業名	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
(1)理解促進研修・啓発事業 【必須事業】	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
(2)障害者相談支援事業【必須事業】							
障害者相談支援事業	実施箇所数(箇所)	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター機能強化事業	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数(人/年)	83	132	150	160	170	180
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数(人/年)	3	3	3	4	4	4
(3)成年後見制度利用支援事業【必須事業】	実利用者数(人/年)	0	1	1	1	1	2
(4)意思疎通支援事業【必須事業】							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数(件/年)	38	23	27	27	27	27
②手話通訳者設置事業	実施箇所数(箇所)	0	0	0	0	1	1
(5)日常生活用具給付等事業【必須事業】							
介護訓練支援用具	実利用者数(件/年)	3	5	3	3	3	3
自立生活支援用具	実利用者数(件/年)	6	5	6	6	6	6
在宅療養支援用具	実利用者数(件/年)	2	4	2	2	2	2
情報意思疎通支援用具	実利用者数(件/年)	2	5	2	2	2	2
排泄管理支援用具	実利用者数(件/年)	43	42	42	42	42	42
住宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実利用者数(件/年)	0	1	1	1	1	1
(6)手話奉仕員養成研修事業【必須事業】	新規登録者数(人/年)	0	0	0	3	1	1
	実利用者数(人/年)	40	39	40	40	40	40
(7)移動支援事業【必須事業】	延べ利用時間(時間/年)	3,264	3,610	3,600	3,600	3,600	3,600
(8)地域活動支援センター機能強化事業【必須事業】	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数(人/年)	35	38	39	39	39	39
(9)その他事業【任意事業】							
①日中一時支援事業	実利用者数(人/年)	99	82	62	62	62	62
	延べ利用時間(時間/年)	7,268	6,452	5,575	5,575	5,575	5,575
②社会適応支援事業	実利用者数(人/年)	5	2	4	4	4	4
	延べ利用時間(時間/年)	107.5	62	152	152	152	152
③自動車運転免許取得・改造費助成事業	実利用者数(人/年)	1	3	3	3	3	3

1 ■地域生活支援促進事業の見込量

事業名	活動指標	第6期計画実績		実績見込 R5年度 (見込)	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)		R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
<b>障害者虐待防止対策支援事業</b>							
市町村障害者虐待防止センターの体制整備	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数(人)	4	4	4	4	4	4
地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備	実施箇所数(箇所)	0	0	0	0	0	0
	実利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者等に対する研修	研修開催数(回/年)	0	0	1	1	1	1
障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業	実施箇所数(箇所)	0	0	0	0	0	0
<b>家族のスキル向上支援事業</b>							
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施	開催数(回)	0	1	1	1	1	1
	参加数(人)	0	4	4	4	4	4

2

3 ■障害児通所支援等の見込量

サービス名	活動指標	第6期計画実績		実績見込 R5年度 (見込)	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)		R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
①児童発達支援	利用者数(人/月)	33	33	35	36	37	38
	利用量(日/月)	402	408	452	465	478	491
②放課後等デイサービス	利用者数(人/月)	112	135	143	151	159	167
	利用量(日/月)	1,556	1,916	2,145	2,265	2,385	2,505
③保育所等訪問支援	利用者数(人/月)	8	15	18	21	24	27
	利用量(日/月)	20	29	36	42	48	54
④居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人/月)	0	0	2	2	2	2
	利用量(日/月)	0	0	180	200	200	200
⑤障害児相談支援	利用者数(人/月)	62	51	53	56	59	62

4

5